

C. 国レベル実施体制

1. 全体機構

a. ODAに関する政府機関、省庁、実施機関の名称

ドイツの援助実施体制（カッコ内は監督機関）

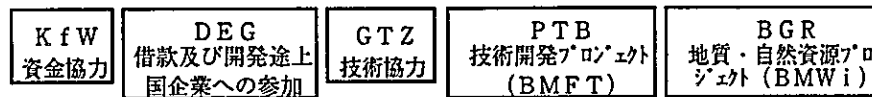
関係省庁



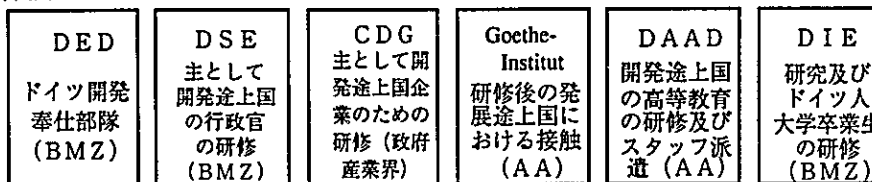
主として資金援助

主として技術援助

政府系実施機関



準政府機関

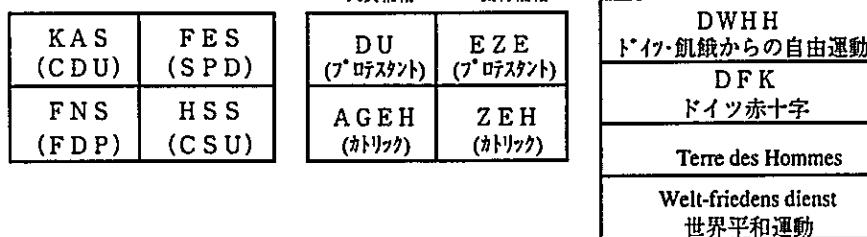


政府資金を受け取っているNGO

政治財団

協会組織

その他組織



出典：『日本・アメリカ・ヨーロッパの開発協力政策』（1992）



## 2. 政策立案体制と各実施機関の関係

二国間援助、多国間援助あるいは資金協力、技術協力の如何を問わず、BMZが援助政策の企画・立案を所掌しており、個々のプロジェクトの決定に当たっては、外交政策の面から外務省と、予算面から大蔵省と、その他案件ごとに経済省等の省庁と協議する。実施は資金協力については復興金融公庫（KfW）、技術協力についてはドイツ技術協力公社（GTZ）が中心となって行っている。

技術協力の実施機関については、相手国内で展開されるプロジェクト協力に対してはGTZ、ドイツ国内で実施される研修員受入事業は、研修実施機関（PFS）と呼ばれる国際開発財団（DSE）、カールデュイスベルグ協会（CDG）、アカデミック交換サービス（DAAD）が実施しており、GTZのカウンターパート研修もこれらPFSに委託実施されている。

ドイツ連邦政府の他、BMZと調整して州政府も技術協力を行っている。こうした協力は殆どの場合が、GTZからのアドバイスを受けて実施されている。

出典：「先進国援助機関・国際機関における開発調査実施方法に関する報告書」（1987）

二国間援助は、BMZ、KfW、GTZによって分担されており、研修やボランティア派遣等の技術援助は、DIE、DSE等の準政府機関によっても実施される。BMZ、KfW、GTZの組織機構はほぼ同様な形態を取っており、カントリー・デスク、分野別特別ユニット、広報、管理部門に分かれている。

出典：「JICAオーストリア事務所報告」（1996.2）

各組織の基本的な位置付けは次のとおりである。

KfWはBMZの監督の下で二国間資金協力を担当する政府系金融機関である。KfWはBMZの政治的・政策的判断の枠内において、援助実施を検討する各プロジェクトを技術的観点から検討を行い、援助を実施した場合の援助効果を見極める。最終的にはKfWの検討結果を踏まえ、BMZにより実施案件が決定されると、KfWが資金協力（有償、無償）を実施することになる。一方、GTZは100%政府出資の株式会社となっており、BMZとの委託契約により個別の具体的な技術協力を行っている。

出典：「主要先進国の無償援助」（1989）

援助実施に関するBMZとKfW、GTZとの協力体制は以下の通りである。

### ①BMZとKfWの関係

連邦政府とKfWは「一般契約」を結んでいる。その主な内容は次の通りである。

- ・ KfWは連邦政府との協定又は決定に従って、援助対象国に対して貸し付けを行う。
- ・ 連邦政府は、KfWの任務実行に必要な権限を与える。

- ・ K f Wは連邦政府に対して、プロジェクトに関する情報・結果等を報告する。

## ②BMZとGTZの関係

連邦政府とGTZは「一般契約」を結んでおり、その主な内容は次の通りである。

- ・ GTZは第三者からも技術協力の受託ができる。
- ・ GTZの受託は再委託（サブコントラクト）できる。
- ・ BMZは、必要に応じて、GTZのスタッフの交代、召還を要求できる。
- ・ GTZは委託業務の実施状況についてBMZに報告する。

出典：「先進国援助機関・国際機関における開発調査実施方法に関する報告書」（1987）

政策レベルでは、BMZが主要な役割を持っているが、他の省庁、州政府も開発援助に重要な役割を果たしているといえる。しかしながら、全体の機能を調整する組織は存在しない。また、BMZと援助実施機関の業務分担が明確でなく、資金援助と技術援助の分けも合理的でないと指摘されている。

開発援助以外の中央政府レベルの担当分野は、経済省（貿易、直接投資とドイツの輸出促進）、農務省（農産物貿易、食糧援助、FAO）、環境省（環境整備）、内務省（難民、亡命者支援）、外務省（平和維持活動－防衛庁との協力による）、財務省（債務）となっている。

ドイツODAの4分の1以上は、BMZ以外の中央省庁の担当となっている事実から、省庁間の調整が非常に重要であると考えられている。そのため、BMZは、新援助政策（世界人類の安全保障）のもとに、省庁間の政策協議と各国別プログラムの調整を遂行することを期待されている。具体的案としては、各省庁内に、プロジェクト実施の審査を行う、Development Cabinetを設置することである。

次に、"Development policy in one hand"といわれるように、BMZが行う欧州開発政策、地球環境イシュー、人道的援助へ、現在他の省庁が担当している分野を組み込むことが考えられている。

出典：Development Co-operation Review Series（1995）

ドイツ国際開発財団（DSE）は、主として政府資金により設立・運営されている特殊法人（財団法人）であり、ほとんどの研修員が開発途上国からのODA研修員である。西ドイツの各州政府が行う研修員受入事業を委託されることもあり、州政府からの補助金も重要な資金源になっている。GTZプロジェクトのカウンターパート研修は、DSEの集団コースに参加することが多い。

出典：「先進国技術協力実施状況調査報告書」（1988）

D S Eは各地に次のような各専門機関を持ち、研修員受入事業を実施している。

ベルリン	経済社会開発センター	バドホネフ	地域適応センター
	開発情報センター	マンハイム	工業振興センター
	行政振興センター		
ボン	教育・科学・刊行物センター		
フェルダーフィン	食糧農業開発センター		

出典：「主要先進国における援助要員の人材養成・確保に関する調査」（1989）

カール・デュイスベルグ財団（C D G）は、本来、カール・デュイスベルグという一事業家が始めた民間技術交流事業であり、現在でもその目的は継承されているが、同時に政府の研修事業の、一つの大きな実施機関になっている。C D Gにおける研修はいわゆる「個別研修」であり、民間企業による受注が主であり、宿泊先も企業の寄宿舎やホーム・ステイ方式を採っている。C D Gが独自に研修員を受け入れることも多く、他の先進国からの技術研修員の受け入れ等幅広く事業を展開している。先進国研修の場合は留学的な側面もあり、各国の企業が自社の社員を派遣してくることもある。

出典：「先進国技術協力実施状況調査報告書」（1988）

## II. 主要援助実施機関の概要

### A-1: 経済協力省 (Bundesministerium für wirtschaftliche Zusammenarbeit und Entwicklung : BMZ) の概要

#### 1. 設立の沿革、設立年、目的、法的根拠、本部所在地

BMZは1961年11月14日に西ドイツ連邦政府の経済協力を司る新しい省として設立されたが、当初その権限は経済協力に関する調査に限定されており、実質的な政策決定は各省の開発委員会でなされていた。

出所：「先進国技術協力実施状況調査報告書」（1988）

設立理由は次の3点である。

- ①外務省、経済省、及びその他の省庁の間で調整問題が発生し、そのいずれかが援助全体を管轄しても解決できるものではなかった。
- ②1960年代初めに、開発援助の分野で活動する連帯グループで党派性のない省を求める声がすでに大きくなっていったが、議会がこれを強く支持した。
- ③キリスト教民主同盟・キリスト教社会同盟（CDU／CSU）との連立の交渉にあたって、自由民主党（FDP）のリーダーであったワルター・シールが自党にもうひとつ省を与えよと強く主張した。

1962年に出された連邦首相令で、BMZの機能は、援助戦略及び計画の立案と他の省庁によってとられる方策の調整に限られた。

出所：「日本・アメリカ・ヨーロッパの開発協力政策」（1992）

その後、1972年の機構改革により権限強化され、各省に分立していた経済協力関係予算をほぼ一元化、以来ODA予算の大部分を掌握している。

出所：「先進国技術協力実施状況調査報告書」（1988）

本部所在地

Friedrich-Ebert-Allee 114-116, 53113 BONN

Tel. (02 28) 5 35-0 Fax. (02 28) 535-3500

Press: Wolfgang Kanera

## 2. 事業の範囲と内容

BMZの業務は、次のように決められている。

- ①開発協力の計画と調整
- ②発展途上国との交渉
- ③融資
- ④非政府機関との調整
- ⑤他の供与国や多国籍機関との調整
- ⑥資金利用の監視

出所：「日本・アメリカ・ヨーロッパの開発協力政策」（1992）

二国間援助には政府が直接行うものと、NGOを通して行われるものがある。また、二国間援助の枠組みの中で、次の協力方法がとられている。

### ①Financial Cooperation and/or Capital Assistance (FC)

開発途上国へ、低金利で貸し付けられる有償資金協力であるが、最貧国へは無償協力となる。この協力は合意済みの具体的プロジェクト協力、プログラムへの輸入資材援助、また開発途上国側の体制作りのために行われるものである。

### ②Technical Cooperation and/or Technical Aid (TC)

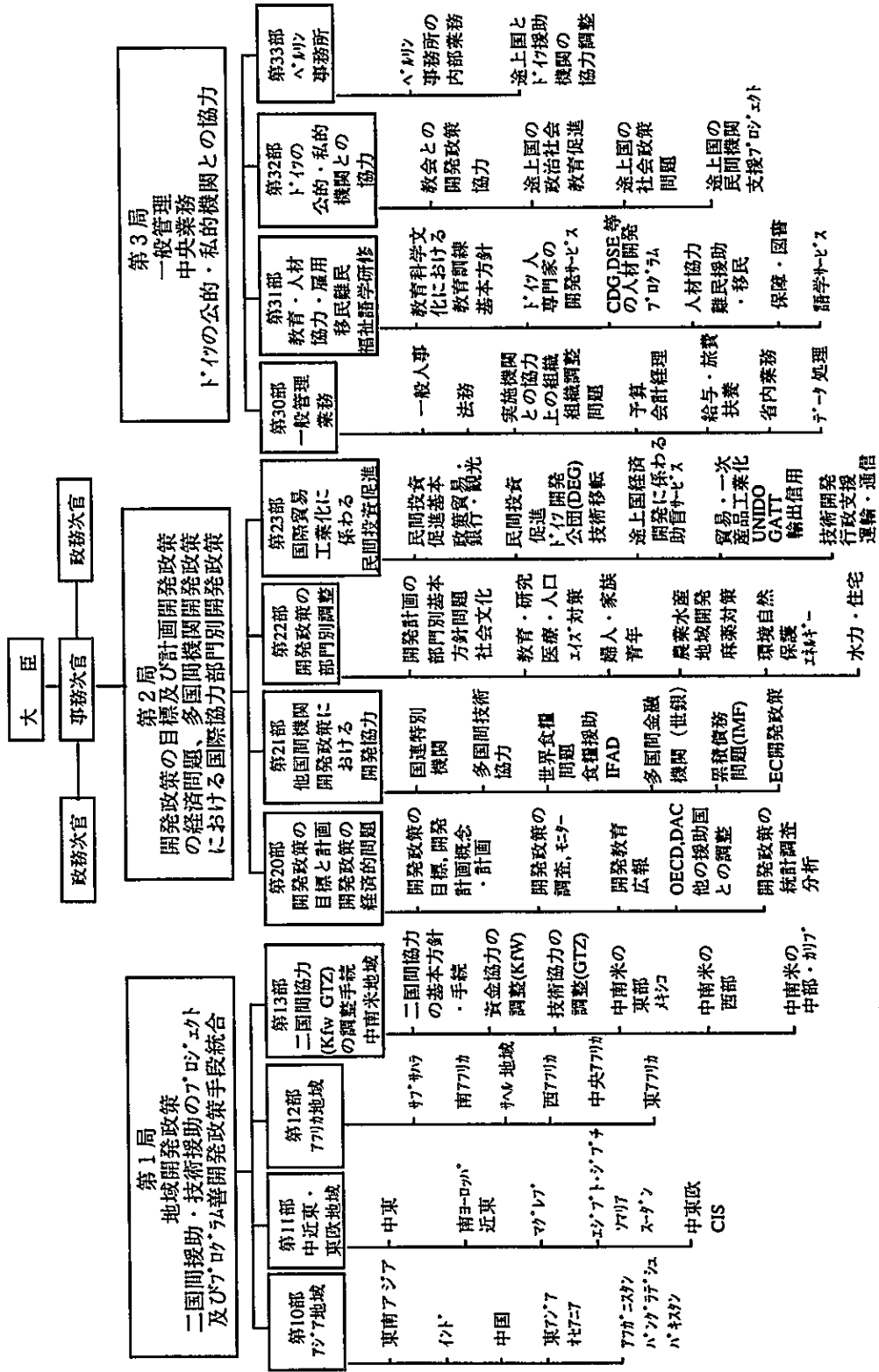
これは無償で行われる協力であり、連邦政府によるもの、政府資金を使って民間機関によって行われるものに分かれる。

### ③Personnel Cooperation (PC)

人的資源を開発援助の中核と考え、開発途上国の専門家及びエグゼクティブ・スタッフの研修、職業への連結、専門家の養成と派遣等を行うものである。

出所：「JICAオーストリア事務所報告」（1993.9.24）

ドイツ経済協力省 (BMZ) の組織図 (1996年2月現在)



出所: 「JICAオーストリア事務所報告」(1996.2)



## b. 本部の機能と役割、権限、人員数

BMZの職員は約600名で、ボンの本部、ベルリンの支部に配置されている。BMZの組織は3局で構成され、第1局が地域開発政策、二国間資金協力及び技術協力の計画作成等を担当、第2局が多国間援助、開発政策における国際協力等を担当、そして第3局が一般管理（旧東ドイツの援助機関の統合調整及びNGOとの協力を含む）等を担当している。

BMZの職員は主な援助対象国内の在外公館（現在インドネシア、インド、ケニアなど15ヵ国程度）及び国連、OECD（経済協力開発機構）、EC等の国際機関に派遣されており、いずれも外交官待遇を受けている。BMZを含む在外公館における経済協力関係部局員数は217人である（1992年12月現在）。

## c. 海外事務所の機能と役割、権限、人員数、所在地リスト

BMZは連邦省の一つであるため海外事務所はなく、全て在外公館員、外交官として出向の形をとっている。

BMZの人員構成

機構	担当業務	職員
第1局 (4部21課) [地域担当局]	地域開発政策、二国間経済技術協力計画・調整	1) 行政官 約360人 1局 約120人 2局 約120人 3局 約120人  2) その他(秘書等) 約230人  計 約590人
第2局 (4部21課) [セクター担当局]	開発政策の目標・計画、多国間協力、部門別開発計画	
第3局 (4部2課)	一般管理(人事、法務、予算・会計等)、国内公的・民間機関との連絡	

出所：「JICAオーストリア事務所報告」(1993.9)

*Development Co-operation Review Series* (1995)

#### 4. 過去3年間の実績

##### a. 国別援助額

##### b. セクター別援助額

BMZはドイツODAを統括しているため、援助実績は国レベルのそれとほぼ同一であると考えてよい。I.B.2.a.b及びcを参照。

#### B. BMZと外部機関との協調

##### 1. 国際機関

##### a. 指針

##### b. 国際機関の定期協議の有無

ドイツの開発援助は二国間が主で、それが多国間援助に拡大し、更に遅れてヨーロッパの援助にもコミットしたという経緯をたどっている。

ドイツはEUにとって第1の資金拠出国であり、国際機関に対しても主要拠出国として貢献しているが、これら機関に対して、ドイツは財政面を除いて積極的なイニシアティブは取っていない。これは過去の歴史の教訓と国際機関でのキャリアが自国で職業経歴として有利にはならないという背景、そして従来から二国間援助指向であったドイツが多国間援助では後発国であったためである。ドイツは多国間援助において世銀を重視し、特にIDA (International Development Association: 国際開発協会) に多額の払込みを行っている。

出所：「日本・アメリカ・ヨーロッパの開発協力政策」(1992)

開発途上国に影響を及ぼす、多様な政策の調整を目指すEUレベルでの協議は、"Article 130 of the Treaty of Maastricht" で、初めて規定された。

出所：Development Co-operation Review Series (1995)

ドイツは大半の国際機関、国際組織において、その設立当初からの活動的なメンバーである。多国間援助の運営管理については、BMZ (国際金融機関及びいくつかの国連機関を担当) と連邦外務省 (AA) (国連を担当) 及び他の省とで分担されている。欧州開発基金の第8次ファンディングが現在議論されているヨーロッパ計画 (European programmes) のために、財務省、経済省、BMZ、AAの4省が参加している。多国間援助は、二国間援助で実施するには金額が巨大すぎる場合や政治的にセンシティブな場合には、開発協力に最も適した形態であると見られている。国際協力に対する積極的な姿勢が根強い一方で、近年のドイツではこれらの活動のさらなる効果、効率化を要求す

べきとの声も強い。これは援助の全体額が伸び悩み、二国間援助と多国間援助の適切なバランスを維持することが困難となってきたドイツにとっては重要な問題となっている。

出所：Development Co-operation Review Series (1995)

## 2. 3. 他国との三国間援助の概要

- a. 指針
- b. 定期協議の有無
  - 1. C. 2を参照

## 3. NGOとの協調

- a. 指針
  - ・規定
  - ・援助戦略におけるNGOの位置付け

1962年、ドイツは、他国に先駆けて初めてNGOに対する協調融資制度を導入し、その後、この制度は発展を遂げてきた。一般的に、ドイツ国内では、NGOの対外援助活動について前向きな雰囲気があり、分野によっては政府の対外援助よりも能率的であるとの評価がある。

ドイツ政府は、開発援助を実施するに当たり、ドイツNGOと協力して行くことを重視し、過去30年間以上にわたり、その開発活動を支援してきた。NGOの実施すべき活動の優先順位、目的には広範なコンセンサスがある。すなわち、開発途上国の貧困緩和や、個人の権利及び自由の確保が重視されている。

実際問題として、在外公館はスタッフの数が限られ、しかも、公的な立场上活動に制約があるのに対し、NGOは活動も比較的自由でその範囲も広く、また、NGOがテスト・ケースとして小規模プロジェクトを実施し、成功すれば、政府が大きな同種プロジェクトを実施するような場合もある。また、政府とNGOとの間の政策対話を通じ、相互に影響を与える面がある。特に政府と大手NGOは定期的に協議している。BMZは国別協議をNGOとの対話の中心に捉えている。総じて政府とNGOは相互補完的な関係にある。

出所：「ODAによるNGO支援」(1995.4)

### 担当機関

ドイツでは、経済協力省(BMZ)が、ODAによるNGOの対外援助活動を支援している。同省第32部がNGO部であり、総勢32名のスタッフから成っている。その下に、第320課(教会関係NGO)、第321課(政治組織の政治活動関係)、第322課(同社会・経済協力関係)、第323課(その他NGO)がある。

出所：『ODAによるNGO支援』（1995.4）

### 支援実績

ドイツでは、開発援助に従事するNGOは、約2,000存在すると推測されており、そのうち約150が政府の財政支援を受けている。経済協力省のNGO関連予算は、1962年度から92年度までの累積で約93億マルク、また、92年度、約8.3億マルクで同省予算で約1割を占めている。そのうち大半が毎年度の予算上、教会及び政治組織に割り当てられている。

出所：『ODAによるNGO支援』（1995.4）

### NGOへの政府支援の実績\*

(単位：百万ドル)

年度	政治組織 <sup>b</sup>	教会	他NGO <sup>b</sup>	開発教育	合計	ODAに 対する割合(%)	民間 からの支援
1990	187.6	169.2	43.6	4.1	404.5	6.4	756.8
1991	189.2	174.8	47.3	3.3	414.6	6.0	763.4
1992	208.5	188.1	52.0	3.5	452.1	6.0	854.8
1993	197.4	179.0	53.7	2.4	432.5	6.2	867.4

a NGOによる食糧援助を除く

b 社会インフラ援助を含む

出所：Development Co-operation Review Series (1995)

### b.: 協力NGOの分類

#### ・分野、活動内容

ドイツのNGOは、教会（プロテスタント、カトリック）、5つの政党系開発援助財団、及びその他の民間援助団体に分類される。

NGO活動の重点分野は、上記3グループにそれぞれの特徴がある。教会は開発途上国の貧困との連帯を通じて自助努力を啓発することを中心に活動している。政党の開発援助団体は開発途上国の労働組合、政党、農村を中心とした自助組織、マスコミ関係の活動促進、その他の私的団体は知識経験に応じて様々な活動を行っているが、特に貧困層の経済・社会状況を環境に配慮した手法で直接改善していくことに、中心が置かれている。

出所：『我が国の政府開発援助（上巻）』（1995）

対外開発援助を行うNGOへの支援方式は2つである。1つは教会関係、政治組織のための方式であり、これらについてはBMZの窓口が絞られており、BMZはこれらの窓口を通じて相手に支援、対話を行う。他方、その他NGOは、プロジェクト毎にBMZに申請する。

NGOへの政府の助成の比率を見ると、伝統的で公的性格の強い教会系と政党系のNGOが二大グループであり、その他のNGOは、数は多いがマイナーな存在である。このような配分になっている背景は、教会関係は、歴史的な理由、現地支援の実績、社会的影響力があり、また政治組織は、各政党とのつながり、ドイツ政府の外交政策ないし国益実現などがその背景と思われる。

BMZは途上国の現地NGOに対しても、直接の支援を行っている。支援はドイツNGOに対するのと類似の方法で行われている。しかし、助成金の交付は、当該国政府経由で行われている。また、BMZは現地NGOへの直接支援にあたって、関連するドイツNGOとの事前協議を行い、BMZとドイツNGOとの関連にひびが入らるように配慮している。

出所：「ODAによるNGO支援」（1995.4）

#### c. 登録制度について

##### ・資格基準等、窓口となるNGOの有無

政府からの支援を受けるためにNGOとして登録する必要はない。ただしBMZはプロジェクト助成の条件として次の点を挙げている。

- ①開発途上国における貧困層の経済、社会、環境の改善に直接携わる。
- ②こうした貧困層の自助努力を援助する。その際、事業の企画、実行に当たってパートナーとして参加する。
- ③一定の時間及び方法で達成され得る明確な目標がある。
- ④相手国の開発目標及びドイツ政府の基本方針に一致している。

また、助成金の対象となるNGOの申請資格は、連邦予算法のガイドラインに示されている。実績が良好であれば、1つのプロジェクトについて最長4年間まで継続が認められる。当局は会計関係書類等により認可の決定を下す。各NGO所定の様式に従い「開発協力における民間活動団体のための相談事務所」を通じ、BMZに申請する。BMZはその性質により外務省、財務省などと協議し、助成金交付を決定する。

民間NGOに対する「助成の基準」は次の通りである。

- ①ドイツに所在する公益法人であること（民間の国際組織の監督下でないこと、民間企業の出資を受けていないこと、ドイツ国内の上部団体がある場合は上部団体が対象）
- ②援助計画を効果的に実施するための専門的、管理的能力を有すること
- ③援助対象国において、開発援助のための非営利で、かつ実施能力のあるパートナー団体を有すること（ドイツNGOが当該団体の長を兼ねてはならない）
- ④最低3年間、自立的かつ、持続的に援助活動を実施した経験を有すること
- ⑤計画が住民に直接役立ち、対象国に対するドイツ政府の援助方針に合致し、一定期間内に効果を発し得るものであること

ドイツには若干のアンブレラ組織が存在する。例えば、BUKOという組織は、200もの地方組織のためのアンブレラ組織である。これらの組織のあるものは、地方政府、連邦政府、EUの支援を受けている。これらのアンブレラ組織は、財政支援の窓口になるだけでなく、議会や政府との政治対話も行う。

出所：『ODAによるNGO支援』（1995.4）

#### d. 主要NGO(名称、協力内容、援助額等)

##### ・教会系財団

歴史的には、教会組織は海外に布教活動を展開し、開発協力活動についても先駆者であり、政府に対し財政支援を要請し、NGO支援制度導入の端緒を開いた。カトリック教会運営の主な団体は、カトリック開発協力センター、ミセレオール、開発協力団であり、プロテスタント教会の主な団体は、福音教会開発協力センター、世界にパンを、教会開発協力団、海外奉仕団、福音教会伝道事業、国際教会奉仕団である。

その目的は、開発途上国の人々を貧困や飢餓から救済することであり、活動分野は教育、医療、農業、林業、福祉、地方開発に及んでいる。現地人の自己責任と自立のための援助を主眼とし、通常、途上国にあるパートナー団体が自立的にプロジェクトを実施する形式をとる。

##### ・政府系財団

フリードリッヒ・エーベルト財団(FES)、コンラッド・アデナウアー財団(KAS)、フリードリッヒ・ナウマン財団(FNS)、ハンス・ザイデル財団(HSS)、財団連合レーゲン・ボーゲン(SVR)の5財団である。これら財団は、開発途上国の労組、政党、同業組合、その他の政治的・社会的グループと密接な関係を維持しつつ活動している。これら団体の開発政策活動の重点は、養成施設を援助して労組と政党を強化すること、特に農業地域での互助団体の援助、マスメディア分野での教育、生産技術を含めた成人教育、開発途上国での社会学研究の拡充に置かれている。伝統的な開発途上国のみならず、東欧等にも支援が行われている。1991年末には、315人の財団専門家が開発途上国で活動した。(FSS 112人、KAS 75人、FNS 65人、HSS 53人)

##### ・その他のNGO

およそ90の団体がBMZからの助成を受けている。これらの団体は、特定地域での豊富な知識と経験を持ち、多様な開発協力プログラムを実施している。特に重点が置かれているのは、現地貧困層の経済・社会状態の改善策である。

出所：Development Co-operation Review Series (1995)

『ODAによるNGO支援』（1995.4）

NGOが最も重点を置く分野は、技術、及び一般教育、研修であり、次に基礎保健医

療プログラムである。

出所：「JICAオーストリア事務所報告」（1993.9）

専門技術をもった民間NGOとしては以下のものが主に挙げられる。

Andheri Aid/Association of Emergency Children's Relief/Association of German Doctors  
 German Adult Education Association/German Agro-Action/German Caritas  
 German Development Association for Social Housing and Settlement (DESWOS)  
 Germany Leprosy Relief/German Red Cross/Medico International  
 Organization for Rehabilitation through Training (ORT) /Terre des Hommes  
 Workers Welfare

出所：DONOR PROFILES（1990）

#### e. 協力スキーム

##### 助成率

教会関係は、募金活動、教会税などの自主財源が多く、かつ、政府からの独立性を維持する意向が強いので助成率はプロジェクト総額の60%程度である。政治組織は、自主財源の獲得能力が低く、かつ各政党とつながっており、政府からの独立性には問題がないため、ほぼ100%の助成率となっている。その他NGOに対しては、プロジェクト毎に審査が行われ、原則100万マルクまで（ただし、初めて助成金を受ける場合は、5万マルクまで）、かつ支出の75%を限度として助成される。このような限度は、NGOの独自性を維持するために必要とされており、同様な理由から、NGOは、最低支出の10%を自ら拠出する必要がある。残りの15%は、開発途上国からの民間資金または、寄付を期待してもよい。また開発教育関係のプロジェクトについては、NGO自身の負担率は、25%を下回っても差し支えなく、またプロジェクト経費の10%まで管理費を計上できる。

出所：「ODAによるNGO支援」（1995.4）

##### 管理費助成

一般のNGOの管理費は助成の対象にならない。しかし、BMZとの間で協定が結ばれれば、最大で管理費の12%が助成の対象になる。政治組織については、開発援助経費のほぼ100%が支給され、プロジェクト経費の総額の14%までが管理費として認められる。

出所：「ODAによるNGO支援」（1995.4）

なおドイツNGOの自己資金による1993年の援助実績は、13億3,500万ドイツマルクである。

出所：「我が国の政府開発援助（上巻）」（1995）

f. 協力推進の問題点、留意事項（責任性の確保、NGOの主体性、独自性と援助機関の援助政策、戦略等との整合性）

NGOがプロジェクト支援を認可されても、経費の支給は分割払いであり、当局によりその推進状況が審査される。活動が芳しくない場合は資金の引き上げすらおこなわれる。すべてのNGOは、1年に1度プロジェクトの進捗状況及び経理状況についてBMZに報告書を提出する。また、半年に1回中間報告書を提出する。教会関係の場合、年次総額を年3回に分割して支給される。経理報告には、公認会計士のチェックを必要とする。

FESによれば、政府への報告については一定の規則があり、いずれも12月31日付で、1月ないし2月までに提出する。報告書においては、これまでの事業の評価と今後どのように継続していきたいかなどを記述するとともに、当該国の政治経済状況についても記述する。このような年次報告とは別に、6月30日付で中間報告も提出する。評価は重要なプロセスであり、BMZはこの点詳細な検討項目を定めている。

ドイツは、政府による協調融資制度を最初に導入した。以来、今日に至るまでこの制度は発展を遂げてきており、この制度に対して世論は肯定的である。ドイツ再統一後の財政赤字により、現在、NGO支援予算も頭打ちの状況にあるが、これは一時的な現象であると考えられる。

NGO側の問題点として指摘されたのは、政府資金を受けることにより、NGO及びこれとつながっている現地NGOの、そのような資金への依存度が高まる点である。これを回避するために、政府資金はプロジェクト・コストの75%を限度とするなどの条件が適用されている。

出所：「ODAによるNGO支援」（1995.4）

1991年、Working Group of Development Service of the Church（AGKED）とミセレオールが主導となる教会系財団は、教会組織による開発援助のプロジェクト評価テクニック、及び評価手順全般に関するハンドブックを作成しており、他の大規模NGOは、同様な評価指針を採用している。

さらに、1994年、BMZはこれらNGOの評価方法を審査した。ほとんどの組織は、個々のプロジェクト評価のために、評価部を設けている。しかし、資金的問題のため、外部専門家ではなく、内部評価に留まることが多い。そのため、外部の専門家を必要とする長期プロジェクト、パイロットプロジェクトに関しては、3万マルクを限度として、政府から助成が行われる。

NGOの資金運用は、公的機関、German Central Institute for Social Affairs（DZI）によって監督される。各NGOに関する情報は、DZIから入手可能である。

出所：Development Co-operation Review Series（1995）



## 4. 地方自治体との関係について

- a. 地方自治体の国際協力事業
- b. 地方自治体とBMZとの連携の有無と事例

ODAの約7%は州政府から支出されている。これは主として、大学での奨学金という形で各州の文化・教育省の予算から出されている。他の州省庁からの助成金は、開発途上国からの研修員トレーニング、難民、亡命者支援に支出されている。

以前は州政府の援助活動の計画・実施は、中央政府から独立していたが、現在は、経済協力合同委員会の会合で、中央政府レベルの活動と調整を図っている。

出所：Development Co-operation Review Series (1995)

地方自治体による技術協力に関して、特に法的な根拠や規制等はない。連邦政府は財政法上、地方政府の活動に対して資金援助を行うことを許されていない。ただし、地方政府などの相手国側組織が成長してNGOと認められるようになった場合、政府としてはそのNGOのプロジェクトの資金の75%までを援助することができる。

1962年から連邦政府と各州政府とは毎年2回合同委員会を開催して意見交換を行っている。この委員会には、国内の各援助実施機関も参加している。

出所：「先進国技術協力実施状況調査報告書」(1988)

市町村なども国際協力に参加している。国内の他の適当な組織を探し、その組織に資金を提供し、国際協力活動資金として使用させたりしている。さらに姉妹都市関係にある英国の町と共同でアフリカ向け援助を行っている例もある。

出所：「先進国技術協力実施状況調査報告書」(1988)

開発援助政策は国の政策であって、基本的には連邦政府の責任に属すが、州政府もBMZと調整しながら、かつ殆どの場合GTZからアドバイスを受けて、技術協力を実施している。とりわけ教育と文化に関しては州の独自性が高いため、この分野では開発途上国からの研修員の受入れに大きな役割を果たしている。その他、州はドイツの主要な開発援助実施機関に補助金を支出したり、開発教育を促進する業務を行っている。また、国の開発援助活動に専門家を外向させて連邦政府を支援したり、開発途上国で独自のプロジェクトも実施している。

出所：「日本・アメリカ・ヨーロッパの開発協力政策」(1992)

## A-2. 技術協力公社 (Deutsche Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit (GTZ) GmbH) の概要

### 1. 設立の沿革、設立年、目的、法的根拠、本部所在地

1975年1月に開発援助事業団 (B f E) と開発途上国援助促進公社 (GAWI) が合併して、全額政府出資の株式会社として設立された。BMZと技術協力プロジェクトの実施、技術協力に関するコンサルティング業務、人材養成、機材購送などを委託契約している。GTZの組織形態は民法 (private law) によって規定されている。

出所：「先進国技術協力実施状況調査報告書」(1988)

本部所在地 Deutsche Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit (GTZ) GmbH  
Dag-Hammarskjöld-Weg 1-5, 65760, Eschborn  
Germany  
Tel. (+496196) 79-0  
Fax. (+496196)79-1115

### 2. 事業の範囲と内容

GTZの主な業務は次の通りである。

- ①技術協力プロジェクトの計画、審査、実施、調査
- ②他の援助機関に対する技術的助言
- ③技術協力専門家の養成、確保、派遣
- ④技術協力実施に必要な機材の調達
- ⑤有償技術協力 (注)

注：1) 連邦政府からの委託に基づく実施業務 (連邦政府との間に相互の権限を規定した「一般契約」の締結あり。更に個別プロジェクト毎に「プロジェクト契約」を締結)。

2) GTZは連邦政府以外の第三者 (EU、UNHCR、中東産油国等) からの技術協力も受託。

(オーストリア事務所報告 (1996.2) )

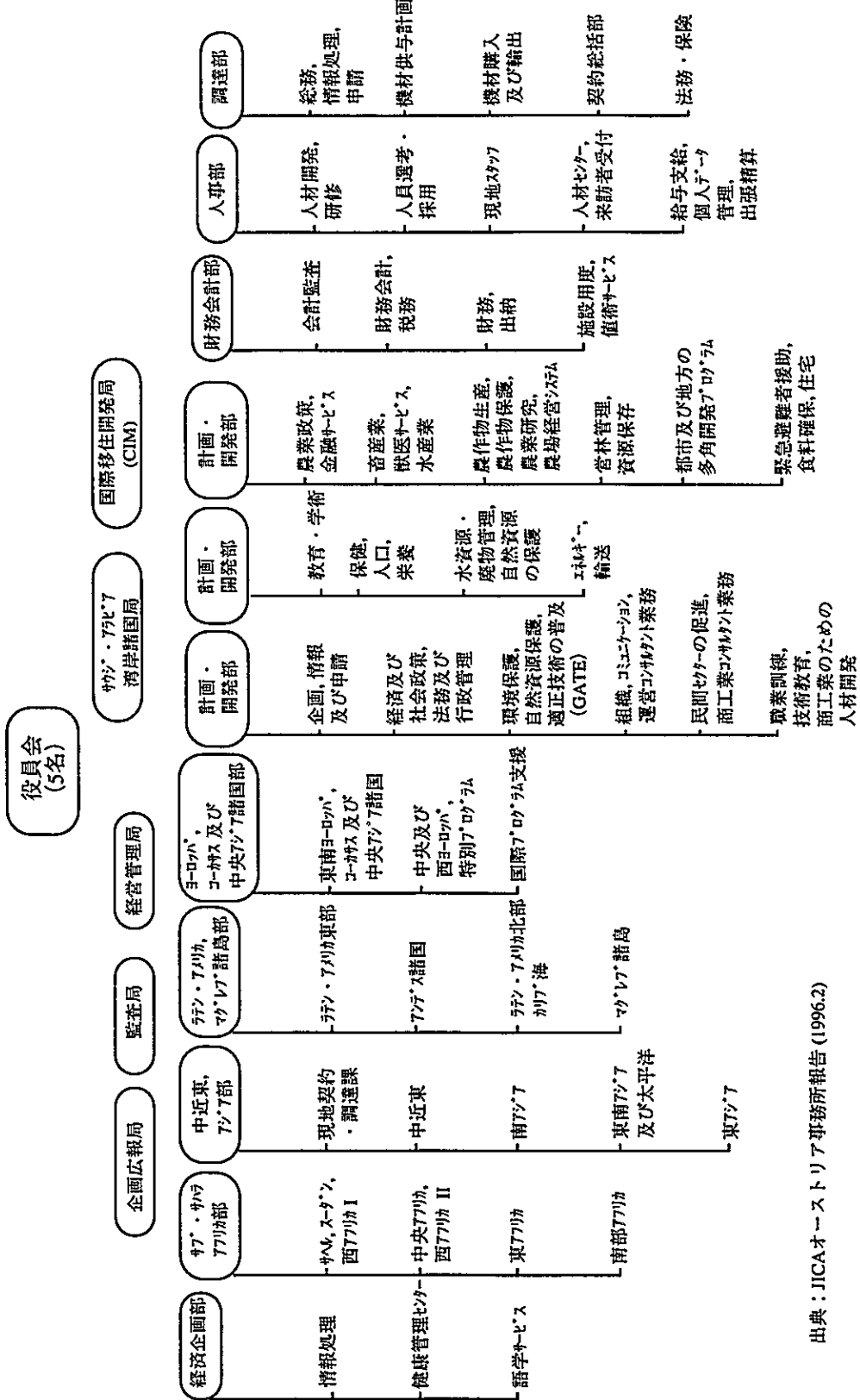
3) GTZの受託は再委託可能。(例：プロジェクトC/P研修)

出所：「先進国技術協力実施状況調査報告書」(1988)

3. 機構

a. 組織図

ドイツ技術協力公社 (GTZ) の機構図 (1995年6月現在)

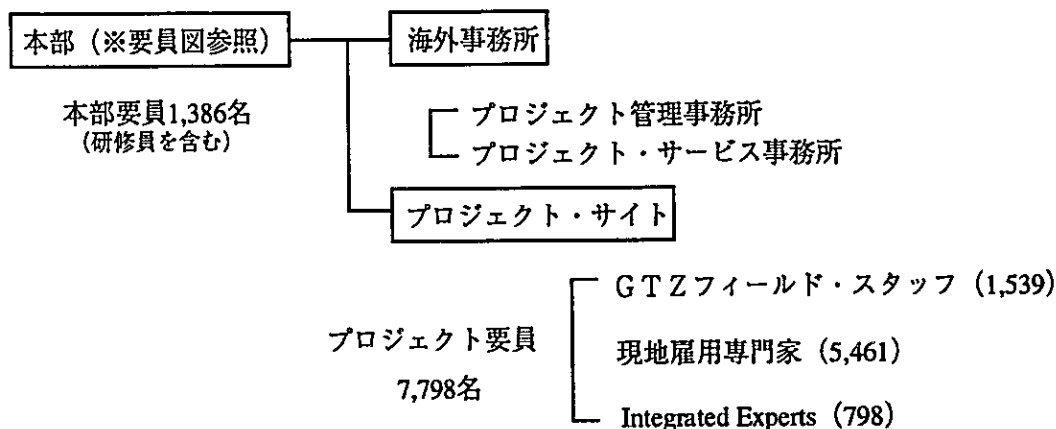


出典：JICAオーストリア事務所報告 (1996.2)

## b. 本部の機能と役割、権限、人員数

GTZの組織・要員構成は以下の通りとなっている。

(人数: 1994年現在)



出典: Annual Report 1994 (1995)

GTZ本部の要員は次の通りとなっている。(1994年末)

部 門	雇用形態別人数 (人)			職種別構成 (%)
	職 員		研修生 (学生/ 企業)	
	終 身	期限付		
役員付き、総務局	127	28	2	管理職 16.52
有償技術協力局	26	11	1	特務担当職員 (プロジェクト管理 企画、情報処理等) 22.15
国別事業部、計画・開発部	504	119	9	専門職 (一般; 技術計画等) 23.45
調達、法務、財務、経理各部	334	0	0	専門職 (特殊; 会計等) 11.18
人事部	144	12	20	秘書等 5.19
				事務一般、タピスト等 15.80
				サービス 2.67
				カウンセラー、研修生 3.03
計	1,135	+170	+32	計 100.0
				= 1,337人

出典: Annual Report 1994 (1995)

## c. 海外事務所の機能と役割、権限、人員数、所在地リスト

ドイツの場合、外交の二元化を避けるため、GTZ及びKfWに対し基本的に海外事務所の設置を認めておらず、GTZの場合50数カ所の海外事務所は、援助プロジェクト調整事務所として設置されているものがほとんどである。その形態は以下の通りに分類される。

## ①プロジェクト管理事務所 (Project Administration Services)

本部と連絡を取りながら受入国機関との協議調整を担当

## ②プロジェクトサービス事務所 (Project Service Offices)

主として現地における各プロジェクトへの便宜供与、連絡等を担当

出所：「JICAオーストリア事務所報告」(1993.9.24)

## G T Z 海外調整事務所 (1994年)

(予算-単位百万マルク/G T スタッフ数-人)

ラテンアメリカ (合計 219.70百万マルク/211人)											
アンティグア	0.00	1	アルゼンティン	17.30	16	ボリビア	23.80	16	ブラジル	24.70	18
ヴァージン諸島	0.00	1	チリ	6.70	9	コロンビア	13.40	14	コスタ・リカ	7.10	13
ドミニカ	6.20	13	エクアドル	9.10	11	エル・サルヴァドル	16.90	15	グアテマラ	10.40	12
ガイアナ	0.50	0	ハイティ	0.10	0	ホンデュラス	6.90	16	ジャマイカ	4.40	2
メキシコ	5.50	2	ニカラグア	14.70	19	パナマ	2.30	6	パラグアイ	5.70	7
ペルー	16.50	5	セント・ルシア	0.00	2	ウルグアイ	6.40	8	ヴェネズエラ	4.00	5
地域間	17.10	0									
オセアニア (合計 10.00百万マルク/12人)											
フィジー	2.50	6	パプア・ニューギニア	4.00	5	ソロモン	0.50	0	西サモア	0.20	0
トンガ	0.60	1	地域間	2.20	0						
アフリカ (合計 612.00百万マルク/643人)											
アルジェリア	12.80	8	アンゴラ	0.10	0	ベナン	17.60	21	ボツワナ	4.70	11
ブルキナ・ファソ	19.90	27	ブルンディ	15.40	12	カメルーン	12.10	13	カーボ・ヴェルデ	7.20	4
中央アフリカ共和国	10.30	15	チャード	13.20	14	コモロ	0.00	0	コンゴ	5.30	6
コートジボワール	11.50	23	ジブティ	1.10	4	エジプト	24.00	35	赤道ギニア	0.00	0
エリトリア	6.00	7	エチオピア	29.40	11	ガボン	1.50	3	ガンビア	5.50	3
ガーナ	13.70	23	ギニア	10.40	10	ギニア・ビサオ	1.40	0	ケニヤ	34.00	34
レソト	5.40	12	リベリア	0.40	0	マダガスカル	10.30	17	マラウイ	9.40	18
マリ	16.60	16	モーリタニア	15.40	12	モーリシャス	0.50	1	モロッコ	23.40	30
モザンビーク	22.40	16	ナミビア	10.60	15	ニジェール	16.70	20	ナイジェリア	4.40	7
ルワンダ	40.80	15	サントメ・プリンシペ	0.90	2	セネガル	9.10	17	セイシェル	0.00	0
シエラ・レオーネ	8.00	5	ソマリア	9.20	7	南アフリカ	7.10	4	スーダン	17.60	10
スワジランド	4.50	5	タンザニア	29.60	38	トーゴ	2.80	3	チュニジア	11.00	16
ウガンダ	16.20	21	ザイール	9.40	10	ザンビア	12.30	14	ジンバブエ	20.00	28
地域間	20.90	0									
ヨーロッパ、コーカサス、中央アジア (合計 127.10百万マルク/53人)											
アルバニア	11.40	5	アルメニア	3.30	1	アゼルバイジャン	12.10	0	ベラルーシ	0.40	0
ベルギー	0.00	1	ボスニア・ヘルツェゴビナ	8.90	0	ブルガリア	2.70	0	CIS	0.00	1
クロアチア	1.50	1	サイプラス	0.00	0	エストニア	0.30	1	フランス	0.00	2
グルジア	4.60	2	ハンガリー	1.10	0	カザフスタン	3.50	1	キルギス	3.10	4
ラトヴィア	2.40	2	リトアニア	0.20	0	マケドニア	1.70	0	モルドヴァ	0.70	1
ポーランド	3.30	2	ポルトガル	0.3	0	ルーマニア	2.70	1	ロシア	30.70	6
スロヴェニア	0.30	1	タジキスタン	0.00	0	トルコ	21.20	19	ウクライナ	5.20	1
ウズベキスタン	2.90	1	地域間プロジェクト	2.60	0						
中近東、アジア (合計 383.40百万マルク/444人)											
アフガニスタン	3.30	2	バングラデシュ	15.70	6	ブータン	3.80	4	カンボディア	1.70	2
中国	60.90	38	インド	47.30	28	インドネシア	42.00	56	イラク	1.30	0
イラン	1.00	0	イスラエル	12.60	1	日本	0.20	0	ジョルダン	11.40	17
韓国	3.30	0	クウェイト	3.60	9	ラオス	7.00	14	レバノン	1.90	0
マレーシア	5.80	21	モンゴル	2.00	3	ミャンマー	0.60	0	ネパール	15.50	8
オマーン	0.00	0	パキスタン	26.80	38	フィリピン	18.60	33	サウディ・アラビア	29.90	84
シンガポール	1.10	1	スリ・ランカ	11.80	14	シリア	12.70	7	タイ	18.40	32
ヴェトナム	6.40	8	イエメン	12.10	18	地域間プロジェクト	4.60	0			
米国				0.00	1						
全地域間プロジェクト				227.10	0						
特別契約/プロジェクトアシスタント					175						
総計				1,579.30	1,539						

出典：Annual Report 1994 (1995)

## 4. 過去3年間の実績

## a. 国別援助額

G T Z 事業の国別配分 (上位10カ国と援助額)

1991		1992		1993		
国名	百万マルク	国名	百万マルク	国名	百万マルク	百万米ドル
中国	45.6	中国	59.5	中国	60.9	36.84
ケニア	32.7	クロアチア	50.0	インド	47.3	28.61
タンザニア	29.4	CIS	37.4	インドネシア	38.2	23.11
インド	29.3	インドネシア	31.5	ルワンダ	35.7	21.59
ペルー	28.3	フィリピン	30.4	ケニア	32.0	19.36
パキスタン	28.2	タンザニア	29.9	ロシア	29.4	17.78
トルコ	24.7	パキスタン	29.8	タンザニア	27.1	16.39
フィリピン	23.5	ケニア	29.5	パキスタン	26.8	16.21
インドネシア	23.1	インド	28.3	エジプト	24.0	14.52
エジプト	23.1	ボリヴィア	28.3	ブラジル	23.9	14.46
主要10カ国合計	287.9		354.6		345.3	208.86

出所：Annual Report 1992, 1993, 1994

## b. セクター別援助額

G T Z 事業のセクター別配分

	1992	1993	1994	
	百万マルク	百万マルク	百万マルク	百万米ドル
2 国間技術協力	1,200.8	1,228.1	1,171.6	721.96
ビジネス協力	34.7	25.5	40.3	24.83
食糧援助プログラム	40.8	45.0	38.4	23.66
世界食糧計画	30.0	35.8	23.0	14.17
食糧援助	13.2	37.9	28.7	17.69
専門家養成	63.9	66.8	66.6	41.04
職業訓練	10.3	9.9	9.2	5.67
援助調整促進	-	11.5	6.5	4.01
中東欧経済開発	42.9	84.2	18.0	11.09
国際農業調査	-	32.5	35.6	21.94
事前海外研修	6.4	6.7	6.2	3.82
グルジア・ボスニア・ヘルツェゴビナ特別支援	-	27.0	16.0	9.86
その他	16.8	20.4	48.4	29.82
G T Z が委託された事業の合計	1,550.8	1,700.3	1,554.6	957.97
BMZ からの委託事業	1,459.8	1,631.3	1,508.5	929.57
その他公的機関からの委託事業	91.0	69.0	46.1	28.41

出所：Annual Report 1992, 1993, 1994

## B. G T Z と外部機関との協調

### 1. 国際機関

#### a. 指針

G T Z は B M Z の承認を経て国内外の公的機関、民間団体等からの委託事業を行っており、E U からの委託総額は5,620万マルク（94年）で最大のパートナーとなっている。連携に際しては、ドイツ政府の二国間技術援助の基本政策との整合性が求められる。最大プロジェクトは U N H C R / F A O による W F P（世界食糧計画）からの委託で、エチオピア難民を対象とした運輸プログラム（総額1,500万マルク）を実施している。

出所：「J I C A オーストリア事務所報告」（1996.2）

#### b. 国際機関の定期協議の有無

G T Z は、93年からブリュッセルに国際問題支援局を設置、E U との連携関係を強めている。

出所：「J I C A オーストリア事務所報告」（1996.2）

他機関との定期的会合は、G T Z 本部としては実施していないが、各現地事務所レベルでは実施している例もある。

出所：「先進国技術協力実施状況調査報告書」（1988）

### 2. 他の二国間援助ドナー

#### a. 指針

#### b. 定期協議の有無

一般的な共同プロジェクトはなく、例外的にいくつか共同プロジェクトを実施しており、G T Z はあくまでも二国間共同のスキームを基礎として実施している。その場合、運営委員会（steering committee）でプロジェクト全体の調整をしている。

出所：「先進国技術協力実施状況調査報告書」（1988）

#### 南南協力支援

G T Z では教育、保健医療、環境等の分野、ローカル専門家活用のスキーム等を通じ、幅広く南南協力を行っている。南南協力を推進するための部署は特設していないが、適宜各カントリーデスク、地域、セクターにおいて取組んでいる。とりわけ環境資源保護、適正技術応用（German Appropriate Technology Exchange: G A T E）を担当する企画開発局

402部に属する I S A T (Information and Advisory Services on Appropriate Technology) では、北から南への技術移転に加え、南からの南への技術移転を重視しており、途上国地域の社会、経済、文化を考慮にいたした技術の普及、適応に努めている。また I S A Tは、途上国における情報管理機関の強化を通じ地元の能力開発を図っている。I S A Tによる南から南への技術移転と地方・地域のノウハウ育成は、80年代よりアフリカ、アジア、ラテンアメリカのNGOとの協調によっても支援されるようになり、その後各NGOは I S A Tの支援のもと、相互ネットワークを強めている。

ローカル専門家活用実績

年度	1990	1991	1992	1993	1994
人数	3,180	3,398	3,487	3,539	3,782

### 3.2.2 地方自治体との関係について

#### a. 指針

#### b. 地方自治体とG T Zとの連携の有無と事例

州政府による技術協力は、州政府の独自の予算で実施するものであり、固有の資金を持たないG T Zが経費のみを補助することはない。州政府が自州内に蓄積されている技術を途上国の経済社会発展に役立てたいと考えたときに、G T Zのノウハウを利用するという考え方である。なお、G T Zは11州政府（西ドイツ当時）と技術協力についての契約を締結している。

G T Zが地方公務員を専門家として派遣する際は、各州条例に基づき現職参加させることとなっている。その際は、州政府と地方公務員個人との間にとりかわされた契約を一時中止し、帰国後はG T Zとの契約終了後に前契約に戻って州政府の現職に復帰することとなる。

出所：「先進国技術協力実施状況調査報告書」（1988）

州政府は、職員をG T Zに出向させ、連携促進に活用している。この他にも、州政府はG T Zにプロジェクト実施を委託し、技術協力を行っている。この例としてカザフスタンの農業技術・経済改善プロジェクト（総額720万マルク）が挙げられる。当プロジェクト案件は、サクソン州政府とサクソン州の農機具企業によって発掘され、G T ZがB M Zの依頼を受けてプロジェクト審査を実施している。この他にもインドネシアのバンドンにおける教員養成所設立プロジェクトにG T Zとバーデン・ヴュルテンベルグ州が連携して支援を行っている。

出所：「J I C Aオーストリア事務所報告」（1996.2）



## A-3. 復興金融公庫 (Kreditanstalt für Wiederaufbau: K f W) の概要

## 1. 設立の沿革、設立年、目的、法的根拠、本部所在地

K f Wは、第2次大戦後のマーシャル・プランによる援助資金を主要財源として、国内産業の復興のために中・長期資金を供給することを目的として、1948年11月にK f W設置法（銀行法の規定を免除される代わりに大蔵大臣を通じた政府の直接監督下に置かれる。）に基づき設立された政府系金融機関である。当初は西独国内の経済復興のみを目的としていたが、1958年からは外国政府などに対する直接借款を開始し、1961年10月のK f W法改正によってドイツの開発途上国に対する資金協力を担当する中心的機関となった。

出所：「JICAオーストリア事務所報告」（1993.9）

本部所在地 Kreditanstalt für Wiederaufbau (KfW)  
 Palmengarten-strasse, 5-9, D-60325, Frankfurt am Main,  
 Postfach 11 11 41, D-60046, Frankfurt am Main,  
 Germany  
 Tel. (069) 7 43 1-0  
 Fax. (069) 74 3129 44  
 Press: Hansjürgen Baekow (2702)  
 Publication: Jahresberichte

## 2. 事業の範囲と内容

K f WはBMZの下で二国間資金協力等を行う政府系金融機関であり、BMZの政策的判断の枠内において、各案件の技術的・経済的・財務的及び社会的側面からの事前審査を行う。最終的にはK f Wの事前審査結果を元にBMZが実施案件を決定し、K f Wが資金協力を実施することになる。

K f Wはもともと第2次大戦後の復興を目的とした金融公庫であり、1994年度でもK f Wの業務の約66%は国内への産業開発のための融資であり、18%は輸出信用・アンタイドローン、残りの約15%がODAである。

出所：「主要先進国の無償援助」（1989）  
*Annual Report 1994*（1995）（数値のみ）

K f Wの主な業務は次の通りである。

- ①国内金融（主として中小企業の助成、合理化、構造改善）
- ②輸出金融（1959年以降、外国輸入者向け金融を開始）

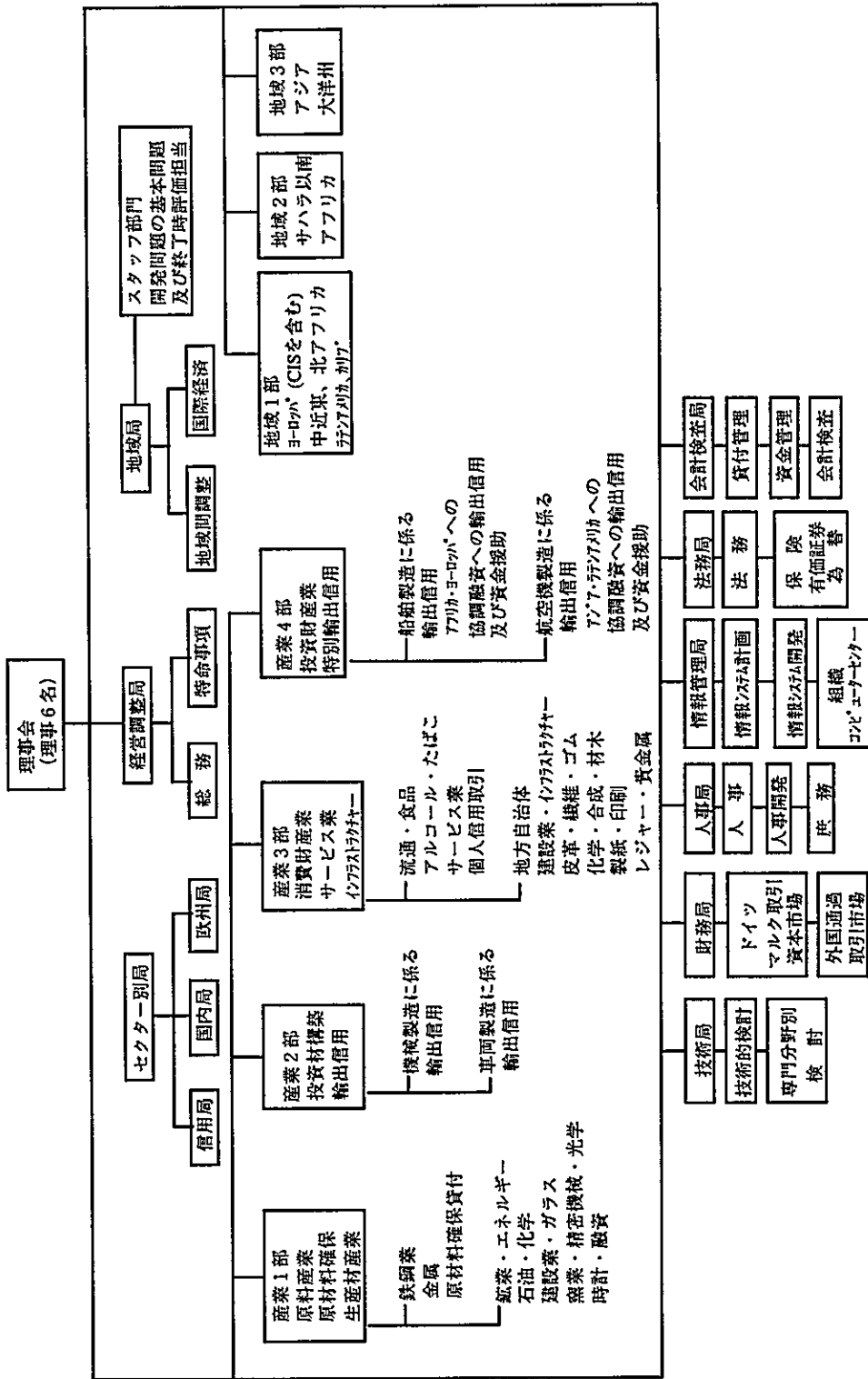
- ③海外投資金融
- ④保証業務
- ⑤資金協力（連邦政府からの委託に基づく実施業務で、連邦政府との間に相互の権限を規定した「一般契約」の締結がある。）

出所：「JICAオーストリア事務所報告」（1993.9.24）

3. 機構

a. 組織図

復興金融公庫 (K f W) 機構図 (1993年6月現在)



出所：「JICAオーストリア事務所報告」(1994.3.5)

b. 本部の機能と役割、権限、人員数

K f Wの援助実施体制は、経営調整局、地域局、技術局の担当者が一つのワーキング・グループ（審査チーム：経営調査局からのリーダー、地域局からのエコノミスト、技術局からのエンジニアにより編成。場合によって外部コンサルタントも参加する。）として資金協力手続きの全過程を担当している点に特徴がある。

出所：「JICAオーストリア事務所報告」（1993.9.24）

経営調整局 (国際信用)	BMZ政策等調整、 審査・評価等のガイドライン作成、 借款業務手続き管理
地域局	審査、入札書類・契約書チェック、 資金請求時の書類チェック等
技術局	各分野の専門家による技術面からの審査 及び入札書類・契約書チェック

出所：「JICAオーストリア事務所報告」（1993.9.24）

K f Wの職員は1994年度に440名増えて1,615名となった。この急増はベルリンの旧スタート銀行（Staatsbank Berlin）との合併によるものである。

従来は、ドイツ国内の金融・輸出・投資部門、途上国援助部門、管理部門のそれぞれに3分の1ずつの職員が配置されていたが、今回の合併により増加した人員のほとんどは、国内金融部門と管理部門に配置された。

出所：Annual Report 1994（1995）

c. 海外事務所の機能と役割、権限、人員数、所在地リスト

1995年1月からエジプトとインドにK f W初の海外事務所が開設された。

出所：「JICAオーストリア事務所報告」（1996.2）

## 4. 過去3年間の実績

## a. 国別援助額

## K f W資金援助国別配分

1992		1993		1994		
国名	百万マルク	国名	百万マルク	国名	百万マルク	百万米ドル
エジプト	470	中国	385	中国	637	392.53
インド	419	インドネシア	262	インド	386	237.86
イスラエル	140	パキスタン	234	エジプト	294	181.17
中国	125	インド	212	パキスタン	168	103.52
バングラデシュ	124	イスラエル	180	ペルー	114	70.25
ジンバブエ	119	エジプト	161	イスラエル	100	61.62
イエメン	93	テュニジア/フィリピン	100	バングラデシュ	82	50.53
ガーナ	86	バングラデシュ	93	ヨルダン	78	48.07
フィリピン	70	カメルーン	74	ガーナ	65	40.05
マラウイ	67	モロッコ/ジンバブエ	73	タンザニア	59	36.36

出所：Annual Report 1992, 1993, 1994

## b. セクター別援助額

## K f Wプロジェクト関連援助

	1992	1993	1994	
	百万マルク	百万米ドル	百万マルク	百万米ドル
経済インフラ	807	1,508	1,060	653.2
電力	381	730	265	163.3
道路	155	373	186	114.6
鉄道	148	170	520	320.4
社会インフラ	568	577	1,197	737.6
保健・教育・家族計画	75	130	351	216.3
上下水道	426	345	704	433.8
生産セクター	704	473	426	262.5
製造業	559	168	204	125.7
農業・漁業	145	304	222	136.8
その他	196	267	196	120.8
熱帯林保護	95	167	94	57.9
合計	2,274	2,825	2,879	1,774.1
環境・資源保護	200	400	633	390.1

出所：Annual Report 1992, 1993, 1994

## B. K f Wと外部機関との協調

### 1. 国際機関

#### a. 指針

ドイツODA予算の枠組みで国際機関と協調する場合、BMZによって方針が定められ、ドイツ二国間援助の基本政策に従って行われる。国際機関との協調は、行政改革、構造調整等課題が大きすぎたり、政治的に慎重を要する場合にふさわしい援助形態と見なされている。BMZ/K f Wは、世銀グループ、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、米州開発銀行と直接的な協調関係にある。

出所：「JICAオーストリア事務所報告」（1996.2）

#### b. 定期協議の有無

世銀との協調は、パリ、ロンドン、ワシントン等で行われる世銀開催の援助国会合にBMZとK f Wからの代表が参加する形で行われる。

出所：「JICAオーストリア事務所報告」（1996.2）

### 2. 他の二国間援助ドナー

#### a. 指針

ドイツ二国間援助基本政策と同じ方針が適用されている。主な連携相手国は、米国、英国、フランスとなっている。

出所：「JICAオーストリア事務所報告」（1996.2）

#### b. 定期協議の有無

K f Wの代表も含めBMZが主体となって世銀援助国会合、DAC会合、またUNDP主催の会合に出席し、適宜連携交渉、調整を行っている。

出所：「JICAオーストリア事務所報告」（1996.2）

### III. ドイツにおける技術協力

#### A. 技術協力プロジェクトのコンポーネント

ドイツの技術協力は無償と有償の2つに分けられる。

無償技術協力には、専門家を派遣して直接相手国プロジェクトに協力する場合と、技術研修員をプロジェクト以外の機関で研修させるものがあり、それに付随する技術移転に必要な機材の供与、建物の建設や食料援助なども技術協力の一環として実施している。ドイツでは、国内外の市場で食料を調達し、開発途上国に供与した後、農業技術の専門家を派遣してフォローアップを図るといった措置が採られることが多い。

有償技術協力は主にGTZにおいて実施されているもので、株式会社としてのGTZが自社の業務として、世銀やEU、UNHCR等国际機関及び中東産油国など比較的財政基盤が潤沢な開発途上国の要請と契約に基づき、有償で技術協力を実施するものである。有償技術協力による収益は私的に分配されることはなく、国庫に繰り込まれたり、別のGTZプロジェクト（無償プロジェクト以外）の財源に充てられたりしている。

出所：「先進国技術協力実施状況調査報告書」（1988）

ドイツの技術協力の形態として、①専門家の派遣、②原材料の供給、③その他サービス（特に研修）、④プロジェクト・パートナー向けの基幹要員のプロジェクトに直結した訓練、に大別されている。こうしたサービスのほとんどがドイツで調達される。パートナーの計画・実施能力が高い場合には、資金的貢献が行われる場合もある。制度及び予算上、技術協力は、狭義の技術協力（GTZを通じる技術協力とほぼ一致する）とNGOによって供給される援助をも含んだ広義の技術協力とに区別されている。

狭義の技術協力では、概念的には特定の技術分野に関するノウハウの重要性が組織的、管理的ノウハウに比べて相対的に低下しており、制度の発展と構造調整、民間イニシアティブの促進がキーワードになりつつある。

広義の技術協力には、狭義のものに加えてさらに多様な方策が含まれている。これらの方策は狭義の技術協力に比較して、連邦政府側ができるだけ多くの社会グループを開発協力に参加させようとする点に特徴がある。広義の技術協力には、技術協力資金総額のほぼ50%が振り向けられ、政治財団と教会が最大のシェアを占めている。

出所：「日本・アメリカ・ヨーロッパの開発協力政策」（1992）

GTZのカウンターパート（C/P）研修は、原則としてDSEやCDG、あるいはその他の研修機関などに委託できる。C/P研修は、現地の派遣専門家、本部カントリー・オフィサー、本部テクニカル・アドバイザー等によって最適と考えられる時期に最適な研修を行うことが可能である。研修場所についても、必要に応じて、ドイツ国内の他、プロジェクト・サイトのある途上国やその他の開発途上国、また他の先進国などと

様々な選択が考えられる。

専門家派遣については、個別専門家派遣であっても一つのプロジェクトとして考えられている。ゆえに、専門家派遣事業は各実施団体が協力しているプロジェクトに対して行われている。その中で最も多くの二国間協力プロジェクトを手掛けているのがG T Zということになる。

出所：「先進国技術協力実施状況調査報告書」（1988）

## B. プロジェクトサイクル

### ①プロジェクトの発掘

BMZは海外公館に派遣されている職員による援助対象国政府との日常の接触等により情報を収集し、必要に応じプロジェクト・ファイナディング・ミッションの派遣を行っている。このようなプロセスにより候補案件が決まれば、援助対象国政府は外交ルートを通してBMZに援助要請書を提出する。BMZは開発援助政策との整合性を確認の上、仮決定を行い、G T Zに対し第一回目の予備審査とプロジェクト事前評価のためのプロポーザルの提出を求める。

### ②プロジェクト審査と決定

提出されたプロポーザルをもとに、BMZはG T Zとプロジェクト評価の契約を行う。G T Zは関係する専門家のために業務説明書を準備し、現地で作業する可能性のあるカウンターパートと共に計画されているプロジェクトの徹底した詳細な調査を行う。さらに具体的なプロジェクトの細部が共同のワークショップの枠組みの中で検討される。この共同プロジェクト・プランニングの結果をもとに、BMZに評価レポートとプロジェクト実施のプロポーザルが提出される。BMZはプロジェクト評価の審査を行い、各省庁との調整後、G T Zとプロジェクト実施の契約を結ぶ。

### ③政府の合意

プロジェクト実施に関する政府間協定が相手国との間で締結される。この中でプロジェクトの共通概念（目標、サービスと業務、スケジュール）が決められる。技術協力に適用される一般的な条件（特に専門家と現地パートナーの権利や責任など）は、通常別途締結される一般協定で決められている。従って、プロジェクト実施に関する協定では、個々のプロジェクトの固有の問題についての合意がなされる。特定の場合（資金協力や有償の技術協力など）にはプロジェクト実施が詳細に取り決められている政府合意をもとに、別途G T Zが援助対象国と契約を結ぶ。

### ④実施と管理

G T Zはカウンターパート機関の責任者と共同で技術協力の実施を指示、監督する。必要とあれば、G T Zはカウンターパート機関が自らモニタリング、評価、報告といったプロジェクト管理を始めたり、改善したりするのを支援する。

また、G T Zは人材と物資を提供し、費用の管理を行う。BMZはG T Zからの定期



レポートをもとに、プロジェクトの実施状況を管理し、必要に応じて評価または検査を行い、連邦政府にプロジェクト実施結果のファイナル・レポートを提出、BMZはそれをもとにプロジェクト実施の評価を行う。

出所：「JICAオーストリア事務所報告」（1993.9.24）

### C. プロジェクト運営管理手法

GTZは全プロジェクトの中に、ZOPP（目的指向プロジェクト・プランニング）方式を採用することが義務付けられている。これは、プロジェクトの全過程で関係する諸団体（特に地方政府、NGO、ターゲット・グループ）が協議し、問題の明確化及び解決方法を模索し、互いの妥協点を見出すように努めるというもので、もし、問題解決のために関連諸団体の間で妥協点がどうしても見つからなかった場合には、当該プロジェクトからGTZが一時撤退することもある、といった徹底したものである。

出所：「JICAオーストリア事務所報告」（1993.9.24）

#### GTZプロジェクト管理手法

GTZのプロジェクト計画・実施のための手法を以下に要約する。

##### ①ZOPP（目的指向プロジェクト・プランニング）

プロジェクトの準備、実施の各段階で一般的に使用されている管理手法であり、問題認識、プロジェクト目的の明確化、関係者の理解促進と共通理解、プロジェクトのモニタリング及び評価のための基礎、相手国パートナーとのコミュニケーション改善等に有用とされる。

ZOPPには以下のものが組み込まれている。

- ・参加者分析  
プロジェクトに関係する人々の参加による利害・期待を明確化する。
- ・問題分析  
問題構造の階層化による原因・結果分析を行う。
- ・目的分析  
問題解決によってもたらされるべき結果を明確化する。
- ・代替案検討  
プロジェクト戦略のための代替案を検討する。
- ・プロジェクト・プランニング・マトリクス（PPM）作成  
プロジェクトの目的、プロジェクトレベルの達成目標、目標達成のための手段、プロジェクトの外部要因、目標達成度を計る指標、評価に必要な情報の所在、プロジェクトの費用等をマトリクスにまとめる。PPMによりプロジェクトの内容が明確にされ、

モニタリング及び評価において、プロジェクト発掘から評価までの各段階に組み込まれているZOPP1～ZOPP5の実施により、プロジェクトの監理が行われる。

## ②経済的プロジェクト・アセスメント

途上国において技術協力が意図している開発政策目標への貢献、得られた効果、費用という三つの規準をもとに、経済的実行可能性、経済的にみたアプローチとインパクトの有益性をプロジェクト（カウンターパート、組織）、ターゲット・グループ、国の各レベルで評価する。

## ③監理計画（Plan of Operations: P O）

ZOPP4で用いるPPMをベースに、次の6つが設定されることになる。

- ・プロジェクト開始段階での活動内容  
(the activities and subactivities for the promotion phase in question)
- ・中間結果（interim results/outputs）
- ・スケジュール（schedule and time frame）
- ・責任性（responsibilities）
- ・必要なリソース（the resources required）
- ・前提となる外部要因を計る指標（indicators for the assumptions）

監理計画はカウンターパートと共同でまとめられ、プロジェクトの実施監理、以後の計画、モニタリング、評価などに不可欠である。監理計画はプロジェクト関連の情報を記述した本文、図表、問題系統図、目標系統図、PPM等の付表等で構成される。

## ④モニタリングと評価（Monitoring and Evaluation: M+E）

モニタリングはプロジェクトの以後の調整に必要な情報を蓄積する手段であり、評価はその情報を用いてプロジェクトのアプローチ、及び得られた結果を査定し、以後のプロジェクトを調整する手段である。調整機能は次の4つに分類できる。

- ・プロジェクトの進捗が計画からほとんど逸脱していない場合、調整は必要とされない。
- ・計画からの逸脱が認められ、それがプロジェクトの実施面に起因している場合、組織、活動スケジュール及び投入リソース等の実施調整が必要となる。
- ・計画からの逸脱性が認められ、それが管理可能な要因（活動、リソース、結果/アウトプット）が不適切に計画されていた場合、プロジェクト環境とあわせてこれらの要因を含む計画の調整が必要とされる。
- ・計画からの逸脱性が認められ、それが非現実的な計画に起因する場合、プロジェクト全体を検討する必要がある。

## ⑤プロジェクト進捗報告書（Project Progress Report）

プロジェクト進捗報告書はGTZ本部やBMZへの実施状況を報告するために使われる。これはPPMとPOに基づいた管理指向の報告書であり、M+Eがベースになって

いる。一般に半年ごとにG T Zの相手国内のサブコントラクターから提出され、現地大使館、相手国機関、BMZにも配布される。

#### ⑥プロジェクト進捗レビュー (Project Progress Review: P P R)

P P Rは、G T Zがプロジェクトの効果はどれ程であるか、開発政策及びセクター目標に基づくものであるか、さらに改善する方法があるか等を審査することを目的としている。P P Rはプロジェクトの一つのフェーズ終了前に行われ、この時点では特別なセクターや特殊事情に関する提言は組み込まれていない。P P Rはプロジェクトに全く関与していない人材・機関によって実施され、できるだけ現地の専門家、プロジェクトへの参加者の協力を得るように図っている。

P P Rは以下の手順で実施される。

- ・実態把握 (Ascertainment of facts)  
プロジェクトの目標と現在の状況とを比較する。
- ・プロジェクト発展分析 (Analysis of project development)  
プロジェクトがどの程度計画通りに実施されたか、計画に起因する問題は無かったか等を分析する。
- ・プロジェクト発展評価 (Assessment of project development)  
プロジェクトの計画、実施及び発展分析とG T Zの開発政策、協力戦略の目的との比較、可能であればターゲットグループや相手国政府などのプロジェクト参加者のセクター／地域別政策とも比較をする。
- ・結論と提言 (Conclusions/Recommendations)  
以上の分析を踏まえて、プロジェクトの管理者及びZ O P P 5ワークショップの参加者に提言を提供する。

出所： *Methods and Instruments for Project Planning and Implementation* (1991)

#### 評価活動

BMZは二国間援助の終了後または実施中のプロジェクト／プログラムについて、限られた数ではあるが事後評価活動を行ってきた。BMZの評価部 (Control of Result of Development Assistance Division) は、評価の年間計画を立てて、BMZの規定を充たす専門家によって評価を実施する。評価結果はBMZ評価部で分析され、評価部と実施機関 (G T Z等) によって将来の国別援助計画、セクター援助、プロジェクト援助へ組み込まれる。個別のプロジェクト評価は外部の研究機関によってセクター横断的に凝縮され、教訓と提言が示された上でBMZにより公表される。

これまでBMZはプロジェクト管理を重要視していたが、ドイツのODAが特定セクターや援助対象国別に与えた効果全体を評価する方向へシフトする意向である。

出所： *Development Co-operation Review Series* (1995)

BMZによる政策評価の手順

- ①調査官選抜（現地調査開始3～4ヵ月前）
- ②現地大使館による相手国への調査通知（現地調査開始8～12週間前）
- ③実施機関からの調査承諾受理（現地調査開始8～12週間前）
- ④調査依頼（現地調査開始5～6週間前）
- ⑤BMZの調査官の事前折衝（現地調査開始3～4週間前）
- ⑥実施機関における調査官による文書分析（現地調査開始1～2週間前）
- ⑦現地調査（2～3週間滞在）
- ⑧事務次官への報告（帰国直後）
- ⑨報告書原案作成（帰国後4～6週間以内）
- ⑩BMZにおける評価会議（帰国後6～8週間以内）
- ⑪最終報告書作成（帰国後8～10週間以内）
- ⑫外務省とGTZへ報告書送付（即時）
- ⑬翻訳（主として英語）報告書を大使館経由で実施機関へ送付（帰国後12～14週間以内）
- ⑭翻訳報告書を大使館経由で相手国へ送付（帰国後14～16週間以内）
- ⑮GTZに対する決算要請（即時）
- ⑯勸告実施の観察

出所：『ODAの評価システム』（1993）

## D. 専門家等の援助要員

## 1. 援助要員養成について

## a. GTZの援助要員養成システム

GTZでは後継者養成プログラムとして以下の①②があり、若手人材登用制度として③④がある。

## ①学生のための実務研修計画

GTZ本部の各部に学生を2～8ヵ月配属し、GTZスタッフの指導の下、開発援助業務の実務を担当させる。

## ②プロジェクトへの学生ゲスト制度

海外のGTZプロジェクト現場に学生ゲストを派遣（最低3ヵ月）し、プロジェクト実施の実務に関する研修に従事させる。

## ③プロジェクト・アシスタント制度

1988年には38名の若い新人職員に対し、本制度による養成を実施している。このうち29名に対してはプロジェクトへのアサイメントが行われ、残りの大半はGTZ本部の業務に就いている。

## ④新任現場スタッフへの派遣前研修

G T Zのプロジェクト現場への新任スタッフを対象にD S Eの地域適応センターにおける派遣前研修とは別に、2週間の初級コース及びG T Zプロジェクト・マネジメント・コースを実施し、新任スタッフが現場プロジェクトに短期に適応可能なように研修プログラムを実施している。

出所：「主要先進国における援助要員の人材養成・確保に関する調査」（1989）

G T Zの専門家養成確保事業として国際移住・開発センター（C I M）があるが、ここではプロジェクトの継続的、自立的運営のための人材を確保し、技術移転を促進するため、特に途上国出身の専門家の育成に努めている。

出所：「先進国技術協力実施状況調査報告書」（1988）

#### b. G T Z以外の養成機関と養成システム

研修実施のための協力機関には以下のようなものがある。

- ・ Carl Duisberg Gesellschaft（C D G）
- ・ The German Foundation for International Development（D S E）
- ・ The Otto Benecke Foundation（O B S）
- ・ The German Academic Exchange Service（D A A D）
- ・ The Central Employment Agency（Z A V）of the Federal Institute for Employment

開発途上国からの研修専門員のドイツでの生活と就職に関しては以下の制度がある。

- ・ German Compensation Bank（Deutsch Ausgleichsbank: D A B）  
生活費助成プログラム
- ・ The Central Employment Agency（Z A V）of the Fed. Institute for Employment  
帰国専門員とエグゼクティブ要員への給与補助
- ・ Z A VとI O M  
仕事着任初めの給与補助
- ・ 開発途上国からの若手要員のプログラムアシスタントのプログラム

出所：「J I C Aオーストリア事務所報告」（1993.9）

#### ①ドイツ国際開発基金（Deutsche Stiftung für internationale Entwicklung: D S E）

セミナー及び国際会議の開催、途上国人材の研修、ドイツ人派遣専門家の派遣前研修（工業分野を除く）等の事業を実施している。

派遣前研修の担当機関は、ボン郊外にある地域適応センター（Area Orientation Centre: Z A）であり、専門家は家族とともに研修を受けることができる。センター運営の予算及び派遣前研修コースのための特別予算はB M Zから配分されている。1年に1,500名（1989年）が研修を受けており、平均年齢は35～40歳で、その約半分は途上国経験

が全くない。

出所：「主要先進国における援助要員の確保に関する調査」（1990）

②カール・デュイスベルグ協会（Carl Duisberg Gesellschaft: CDG）

個別研修員のOJTを行うドイツ最大の民間研修実施機関である。工業関係の専門については、DSEではなくCDGが派遣前研修を担当している。

出所：「主要先進国における援助要員の人材養成・確保に関する調査」（1989）

③ドイツ開発政策研究所（German Development Institute: GDIまたはDIE）

GDIは連邦政府の資金により、調査、自主研究、研修の各事業を実施している。大学卒業者向けの研修コースは、毎年9月から5月までの36週間にわたり若手開発従事者の人材養成が行われている。36週の研修内容は、ベルリンでの一般研修（講義、セミナー、語学研修及び自習－8週間）、ベルリンでの現地派遣前研修（国別ワーキング・グループによる研修－11週間）、現地研修（ワーキング・グループによる研修11週間）、レポート作成（6週間）となっている。

GDI研修生の就職先としては、国際機関、経済協力省、KfW、GTZ、開発関連コンサルタント会社、NGO等がある。

出所：「主要先進国における援助要員の確保に関する調査」（1990）

援助要員養成

組織名	研修のタイプ及び分野	対象人数
外務省（AA）	文化・語学プログラム	
DSE	・開発途上国からの専門家、及びマネージャーのための短期、長期コース（科学、教育、経済・社会政策、行政、職業訓練、農業、保健医療分野） ・派遣前研修	1,800人（長期） 5,000人（短期） 1,000人
CDG	開発途上国からの専門家、及びマネージャーのための短期、長期コース（国内及び途上国で、科学技術、中小企業の促進、インフラ、環境・資源保全のコース）	2,640人（長期） 4,200人（短期）
ZAV	ドイツ企業で途上国からの研修生の実施訓練	
OBS	難民（主に、サブサハラ・アフリカ）のための、国内・外での大学・職業訓練コース	
Humboldt-Foundation	ドイツへのリサーチに対し、途上国とCEESs/NISからの科学者への奨学金	
GDI	大学生への上級トレーニング	22人
Humboldt, Free大学（ベルリン）	専門家のための農村開発と農業コース	
GTZ	国内・途上国のプロジェクトアシスタントのトレーニング（技術協力実施手法）	
DED（NGO）	開発援助ボランティアのための準備コース	

出所：Development Co-operation Review Series（1995）

## 2. 専門家及び職員の安全対策

- a. 組織として緊急時の対応方法
- b. 緊急時に対応する部署
- c. 緊急時の対応マニュアルの整備状況

法的、対人的な問題は、外務省の領事部と在外公館の所掌範囲となっている。特に助けが必要なドイツ国民の援助、投獄された人々のケア、法的保護、病気や死亡、災害等における行方不明者の確認等である。在外公館は "Home Agencies" として、多くの海外在住のドイツ人のパスポートの問題、年金、社会的援助、遺産問題等の問題に対応している。

出所：「JICAオーストリア事務所報告」（1994.3.5）

緊急時のマニュアルはないが、専門家は緊急時には大使館と緊密な連絡をとるよう指導されている。危険地区では無線を完備し、警備員雇用、防犯対策（窓枠の補強等）をGTZが行っている。

出所：「先進国技術協力実施状況調査報告書」（1988）

## 3. 専門家及び職員の福利厚生

- a. 現地派遣時の保険加入システム
- b. 現地における医療サービス
- c. 現地派遣期間中の休暇制度
- d. 現地で得られる特権（免税等）

GTZは、被雇用者の利益を代表する公務員、交通運輸労働者組合及びドイツ給与所得者労働組合と雇用条件について3者協定を結んでおり、個々の専門家雇用契約書においてもこの協定内容が準用される。

契約書そのものはJICAのものよりも条項そのものは少ないが、協定書は49条にわたり雇用条件を規定しており、この組合との協定書の内容を含めるとGTZの方が詳細な規定になっている。協定書に含まれる休暇、手当、保険、健康診断、予防接種、教育費補助等の項目については、さらに詳細な付属協定がある。

専門家の健康診断については、西ドイツの法律に基づいて、定期的に2年に1回巡回診断を行っている。公的保険でカバーされない事故や疾病についても、派遣先国の特殊な状況下で発生したものについては救済されている。フライングドクター制度は10年以上前から実施されている。

出所：「先進国技術協力実施状況調査報告書」（1988）

"The Development Assistant Law" は、開発援助に携わる人々を社会的に保護する法律であり、公的に認められた開発サービスのコントラクトを結んでいる人は全て対象となっている。開発援助関係者はその他の法律によっても保護されている。

出所：「JICAオーストリア事務所報告」（1993.9.24）

#### e 現地派遣期間終了後の保障制度

専門家は雇用契約終了後、他の職種に就けなかった場合、その証明をすればつなぎ手当（Transitional allowance）を受けることができる。つなぎ手当として、継続した雇用期間1ヵ年までの場合、基本給1ヵ月分が2ヵ月間、継続した雇用期間が1ヵ年を超える場合は、基本給一月分が5ヵ月間支払われる。

出所：「先進国技術協力実施状況調査報告書」（1988）

#### 帰国専門家に対するプログラム

再派遣専門家の派遣前訓練としてデータ処理、管理手法などの研修を行っている。なお、帰国専門家の再研修のための貸与奨学金制度（研修後4年間専門家として勤務すると返済を免除するというもの）を設けている。

出所：「先進国技術協力実施状況調査報告書」（1988）

CIMは、帰国専門家に対して、ドイツ社会での再活動のためのコースを用意している。BMZによって助成されるこのプログラムは、1993年には85ヵ国へ745人の"Integrated Expert"（現地政府雇用の専門家）を含んでいる。

さらに、SES（Senior-Expert-Service）は、退職した専門家を、主として、短期契約で途上国へ派遣している。このような専門家は、派遣期間の生活手当及び旅費がSESから支払われる以外は、ボランティアとして働くものである。

出所：Development Co-operation Review Series（1995）



## 派遣専門家と帰国プログラム（1993年）

カテゴリー	人数
I. Expatriate personnel in LDCs (long-term)	Total (5712)
Development Workers	(1738)
DED	1087
AGEH	304
DU	267
Others	80
Experts (long-term)	(2825)
GTZ	1573
KfW (推計値)	930
Consultancies	322
Other Organizations	57
Expert from Private Organizations	(404)
Political Foundation	342
Others	62
Integrated Experts	745
II. Local Experts and Qualified Staff employed by	Total (4096)
GTZ	3226
KfW (推定値)	870
III. Returnees benefiting from incentive Schemes*	Total (1441)
Topping up of Salaries	144
Special training Course	1186
of which: Business Start-up	541
New Entrepreneurs having received subsidies	111

\* ドイツ居住の途上国出身者が、本国に帰国した際に、受ける給与助成、資金援助、専門職へのリクルート、トレーニングコース、事業資金給与等である。

出所：Development Co-operation Review Series (1995)

#### 4. 専門家のリクルートシステム、雇用条件、契約方式、待遇

- a. 自国の専門家
- b. 相手国の専門家

専門家の所属については、公務員の場合は所属先との契約が中断し、プロジェクトでの業務終了後、復職する。公務員以外は登録者または一般から公募するなどして契約した専門家であり、所属先を別途有しつつ2重の契約を結ぶことは認められない。

雇用契約については、GTZは専門家と直接雇用契約を結んでいる。GTZの場合被雇用者（海外において技術協力に従事する職員）の利益を代表する公務員・交通運輸労働者組合、及びドイツ給与所得者労働組合と雇用条件について3者協定を締結しており、個々の雇用契約書についてもこの協定内容が準用される旨明記されている。この協定書の項目には、社会保険や休暇、つなぎ手当（雇用契約終了後、他の職業に就けなかった場合に受けられる手当）等詳細な雇用条件が規定されている。

出所：「先進国技術協力実施状況調査報告書」（1988）

ドイツ開発援助において、次のタイプの援助要員が途上国に派遣されている。

①Deployed Expert Staff

ドイツ政府機関と契約を結び、技術協力プログラム／プロジェクトの専門コンサルタントとして海外へ派遣される。このタイプの専門家を活用する機関は、ほとんどがGTZとコンサルタント会社であるが、政治組織や民間組織のこともある。

②Integrated Expert Staff

開発途上国で、公共／民間組織と直接契約を結び、現地給与を受ける専門家である。その他、彼らはドイツ政府からの給与助成、派遣準備金、社会保障、帰国後の再就職までの補助金を受けられる。これらの保障はCIMを通して行われる。

③Development Assistants

非政府開発政策のなかで、開発援助要員（Development Assistants）が途上国に派遣される。彼らは、金銭的な利益を目的とせず、専門家（Development Expert）とは区別される。このような援助要員は、6つのボランティア開発援助機関から派遣される。これらの機関は、各自のプログラム計画に責任を持つことが求められているが、プロジェクトはあくまで、開発援助法に沿ったドイツ政府の方針に合致することが必要である。

出所：「JICAオーストリア事務所報告」（1993.9.24）

GTZのプロジェクト要員数

職種	雇用形態等	1990年	1994年
GTZフィールドスタッフ	国内でリクルートされ、GTZ本部と契約（通常は2年間）、本部より派遣される。有償技術協力専門家も含まれる。〔リクルート：専門家データベース（約1万人が登録）から適任者を選定。不在の場合は公募あるいは大学・研究機関を通じた個別接触〕	1,546	1,539
プロジェクト雇用 現地スタッフ	プロジェクト現地国内でリクルートされる専門家等のスタッフ。プロジェクト実施期間中のみの契約であり、給与、手当等々はプロジェクト経費から支出される。	4,127	5,461
現地政府雇用専門家 (Integrated Experts)	国際移住・開発センター（CIM）の専門家養成確保事業（特に開発途上国の専門家育成を重視）により育成された専門家。途上国政府と雇用契約を締結してGTZのプロジェクトに従事する（GTZが給与を補填）。	669	798
計		6,342	7,798

注：上記の職種以外に、コンサルタント会社がプロジェクトに派遣している専門家が存在するが、最近の年次報告には派遣実績の統計が掲載されていない。

出所：Annual Report 1994（1995）

## ドイツODAによる専門家及びボランティア活用数の推移

	1990	1994
1. ドイツボランティア機関よりの専門家		
ドイツ開発奉仕部隊 (DED)	954	1,005
カトリック開発援助協会 (AGEH)	320	305
プロテスタント海外サービス (DU)	186	288
国際キリスト教奉仕団 (EIRENE)	23	20
世界平和奉仕団 (WFD)	15	11
国際キリスト専門家集団 (CFI)	22	40
その他 (個人)	691	724
小 計	2,211	2,393
2. 政府援助実施機関等よりの専門家		
ドイツ技術協力公社 (GTZ)	1,412	1,394
地球科学・原材料庁 (BGR)	85	48
物理技術庁	5	4
民間コンサルタント	388	238
政党財団		
・コント・アデ・ナア財団 (KAS)	76	87
・フリドリッヒ・エヘル財団 (FES)	115	111
・フリドリッヒ・ナマン財団 (FNS)	54	48
・ハンス・サ・イェル財団 (HSS)	53	54
その他民間機関	52	38
小 計	2,240	2,022
3. 復興金融公庫によるプロジェクト専門家 (内現地雇用専門家)		
	2,000 (900)	1,750 (850)
4. 途上国からの雇用専門家		
途上国からの訓練専門家	221	N.A.
途上国における訓練専門家	140	N.A.
途上国からの給与補填専門家	94	N.A.
途上国におけるプロジェクト・アシスタント	1	N.A.
小 計	456	N.A.
5. GTZプロジェクト・ロカールスタッフ		
熟練専門家	3,180	3,782
補助スタッフ	2,057	2,328
小 計	5,237	6,110

出所：Zehnter Bericht zur Entwicklungspolitik der Bundesregierung (1995)

GTZの場合、一般的には本部、海外ともに欠員が生じた場合に人事部が適任者を採用する。募集・採用の手順としては、まず新聞広告を掲載するところから始まるが、GTZ内部専門部局から候補者について指名を受ける場合も多く、募集形式は多様化している。履歴書の検討・選考の後、面接で専門性、適応力、語学力等が問われ、更に配属先のスタッフとの面談を含む第2次面接に残った候補者に健康上問題がない場合、採用となる。

KfWの場合、新規及び中途採用は人事担当の部を通して行われる。実務経験のない大学卒業生については見習い職員 (trainee) として、新聞広告やドイツ開発政策研究所(G

D I) での説明会を通して毎年新規に採用されており、採用後すぐに1年間の研修プログラムに参加することになっている。採用方法は応募者の書類審査後、面接と心理テストを行い可否を判定する。一方、中途採用者についても、採用方法は書類審査と面接であるが、応募者が空席のあるポストに必要な専門知識・経験を持っているかどうかを確認される。

また、ドイツにおける代表的な開発調査・研究・研修機関としてドイツ開発政策研究所(GDI)があるが、そこでのプロフェッショナル・スタッフは定員に欠員が生じた時のみに募集が行われ、雇用形態は試用期間終了時点で終身雇用となる。募集方法は様々で新聞等への広告、大学・研究機関や個人的ネットワークを通じて行われ、書類選考・面接で専門分野での知識、実績、語学力、途上国経験等を考慮の上決定される。新規採用は書類選考、面接を通して毎年上位20名が合格となる。

その他の技術援助実施組織として、ドイツ・ボランティア・サービス(DED)では、派遣ボランティアの採用はメディアへの広告や説明会等を通してプログラム部で行われており、書類選考・面接で専門性、適応力、熱意等の点から採用が決定される。

出所：「主要先進国における援助要員の確保に関する調査」(1990)

### c. 第三国専門家

第三国専門家についての特別の規定はない。国籍による差別はなく、通常の契約と全く変わらない。第三国専門家の場合、パスポートは一般旅券で、それに書類を添付して、特権付与、所得税免除等を受けている。

出所：「先進国技術協力実施状況調査報告書」(1988)

BMZの一般的な規則では、専門家の派遣は途上国に必要な人材が見つからず、かつ、それをリクルートする財政的余裕がない場合に実施される。途上国のプロジェクト実施機関は、プロジェクトに有効であると判断された場合にのみ、援助資金によりローカルの専門家を雇用することができる。このローカル専門家の業務内容、任期その他についてはプロジェクト内容によって様々であるが、GTZと途上国の実施機関(専門家の配属先)との合意に基づき、途上国の実施機関との間で締結された契約内容に責任を負うこととなる。またローカル専門家への給与は、途上国の労働市場と給与体系との兼ね合いで設定される。

その他の専門家としてGTZが現地で雇用するかあるいは契約ベースで活用する者をローカルスタッフといい、現地在住のドイツ人かその国の国籍を有する者となっている。また、資金援助でまかなわれる専門家は、一般的な規則に従い、途上国政府かその代行機関により任命されるが、原則的にドイツ国籍は求められていない。GTZの開発調査等への外国人コンサルタント活用は、全体の10%程度を占めている。ローカルコンサルタントについても、必要に応じて活用している。

出所：「先進国援助機関におけるコンサルタント契約実態調査報告書」（1988）

1993年、G T Zは、技術援助プログラムで、4,852人の現地要員を活用した。このうち3,226人は専門家であった。また、K f Wのプロジェクトで働く1,800人の専門家の内、870人は開発途上国の専門家であった。なお、1995年5月、D S EとB M Zは、今後の現地専門家の活用に関して、その可能性と限界を評価するための国際フォーラムを開催した。

出所：Development Co-operation Review Series (1995)

## E 資機材調達時の入札方式、調達条件

### ①技術プロジェクト委託の背景

G T Zは、コスト面と経験・ノウハウから判断して適当な場合、B M Zとの「一般合意」に基づき、外部委託をするように定められている。G T Z事業全般（専門家派遣、機材供与、研修員受入れ、開発調査等）に渡って外部委託が行われている。

### ②技術協力プロジェクトの委託方式と実施状況

#### (1)委託先選択方法

G T Zが当該業界に関する十分な知識と情報を有しており、なおかつE U入札基準で許される場合、担当部署が中央契約課と連携して数業者を仮選定し、指名競争入札をする。この際優先される業者は以下の通り。

- G T Z規定のアンケートに回答し、登録手続きを済ませた業者
- 同種契約を履行した経験のある業者
- 特定の分野・地域での業績を持つ業者

前例のない新規業務の場合、出来るだけ多くの業者が入札に参加できるよう配慮するのが原則で、ドイツForeign Trade Information Officeの発行するニューズレター、「Official Journal of the EU」別冊（E U内での応札が必要な場合）にプロジェクト概要、プロポーザル募集が公示される。

業者からのプロポーザルは、以下の事項に照らし合わせて評価される。

- 技術上の経験
- 対象国（近隣地域、類似地域）の専門知識
- 業務従事者の能力
- 対象国の企業・団体との連携業績
- 企業の経営状況
- G T Zとの連携業務評価

G T Zは上記に従って選択業者候補名簿を作成、名簿に記入された業者からのオファーを取り付ける。オファーは、まず技術面、次にコスト面から評価される。一番高い評価を得た業者をG T Zに招き協議を行う。次に契約内容に関する交渉が持たれ、契約合意、発注となる。上記契約交渉が成立しない場合は、評価ランキング2位の業者との交渉が開始される。契約締結後、入札に参加した他の業者に書面にて選択指名から外れた旨通知する。要請があれば選択指名から外れた理由を説明する。

#### (2)委託業務の管理、評価、成果品の検収方法

委託業務の管理はまずプロジェクトマネージャーが担当、次にローカルマネージャー、最終的には本部担当部署が管理する。現在G T Zでは、組織の分散化（decentralization）が進んでおり、現地のプロジェクトマネージャーが果たす役割は増加している。プロジェクトそのものに対する評価は行われているが、外部委託業務に関しては特に行われていない。

#### (3)コンサルタントへの委託実績

	1993	1994	1995
コンサルとの契約数	1,171	1,020	1,134
コンサルとの契約額 (百万マルク)	265.2	261.3	242.0
G T Z事業の合計 (百万マルク)	1,532.2	1,455.0	1,604.0
事業全体に占める コンサルタント委託の割合	17.3%	17.96%	15.09%

#### ③委託によるプロジェクト実施上の効果と問題点

G T Zの業務は年々増加する傾向にあり、どれだけ業務を拡大するかどこまで業務をこなせるかが長年の懸案となっている。しかし、G T Z業務の空洞化を深刻に問題視する動きはなく、外部委託の増加はプロジェクト実施効果とコスト・パフォーマンスの観点から、好ましいものとして受けとめられている。

#### ④業務委託についての今後の方向性

G T Zによる外部業務委託は、今後更に増加する見込みである。

出典：「J I C A オーストリア事務所報告」（1996.7.9）

## Ⅳ. 援助調査研究

### A. BMZまたはGTZ内の調査研究部門

#### 1. 部署名、スタッフ数

GTZでは調査研究のみを目的とした部署は設置しておらず、各地域、セクター支援に携わる部署が、実施プロジェクトの内容に応じて研究を行っている。

BMZでは第2局200部（開発政策の目標、コンセプト、計画、基本問題、研究）が、調査研究担当部門となっており、随時1～2名の専門家が配置されている。このほかBMZ内には専門家及び実務担当者24名が配置された科学諮問会（Scientific Council）が設立されており、開発援助に関連した論文・報告書作成を行っている。

出所：「JICAオーストリア事務所報告」（1996.2）

#### 2. 研究分野と開発活動

1992年から94年の間にBMZで行われた開発援助研究の重点分野は、貧困撲滅と環境保護で、二酸化炭素放出物の抑制、家族計画への男性参加の促進等の研究が行われた。方法的観点からは、開発途上国における上水道の漏水対策、貧困分析、開発援助への現地専門家活用等が取り上げられている。

研究成果は、BMZにおける意志決定プロセスで活用される他、適宜出版されている。1992年から94年間に科学諮問会が行った研究は以下のとおり。

- ・ 貧困撲滅対策としての農村開発
- ・ 農業における社会・経済分析と開発政策の重要性
- ・ 開発途上国における小・中学校の問題点
- ・ 開発援助における社会・文化の前提条件
- ・ EU加盟国内での開発援助政策の調整
- ・ 開発援助におけるNGOの役割
- ・ 移住と開発援助
- ・ 農業軽視がもたらす危機

出所：「JICAオーストリア事務所報告」（1996.2）

## B. 国内の主要援助研究機関の概要

### 1. 機関名、所在地、スタッフ数

ドイツ開発政策研究所（GDI）

所在地：ベルリン

GDIの職員構成は以下のとおりとなっている。（95年8月現在）

合計48名	— 専門家	24名
	— 司書・情報管理・出版	8名
	— 管理・秘書	16名

出所：「JICAオーストリア事務所報告」（1996.2）

### 2. 各機関の研究分野と開発活動

GDIは開発政策の課題に対する実用的研究を行っている。1994/95年の重点研究分野は以下のとおり。

- ・ 開発援助における人権・民主化
- ・ 民営化の概念と手段
- ・ EUの対西アフリカ牛肉輸出と輸入国の関係
- ・ サブサハラ行政改革（ベナンとウガンダのケース・スタディ）
- ・ 環境・社会基準の途上国輸出に及ぼす影響
- ・ ネットワーク社会：新しい管理パターン
- ・ 日本の対アジア開発、経済政策
- ・ ボリヴィアに見る金融部門改革：コンセプト、経験、展望
- ・ ヴィエトナム経済の移行問題
- ・ アラブ諸国の構造調整

GDIは研究活動に基づいて連邦・州政府及び国際機関へ提言を行い、ドイツ及び国際機関で開発援助に携わろうという学部卒業生を対象に研修事業を実施している。

出所：「JICAオーストリア事務所報告」（1996.2）

### 3. GDIとBMZ/GTZとの関係

ドイツでは開発援助に関する調査・研究は各大学及びベルリンのドイツ開発政策研究



所（GDI）のような研究所において実施されている。

BMZ各部署によるリサーチプロジェクトの結果は、各分野の専門業務を適切に実現する判断を助けるものである。これらのリサーチ結果は、適切と認められた場合"Research Reports of the Fed. Ministry for Econ. Cooperation"として一般公開されている。これは、1991年末で100刊を数えている。また、BMZ内のthe Scientific Councilも、開発関連の重要専門分野の科学者と専門家によるシリーズのレポート、その他個別のレポートを出している。

1991年に、Research and Development Division（R&D head office）が設置された。その目的は、戦略的に重要な分野で調査研究が重複することを避けること、援助戦略の策定、R&Dプロジェクトの革新的マネジメント、モニタリグを行うことである。

出所：「JICAオーストリア事務所報告」（1993.9）

GDIは非営利組織で、経常費の75%を連邦政府から25%をベルリン市からの助成金で運営されている。GDIはBMZの国別援助計画作成、実施に関するディスカッション、二国間資金・技術援助のプロジェクト形成・モニタリング手段等についてのセミナーをBMZ職員対象に行っており、またGTZの海外派遣職員の赴任前研修も実施している。一方、GDI研修卒業生の多くはBMZ、KfW、GTZに就職している。

出所：「JICAオーストリア事務所報告」（1996.2）

## V. 新規課題／地球的課題への対応

### A. BMZ／GIZの新規援助課題全般に関する方針

- ・ 貧困、人口増加、環境破壊、経済移民、難民、麻薬、エイズ等の問題は地球規模で取り組まねばならず、先進国は途上国と共に各々の責任、能力に応じて協調していかなければならない。
- ・ 途上国の開発は、途上国自身が責任を持って人的資源を動員しつつ経済を効率化し、国民の生産性を高めていかなければならない。
- ・ 先進国は途上国に対して市場を開放し、貿易保護策を緩和していかなければならない。

90年代のドイツの開発政策は分極化した世界における平和維持から、地球規模・全人類的課題に重点を移し、貧困緩和、教育、職業訓練の普及、環境・資源の保護に力を入れている。また危機勃発、紛争の事前防止、人道援助に果たすドイツの役割も強化する方針を取っている。

ドイツは統一後の財政難のなか、中東欧・旧ソ連への援助の必要性も加わり、量より質、自助努力支援型の開発援助に力を入れている。

出所：「JICAオーストリア事務所報告」（1996.2）

### B. BMZ／GIZの各イシューに対する取り組みと戦略

#### （1）環境

##### ①アプローチ

環境問題はドイツ開発援助における優先分野で、社会・経済・環境を統合的に取り扱っている。また持続可能な開発を考慮し、環境近代化（企業）、構造改革（マクロ経済政策）、行動パターンの改善（資源利用者）のそれぞれを同等に重視している。

基本的アプローチとしては以下が挙げられる。

- ・ 「持続的開発」に関する政策対話の促進、国別援助計画整備、政策一貫性の追求
- ・ 途上国による「アジェンダ21」行動計画の実施、国家環境計画策定の支援
- ・ 援助対象国における環境・資源保護プログラム、プロジェクトの促進
- ・ 全開発援助計画における環境配慮（UVP）
- ・ 熱帯雨林等生態系破壊危機への対策、国際的環境政策への参画
- ・ 国際・地域間での環境対策への貢献

##### ②戦略

- ・ 環境専門家の活用（NGOその他機関からの専門家の知識・意見をプロジェクト形成・評価に活用）

- ・途上国政府による環境計画策定、改革促進
- ・経済開発と環境の利害一致
- ・自然災害防止及び災害後のケア
- ・熱帯雨林保護と貧困撲滅プロジェクトの連携
- ・省エネ及び再利用可能エネルギーの普及
- ・環境保護産業技術の導入

### ③実施システム

二国間プロジェクトが環境に及ぼす影響に配慮する手段として、「環境配慮アセスメント」いわゆるUVPが1988年BMZによって取りまとめられた。UVPはプロジェクトサイクル全体に適用され、プロジェクトが環境に及ぼす好/悪影響、また社会、文化、地域社会に及ぼす影響等を早期に認知し、プロジェクト発掘・形成・実施のモニタリングに生かせるようデザインされている。UVPは、早期の問題発見を促すため、時間・資金の節約ともなり、関係機関、住民、NGO、政府が独自に環境政策を遂行する支援ともなる。また、カウンターパートはプロジェクト要請、対象選定、協力形態選考の際、環境に対する考慮を要求される。

UVP実施に当たってBMZは「UVPマニュアル」を整備しており、プロジェクト指標としては「環境カテゴリー」を制定している。「環境カテゴリー」は各プロジェクトをE0（環境に及ぼすリスクゼロ）から、E3（モニタリング強化、保護処置の必要あり）、E4（環境破壊の可能性大）に分類し、環境・資源保護を直接の目的としたプロジェクトにはERのラベルを与えている。

プロジェクト実施に当たっては、「環境アセスメントのための資料」が配布されており、プロジェクトタイプに応じた環境配慮のポイントと視野、環境保護団体リスト、環境基準に関する情報が記載されている。

BMZでは第2局224部が環境・資源保護を担当しており、9名のスタッフが配置されている。

GTZでは企画開発局402部が、環境・資源保護・適性技術応用を担当、6名の専門家が配置されており、全プロジェクトの環境情報について報告を受け、プロジェクト形成に参画出来るようになってきている。更に企画開発局内には環境スタッフが適宜配置されており、環境問題に対する局内での調整が行われている。GTZはUVPをZOPPに取り込んでおり、環境保全に対する配慮を全プロジェクトで行っている。

なお、GTZが力を入れている活動分野は以下のとおり。

- ・都市及び産業地帯での環境汚染コントロール（汚染度測定・モニタリング、中小企業に対する環境関連コンサル事業）
- ・環境計画、運営（選定・確認、モニタリング、汚染防止、戦略開発）
- ・環境政策、環境法、環境経済（援助対象国政府への助言）

### ④今後の課題

UVPはプロジェクトの目標達成には有効ではあるが、今後は目標達成のための必要条件となるカウンターパートの体制、援助対象国の制度・法律、インフラ向上等を強化していく必要がある。

ドイツ政府開発援助に携わる外部機関（教会、民間団体等）が実施するプロジェクトでは、UVP適用は定められておらず、環境政策の一貫性の点から問題視されている。

## （２）W I D / ジェンダー・イシュー

### ①アプローチ

近年は、W I D 基本アプローチ（経済活動への参加促進を通じて女性の地位向上を図る）に加え、ジェンダー・アプローチも積極的に採用するようになった。ジェンダー・アプローチは、女性が経済に果たす重要性を認識した上で、男女格差の是正を図るもので、男女間の平等と持続可能な開発との相互関係を重視し、開発援助プロセスへの男女の利益・意見の参加を強調するものとなっている。

### ②戦略

プロジェクト形成・実施の各段階における女性参画の重要性を認識し、Z O P P (Objectives-oriented project planning) を強化しており、プロジェクト策定段階からターゲット・グループ（この場合は女性）の参加を推進している。また「農村Z O P P」は地域開発における現地の男女の協力が図られている。

ジェンダー関連のプロジェクト形成とジェンダー分析は現地カウンターパートとのきめ細かい連携によって進められる。

### ③実施システム

B M Z では、1991年から「女性・家族・青少年ユニット」を設立、現在4名（女性2名、男性2名）が配置されている。1993年1月より、W I D 関連のプロジェクト実施に係る文書は当ユニットへ回覧され、当ユニットは適宜、プロジェクトの各サイクルに参加することが出来るようになった。

G T Z では、ユニット04（戦略共同開発局）内に、専門家2名を中心としたW I D / G A D Unit を形成、地域別部署にもW I D 担当者を配置している。W I D / G A D ユニットの、G T Z 本部、フィールドスタッフ、カウンターパートに対するコンサルタント事業を行い、戦略策定・開発に取り組んでいる。

各プロジェクトにおいては、形成段階からZ O P P が導入されており、カウンターパートからの案件要請は、「女性関連カテゴリー」と呼ばれるチェック・リストに照らし合わせて審査されている。「女性関連カテゴリー」の中で、「FS」と呼ばれるものは女性を全面的にターゲット・グループとしたプロジェクト、「FP」は女性積極参加型プロジェクト、「FR」は、女性に不利な結果をもたらしうるプロジェクトで、FR と分類されたプロジェクトは、再度カウンターパートにプロジェクト策定や再調査が要請されFP型プロジェクトに改善される。

### ④今後の課題

プロジェクト各段階におけるターゲット・グループの参加・協力が条件となっているものの、実際には形式的で女性からの率直な意見は組み込まれにくいのが現状となっている。

### (3) 貧困

#### ①アプローチ

ドイツODAにおいて貧困問題は重要分野となっており、各プロジェクトが貧困層に及ぼす影響をあらかじめ配慮するよう定めている。貧困は多面的で政治色の強い問題と見なされており、援助全分野を通じての貧困問題対策、さらに環境・資源保護・教育・民間部門育成を通じた包括的な貧困緩和アプローチが強調されている。1995年3月にBMZ長官は、貧困対策の新しいアプローチとして以下の3点を挙げている。

- ・ 援助対象国・地域それぞれの状況により対応した援助の実施
- ・ 貧困克服と経済成長、インフラ改善の連結強化
- ・ 開発援助及び貧困撲滅に対するドイツ国民の理解・支持拡大

#### ②戦略

- ・ 人間らしい生活実現のための絶対的貧困の緩和・撲滅
- ・ 貧困の原因となる構造の改革
- ・ 参加と自助努力奨励
- ・ 貧困層の生産性・人的資源開発、が打ち出されており、特に貧困層に対する単なる援助や施しではない自助努力促進が重視されている。

#### ③実施システム

BMZでは第2局220部が貧困問題を担当しており、5名のスタッフが配置されている。GTZでは、企画・開発局401部に貧困問題専門家を配置、GTZ全体では各部門間での調整を目的に「貧困緩和チーム」が形成されており、12名のスタッフ（プロジェクト・スタッフも含む）で構成されている。

プロジェクト発掘・形成・実施各段階においてプロジェクトが貧困層に及ぼす直接的・間接的影響についての配慮がされている。貧困撲滅の最善策としては国家レベルでの構造改革（民主化、分権化、税制改革、予算編成、財政・融資システム改革、インフラ改善等）を重視しており、このためBMZ/GTZは政策対話、カウンターパート政府への顧問派遣、構造調整実施、セクタープログラム実施などの広範囲に及ぶ支援を重視している。また貧困撲滅の基本戦略・プロジェクト策定に、NGO（特に現地NGO）の参加が奨励されている。特に力を入れている自助努力支援プロジェクトのガイドラインは以下のとおり。

- ・ 貧困限界線以下の人口（特に女性）がターゲット・グループであること
- ・ 自発的イニシアティブが必要なこと
- ・ プロジェクト各実施段階へターゲット・グループが参加すること
- ・ ターゲット・グループの社会、文化、環境、経済状態を配慮すること
- ・ 援助対象国政府と地元の自助努力グループがプロジェクト促進に協力的であること
- ・ プロジェクトが持続的・波及効果を持つこと

#### ④今後の課題

今後の課題としては、以下が挙げられる。

- ・ 貧困問題に対する援助対象国政府の意識改革

- ・草の根レベルにおけるNGO活動拡大
- ・ドイツODA全体における直接的貧困対策強化

なお、GTZ実施のプロジェクトに対する評価は行われているが、世銀やUSAIDが行っているようなプロジェクト・モニタリングは実施されておらず、プロジェクトから体系的な経験が得られにくくなっており、モニタリング方法の整備が求められている。

#### (4) 民主化

##### ①アプローチ

ドイツ政府は、1990年よりCEECs/NIS諸国における民主化・市場経済化に対する支援を開始、政治と経済の移行が国民に与えるショック・負担の軽減に努めている。ドイツはOECD加盟国中最大のCEECs/NIS援助国となっており、主に贈与、続いてプロジェクト/プログラム援助を通じた支援を行っている。主要供与国はロシア、ポーランド、ウクライナ、ハンガリーとなっており、特に対ロシア支援は突出している。

CEECs/NIS諸国は「改革途上国」と「開発途上構造国」のグループに分けられており、1994年から国別援助計画の作成が開始された。BMZによるCEECs/NIS支援は助言活動を中心にしており、連邦政府は93年7月に近年の経験に基づいて、CEECs/NIS諸国に対する助言活動の効率化・調整を実施した。

##### ②戦略

ドイツのCEECs/NIS支援は、短期的課題として通貨の安定、債務軽減、中期的目標としては国家財政・法制度整備を挙げている。また体制移行をマクロ（政府）、ミクロ（企業/民間）と、この中間に位置する制度/団体の三つのレベルで捉えており、各レベルに対する支援を同時進行する戦略に力を入れている。さらに、ドイツの援助はCEECs/NISを国際分業へ統合、またEUとの関係強化を促進させることを目的としている。

GTZの主要活動として以下が挙げられる。

1. 経済改革支援（多元的構造を土台とし、社会・環境にとって健全な市場経済化を目指す。）
  - ・財政、法制度リストラに対するコンサルタント事業
  - ・銀行部門に対するコンサルタント事業
  - ・民間部門/中小企業育成
  - ・民営化支援
  - ・経済改革支援
  - ・地方分権化支援
  - ・環境政策支援、環境団体/制度の効率運営援助
  - ・「専門家・研究基金」設立

## 2. 難民・緊急援助プログラム（住宅建設、定住支援等）

このほか労働市場改革、社会福祉政策改革に対する支援を行っている。

### ③実施システム

BMZでは第1局113部がCEECs、114部がNISを担当しており、各7名のスタッフが配置されている。なおドイツ政府のCEECs/NIS支援には、BMZの他にも外務、大蔵、内務、農林省等全19の政府省庁のうち15省庁が独自の援助プログラムを組んでいる関わっている。

「改革途上国」に対する支援はKfW、GTZが中心となっているが、大部分のプロジェクトは外部コンサルタント／団体に委託されている。KfWは、ロシア、ウクライナ、ベラルーシ、ポーランド、スロヴァキア、ブルガリア、バルト三国のドイツ大使館内に調整事務所を設立、GTZは、カザフスタン、キルギス、ウズベキスタン、アルメニア、アゼルバイジャンにプロジェクト関連の専門家を配置している。パートII\*諸国に対する技術協力の戦略として、移行経済支援、民主化強化のコンセプトをまとめた"TRANSFORM"が公表されている。

GTZでは欧州・コーカサス・中央アジア局がCEECs/NIS地域支援全体を監督しており、801部（南欧、コーカサス、中央アジア）に15名、802部（中東欧、特別プログラム）に30名のスタッフが配置されている。

### ④今後の課題

対CEECs/NIS支援に関わるのは各省庁、州政府、政府系実施機関、準政府機関、NGO、さらに"EU Phare"、"TACIS計画"と数多く、それぞれの関連機関といかに協調・調整をしていくかが最大の課題となっている。BMZのもとに技術・資金援助の調整を一括させる案が提出されていたが、実現には至っていない。

#### \*DACによるCEECs/NIS諸国

パートI：アルバニア、アルメニア、アゼルバイジャン、グルジア、アザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン

パートII：ベラルーシ、ブルガリア、チェッコ、エストニア、ハンガリー、ラトヴィア、リトアニア、モルドバ、ポーランド、ルーマニア、ロシア、スロヴァキア、ウクライナ

## （5）教育

### ①アプローチ

教育分野に対する協力は、基礎教育（15歳以下児童対象）、職業教育、高等教育に分けられており、GTZでは基礎教育、高等教育に力を入れている。ドイツの援助は1990年3月に、タイのジョムチュンで開催された「万人のための教育世界会議」で打ち出された「万人のための教育」行動計画に従い、個人を尊重する「人間の開発」を重視した支援を行っている。また開発プロセス全体の枠組みのなかで、教育への機会均等、質の向上を図り、女子・女性、少数民族、難民等へのニーズに対応するよう配慮されている。更に教育を社会開発の土台として、保健、環境分野との活動とも連携・統合したアプローチが奨励されている。

## ②基本戦略

- ・職業教育
- ・実践的な教育を重視し、収入・就職率向上を図るためターゲット・グループ、諸機関・団体、雇用者等がプロジェクト形成・実施、資金調達プロセスに参画するよう配慮する
- ・労働市場だけではなく個人の需要に応じた職業教育を行う
- ・基礎教育
- ・科学・多文化共生・二カ国語教育・実践科目（農業、工芸、技術、環境科学、保健、スポーツ）等の教材・適正カリキュラムの開発・導入
- ・制度作り（教師育成機関、教材開発センター、出版業、教育研究機関、企画・評価機関作り）
- ・システム・コンサルタント（全国、地域レベル及び諸教育機関全体でのプログラム企画、運営、モニタリングに対する支援）
- ・読み書き算数の基本スキルと社会・科学スキルを統合した教育重視、子供を中心にしたカリキュラム創り、女子の通学を促進
- ・高等教育
- ・技術者・専門家育成支援
- ・北から南へのノウハウ移転ではなく途上国自身からのインプット重視
- ・開発促進を助長する部門・研究に対する支援強化
- ・大学・研究機関制度の合理化、能率化

## ③実施システム

G T Zは教育プロジェクトだけに対象を絞ったマニュアル、ガイドラインは整備しておらず、G T Z全プロジェクトに適用されるZ O P P、P C Mに沿った実施をしている。

G T Zのユニット04（戦略共同開発局）は基礎教育分野を担当しており、5名のスタッフを配置している。当ユニットは研究活動に直接従事することはないが、必要に応じ限られた範囲内で研究は行っている。なおB M Zでは第3局310部が教育分野政策を担当しており、5名のスタッフが配置されている。

## ④今後の課題

今後の教育分野支援では他のイシュー（環境、W I D、人口、エイズ、経済開発）との更なる連携・調整が課題となっており、いかにフレキシブルに対応していくかが焦点となっている。

## (6) 人口

## ①アプローチ

ドイツの人口政策支援は、「二重戦略」と呼ばれ、家族計画促進と社会・経済開発を同時に押し進めるものとなっている。家族計画においては自発性を重視し、ターゲット・グループの文化・宗教・伝統を考慮に入れながらきめ細かい医療カウンセリング実施を



奨励している。人口政策への包括的アプローチには、更に教育、医療、飲料水、栄養、女性の地位強化等に対する取り組みも含まれている。基本的アプローチには以下の点が挙げられる。

- ・家族計画の質的向上
- ・広報・教育・コミュニケーションプログラム実施
- ・地域社会ベースの避妊具配布
- ・社会マーケティング方式を使った避妊具配布奨励
- ・避妊技術、家族計画サービス運営に関する短・長期間研修実施
- ・人口・家族計画に関する研究活動
- ・その他の援助分野とのリンケージ作り
- ・会議・ワークショップ開催を通じた経験・研究結果の交換

#### ②戦略

BMZは1991年に「人口・家族計画の援助コンセプト」を採択し、以下の戦略を打ち出している。

- ・人口増加率の高い諸国との政策対話に人口政策を盛り込む
- ・人口問題に対する援助額確保及び今後の拠出拡大
- ・医療部門プロジェクトと人口政策の連携
- ・他のドナー、国際機関、NGOとの協調
- ・人口政策と教育プログラムの統合

#### ③実施システム

BMZでは第2局221部が人口・保健・エイズを担当しており、5名のスタッフが配置されている。GTZでは企画・開発局412部が、保健・人口・栄養を担当しており、17名のスタッフ（人口問題担当は3人）が配置されている。

人口政策・家族計画プロジェクト発掘、形成、評価にはガイドラインが定められており、人口増加率が高く、女性の地位が低く、社会・経済・環境問題を抱える国を対象として、家族計画、保健医療、教育、コミュニケーション、農村開発、栄養確保、女性の地位向上促進等に配慮するよう定められている。

なお、GTZの人口政策プロジェクトの多くは、英国のNGOである International Planned Parenthood Federation (IPPF) との連携により実施され、リプロダクティブ・ヘルスへの新しいコンセプト開発、ジョイント会議・ワークショップの開催、研修事業、共同研究が行われている。

#### ④今後の課題

1995年以降、以下の点が考慮、分析、評価の対象として挙げられている。

- ・財政難のなかでの質的改善
- ・保健・社会問題等への人口問題の一体化拡大、よりターゲットを絞ったアプローチ採択
- ・リプロダクティブ・ヘルスに対する新しい情報・教育・コミュニケーションを開拓
- ・官民混合のサービス、融資

- ・地域社会に根づいた（避妊）サービスと外来リプロダクティブ・ヘルスサービスの統合及び産婦人科の向上

出所：「JICAオーストリア事務所報告」（1996.2）

## G. 各イシュー別の調査（ドイツのWID、貧困プロジェクトの成功例を取り上げて）

### プロジェクト例 1－貧困

#### ①プロジェクト名

グラミン銀行研修プログラム（Grameen Bank Training Programme）

#### ②援助対象国及び地域

バングラデシュ、ダッカ

#### ③協力期間

1987年10月～1993年9月

#### ④援助額

2,490万マルク（贈与）

#### ⑤目的

グラミン銀行は、1976年にNGOとして活動を開始し、農村貧困層を対象とする低金利融資を目的とした金融機関に成長した。ドイツの開発援助は、貧困層自助努力を支援、家族計画、教育、保健衛生等に対する理解を深め、また自助努力グループ及びNGOが中心となった開発金融機関の運営能率化を図っている。

#### ⑥活動内容

G T Zは、以下の技術援助を実施している。

- ・2,303万マルクの資金協力
- ・プロジェクト審査、評価への参加
- ・グラミン銀行内研修システム開発のために短期専門家派遣
- ・グラミン銀行スタッフのためのドイツにおける研修

研修は、貧困層を対象とした銀行業務の理解・ノウハウの伝達、業務の全国的拡大戦略に焦点をあて、経営スタッフ、自助努力グループ、金融専門家、バングラデシュ、その他途上国、ドナーの政策担当者を対象に実施された。

#### ⑦援助側実施体制（担当部署、現地事務所の役割と権限、援助側人員配置）

G T Zがプロジェクト審査を行い、BMZに推薦、BMZの承認を経た後、BMZがG T Zにプロジェクト実施を委託している。BMZでは、第1局104部（担当地域：アフガニスタン、バングラデシュ、パキスタン）、G T Zでは第2局204部（担当地域：東アジア）が当プロジェクトの実施責任部署となっている。

#### ⑧相手国側（C/P配置、費用負担）

グラミン銀行（銀行内研修は、グラミン銀行自身が実施）、バングラデシュ政府は、実施・資金協力を行っていない。

#### ⑨アウトプット（成果と波及効果）

##### G T Z 事業

- ・研修事業は、グラミン銀行の内部及び全国的拡大に寄与し、現在では支店数500、顧客数は35,000人と増加している。
- ・グラミン銀行のサービス、零細企業の投資活動、収入拡大戦略について600,000人の顧客が研修を受けるに至った。
- ・就職応募者1万人に対して研修を実施し、この中から新職員6,000人の本採用を行った。
- ・金融専門家、外国からの政策担当者200人に集約的研修を行い、グラミン銀行のコンセプト、アプローチに対する理解を深めた。
- ・グラミン銀行のコンセプトは、広くアジア、アフリカ、またドイツにも普及し、1994年には世界で30以上のプロジェクトがグラミン銀行を規範として32カ国で実施されている。
- ・グラミン銀行自身が運営コストを賄えるまでに成長している。

#### ⑩成功の要因と評価基準／評価指標

グラミン銀行のコンセプトが成功の最大の要因となっている。当銀行は、融資対象を0.13ヘクタール以下の土地所有者及び土地無し、物質、親戚関係等に恵まれない貧困層に絞っており、特に女性による零細企業、自助努力を奨励している。返済率は98%を誇っており、貧困層による貯蓄、投資、融資返済の能力を証明した。更に94%の借り手は女性となっている。

また開発の障害となることの多い金融部門システムを、より開発志向にデザインし直すことで、マクロ経済改革も同時に進行させている。よって貧困関連プロジェクトの評価基準は達成出来ている。（B－（3）－③参照）

### プロジェクト例 2－Women in Development (WID)

#### ①プロジェクト名

女性のための総合保障システム奨励（Promotion of an Integrated Insurance System for Women）

#### ②援助対象国及び地域

インド、グジャラート州アーメダバード

#### ③協力期間

1992年12月～95年12月

#### ④援助額

789,991マルク

#### ⑤目的

S E W A（Self-Employed Women's Association）は、1972年に労働組合、自助努力グル

ープとして発足した。露天商、職工、陶工等いわゆるインフォーマル部門に属する女性の利益・意見を代弁、主張する団体として成長した。SEWAの活動は、銀行、社会保障、保健医療、教育部門に及んでおり、現在所属メンバーの女性は5万人に達している。ドイツ政府は、途上国経済がGDP成長志向に偏り適切な社会政策開発を怠っている面を改善するための、途上国での社会保障制度の開発、促進を支援の優先分野としている。ドイツの援助は、SEWA支援を通じて女性の自助努力促進、貧困緩和、零細企業の育成、人口抑制を図るものとなっている。

#### ⑥活動内容

GTZはBMZからの委託を受け566,000マルクをSEWAの資本金として供与し、この利子の一部を保険料支払に当て、SEWAの社会保障部門拡大に対する支援を重点的に行っている。更に財政の専門家をベルリンの連邦雇用庁より派遣している。その他、地元でのワークショップ、プロジェクト全体の共同モニタリングを実施している。

#### ⑦援助実施体制

BMZがプロジェクトを企画、GTZが実施。（詳細不明）

#### ⑧相手国側（C/P配置、費用負担）

SEWA（詳細不明）

#### ⑨アウトプット（成果と波及効果）

- ・ SEWAによる社会保障制度に加入している女性はかつて7,000人あまりであったが、現在その数は10,000～12,000人に増加する勢いを見せている。
- ・ 保険料の支払は資本金の利子から出されていたが、今後は加入者の増加により加入者の掛金割増で賄える見通しが得られてきている。
- ・ GTZとSEWAが共同して開発・拡大してきた社会保障制度を通じての自助努力支援は、他の途上国への適用を可能とするモデルを創出している。

#### ⑩成功の要因と評価基準

女性のための社会保障制度支援は、女性をリスクから守るだけでなく、経済活動拡大、収入増も促し、家族・社会構造における女性の地位を向上させる役割を果たす。さらに社会保障の導入により子供の数を増やして将来に備える必要はなくなり、女性の身体的負担も軽減され、人口抑制にも貢献することができ、社会経済さまざまな面を向上させる刺激剤となっている。

### プロジェクト例 3-南南協力

#### ①プロジェクト名

中西部アフリカ地域エイズプログラム

#### ②援助対象国及び地域

象牙海岸、ブルキナ・ファソ、ガーナ、トーゴ、ベナン、カメルーン、中央アフリカ、コンゴ、ザイールを含む中西部アフリカ

## ③協力機関

1994年1月～1995年6月

## ④目的

中西部アフリカにおけるエイズ蔓延の防止、緩和、及びエイズが社会、経済に与える影響に対応する。

## ⑤活動内容

- ・地域におけるGTZの保健医療プロジェクトへの専門アドバイス
- ・保健医療部門以外のプロジェクト形成、実施にエイズ問題に対する配慮を統合
- ・アフリカ人専門家のエイズ関連活動における能力開発、助長
  - －エイズ関連のアフリカ人科学者、活動家、行政担当官は地域で得た知識、経験を活かすにしたい。また、海外の援助機関は欧州、北アメリカから専門家を派遣し、国際的に認められたアフリカ人専門家は、海外でしか活動の場所を得ることができない場合が多い。
  - －プロジェクトではアフリカ人のコンサルタント能力をデータベース開発、地域ワークショップ開催、地域コンサルタントと国際機関との連携助長等を通じて開発、育成。
- ・地域における公的、私的機関間でのエイズ関係情報の交換

## ⑥援助実施体制

ガーナのアクラにプログラム事務所を設立、保健医療、社会科学、研究者等の専門家で構成している。

## ⑦援助窓

ガーナ国保健省

## ⑧目標

1995年6月末までにGTZプロジェクト、国際援助機関等に対するエイズ関係コンサルタント事業を機能させる。プログラムはアフリカ人専門家の間でのネットワーク作りを支援し、第2フェーズでは西・中央アフリカ独自の機関として独立させる。

## V I. ドイツODAの今後の展望

### A. ODAに関する国内の議論

ドイツは統一後5年間以上経た今もなお社会、経済、政治面における調整を余儀なくされている。旧西ドイツから旧東ドイツへの資金流入は年間1,200億マルクにも達しており、今後10年間は継続する見込みである。94年末の連邦選挙では、重税・失業問題に対する国民の不安、東欧諸国やロシアからの経済難民の流入に対する敏感な反応が反映される結果となった。

開発政策レベルで援助額増加を求める動きは見られず、国内の課題に対する支出増加を訴える声が高まっている。一方BMZが93年に行った世論調査では、ドイツ国民4分の3が開発援助に対する支持を示し、途上国援助や国際貢献への関心（特に地球規模の環境問題）が高いことも明らかにしている。また貧困緩和を求めるドイツNGOの活動も活発である。

政府は国民の開発援助に対する理解促進に配慮しているが、開発援助広報や開発教育に対する支出は、1991年497万米ドル、92年530万米ドル、93年400万米ドルと近年は減少傾向を辿っている。

出所：「JICAオーストリア事務所報告」（1996.2）

### B. 政策変更の可能性等

1992年6月リオ・デ・ジャネイロで行われたUNCEDで採択された行動計画「アジェンダ21」を受けて、ドイツの1992年度の主要目標である貧困緩和、環境保護、教育改善といった目標が確認され、今後もこの方向でドイツの開発政策がすすめられることとなった。

認可された開発協力基金（融資、技術協力とも）の約50%はベーシック・ヒューマン・ニーズ関連のものであり、10%は自助努力による貧困対策に支出される。これらは食糧改善や雇用創出だけでなく、ヘルスケア・システムや人口家族計画の改善等にも向けられている。

中期的な展望では、ドイツのODA総額及び対GNP比がここ数年は減少する可能性がある。特に1997年までの連邦の財政計画（financial planning）に見られる開発予算の規模では、予想される開発援助予算以外の対外援助額の減少を緩和するのは難しい。

出所：「JICAオーストリア事務所報告」（1994.3.5）

ドイツの開発援助に対する政治的論争では、BMZは、政策責任を強化するためにプロジェクト管理への介入をできるだけ避ける必要があるとしている。さらに、資金援助

と技術援助の分離を再考し、G T Z と K f W を援助活動管理の面から一つに統合することが示唆されている。

政策レベルにおいては、ドイツの大規模な開発援助に対する支持は高くなく、自国に影響する新たな事態に援助資金を向けるべきだという意見も聞かれる。しかしながら、1993年、BMZの依頼で実施された調査 "Development Co-operation as the Germans see it" で、大部分の国民は開発援助を支持していると報告されており、概ね好意的な態度を示しているといえる。

同国における開発援助に対する国民への情報提供、及び開発教育の予算は、1992年の530万ドルから1993年の400万ドルに減少している。この予算の3分の2は教育目的に使われ、残りは国民へのODAに関する情報提供等に使われる。

以下は1992年にBMZが採用した開発教育のコンセプトである。

- ・開発途上国の生活に関する情報を、社会、政治、経済、文化面から総合的に提供する。
- ・世界各国の相互依存性を認識し、自己の生存のために先進国が、その消費パターンを改善する必要性を伝える。
- ・人権、良い統治と参加型開発の分野で開発途上国との連携を促す。
- ・異文化生活の基礎として、こどもたちの異文化教育を促進する。

出所：Development Co-operation Review Series (1995)

ドイツ援助システムは複雑極まりなく、めまぐるしく変化しつつある国際環境への対応を困難にしている。開発実施機関と途上国との調整にかなりの時間が浪費されており、また柔軟性に欠けることから新しい政策や構造改革を打ち出し難くなっている。

またマーストリヒト条約第130条により、EU加盟諸国内での対途上国政策の一本化が規定され、ドイツではEU政策との一貫性問題が浮上している。(例：EUの牛肉輸出保護政策とドイツの西アフリカでの牛肉生産支援は矛盾していると見られている。) よって今後ドイツの開発援助政策がよりEUと足並みを揃えたものに変化してゆく可能性は極めて高い。

一方ドイツ開発援助実施機関内での政策の一貫性・透明性も求められており、以下の2点における改革が検討されている。

- ①閣僚レベルでの「開発閣議」の設立 (関係省庁は各プロジェクト案をまず「開発閣議」にかけてから実施に移す。)
- ②開発政策の一元化 (BMZのもとに欧州開発政策、国際環境問題、人道援助を統合する。)

出所：「JICAオーストリア事務所報告」(1996.2)

## 参考資料（ドイツ）

（和文）

- アジア経済研究所（1992年）『日本・アメリカ・ヨーロッパの開発協力政策』
- 外務省経済協力局（1995年）『我が国の政府開発援助（上巻）』
- 行政管理研究センター（1994年）『ODAの評価システム－理論と国際比較』
- 国際開発センター（1990年）『主要先進国における援助要員の確保に関する調査報告書』
- 国際開発ジャーナル社（1989年）『主要先進国の無償援助』
- JICA（1996年7月9日）『JICAオーストリア事務所報告』
- JICA（1996年2月）『JICAオーストリア事務所報告：先進国援助機関調査第1回更新ドイツ1996年2月』
- JICA（1994年3月5日）『JICAオーストリア事務所報告』
- JICA（1993年9月24日）『JICAオーストリア事務所報告』
- JICA（1988年）『先進国技術協力実施状況調査報告書（西ドイツ）』
- JICA（1988年）『先進国援助機関におけるコンサルタント契約実態調査報告書（ヨーロッパ班）』
- JICA（1987年）『先進国援助機関・国際機関における開発調査実施方法に関する調査報告書』
- 日本労働組合総連（1995年4月）『ODAによるNGO支援』

（英文）

- BMZ(1995), Zehnter Bericht zur Entwicklungspolitik der Bundesregierung
- GTZ(1993), Annual Report 1992
- GTZ(1994), Annual Report 1993
- GTZ(1995), Annual Report 1994
- GTZ, Methods and Instruments for Project Planning and Implementation (Outlines)
- JICA(1993.9), 『JICAオーストリア事務所報告』
- OECD(1995), Development Co-operation Review Series-Germany
- UNDP(1990), DONOR PROFILES
- UNDP(1994), DONOR PROFILES



# 先進国援助機関調査（英国）

I. 援助の目的と制度	1
A. 援助政策	1
1. 開発援助に関する法的根拠、法的枠組み	1
2. 援助理念と目的	1
3. 中期政策目標（今後5年～10年間）	2
4. 援助対象国について	2
a. 援助対象国の基準、その援助額の配分を定める基準	2
b. 国別の援助戦略等	2
c. 援助対象国上位10カ国と援助額	2
B. 予算額と予算枠組み	7
1. 予算概要	7
a. 政府予算におけるODA予算の位置付け	7
b. 二国間援助と多国間援助の割合	7
2. 二国間援助実績（過去3年間）	8
a. 構造、枠組み	8
b. ODA予算のセクター別配分	8
c. ODA予算の国別配分	8
3. 多国間援助予算（過去3年間）	10
a. 拠出先機関、金額及び割合	10
C. 国レベル実施体制	11
1. 全体機構	11
a. ODAに関与する政府機関、省庁、実施機関の名称	11
b. 各機関の関係を示すチャート	11
2. 政策立案体制と各実施機関の関係	12
II. 各主要援助実施機関の概要	15
A-1. ODAの概要	15
1. 設立の沿革、設立年、目的、法的根拠、本部所在地	15
2. 事業の範囲と内容	15
3. 機構	18
a. 組織図	18

b. 本部の機能と役割、権限、人員数	19
c. 海外事務所の機能と役割、権限、人員数、所在地リスト	21
4. 過去3年間の実績	24
a. 国別援助額	24
b. セクター別援助額	25
B. 外部機関との協調	26
1. 国際機関	26
a. 指針	26
b. ODAとの定期協議の有無	27
2. 他の二国間援助ドナー	28
a. 指針	28
b. ODAとの定期協議の有無	28
3. NGOとの協調	28
a. 指針	28
・規定	28
・援助戦略におけるNGOの位置付け	28
・NGO資金援助の割り当て目標	28
b. 協力NGOの分類	29
・分野、活動内容	29
c. 登録制度について	30
・資格基準等、窓口となるNGOの有無	30
d. 主要10NGOのリスト（名称、協力内容、援助額等）	30
e. 協カスキーム	30
4. 地方自治体との関係について	32
a. 地方自治体の国際協力事業	32
b. 地方自治体と実施機関との連携の有無と事例	32
A-2. クラウン・エージェンツ（CA）の概要	33
1. 設立の沿革、設立年、目的、法的根拠、本部所在地	33
2. 事業の範囲と内容	34
3. 機構	35
a. 組織図	35
b. 本部の機能と役割、権限、人員数	35
c. 海外事務所の機能と役割、権限、人員数、所在地リスト	36
4. 過去3年間の実績	37
a. 国別援助額	37
b. セクター別援助額	37

B. 外部機関との協調	37
1. 国際機関	37
a. 指針	37
b. CAとの定期協議の有無	37
2. 他の二国間援助ドナー	37
a. 指針	37
b. CAとの定期協議の有無	37
A-3. プリティッシュ・カウンシル (BC) の概要	38
1. 設立の沿革、設立年、目的、法的根拠、本部所在地	38
2. 事業の範囲と内容	39
3. 機構	40
a. 組織図	40
b. 本部の機能と役割、権限、人員数	40
c. 海外事務所の機能と役割、権限、人員数、所在地リスト	41
4. 過去3年間の実績	42
a. 国別援助額	42
b. セクター別援助額	42
B. 外部機関との協調	44
1. 国際機関	44
a. 指針	44
b. BCとの定期協議の有無	44
2. 他の二国間援助ドナー	44
a. 指針	44
b. BCとの定期協議の有無	44
III. ODAにおける技術協力	45
A. プロジェクトのコンポーネント	45
B. プロジェクト・サイクル	45
C. プロジェクト運営管理手法	47
D. 専門家等の援助要員	50
1. 要員養成について	50
a. ODAの援助要員養成システム	50

b. ODA以外の養成機関と養成システム	50
2. 専門家及び職員の安全対策	53
a. 組織として緊急時の対応方法	53
b. 緊急時に対応する部署	53
c. 緊急時の対応マニュアルの整備状況	53
3. 専門家及び職員の福利厚生	53
a. 現地派遣時の保険加入システム	53
b. 現地における医療サービス	53
c. 現地派遣期間中の休暇制度	53
d. 現地で得られる特権（免税等）	53
e. 現地派遣期間終了後の保障制度	53
4. 専門家のリクルートシステム、雇用条件、契約方式、待遇	54
a. 自国の専門家	54
b. 相手国専門家	54
c. 第三国専門家	57
E. 資機材調達時の入札方式、調達条件	60
IV. 援助調査研究	61
A. ODA内の調査研究部門	61
1. 部署名、スタッフ数	61
2. 研究分野と開発活動	61
B. 国内の主要援助研究機関の概要	61
1. 機関名、所在地、スタッフ数	61
2. 各機関の研究分野と開発活動	61
3. 研究機関とODAとの関係	61
V. 新規課題／地球的課題への対応	63
A. 新規援助課題全般に関する方針	63
B. 各イシューに対する取り組みと戦略	63
教育	63
貧困	64
環境	64
WID	67

良い統治	.....	68
人口、エイズ	.....	69
C. 各イシュー別の調査	.....	70
VI. 英国のODAの今後の展望	.....	71
A. 英国のODAに関する国内の議論	.....	71
B. 政策変更の可能性等	.....	71
参考資料	.....	72



## I. 援助の目的と制度

### A. 援助政策

#### 1. 開発援助に関する法的根拠、法的枠組み

1929年の "Colonial Development Act" により初めて、英国政府は、同国の植民地への援助の責任を確認している。1961年には、Department of Technical Cooperation が、援助プログラムの技術援助を扱うために設立された。

出典：「JICA英国事務所報告」（1994）

#### 2. 援助理念と目的

英国は、開発途上国の「持続的経済・社会発展」を達成するために、以下の7つのプライオリティーを掲げている。

- ①経済改革支援
- ②生産性向上
- ③良い政府（good government）支援
- ④貧困層支援
- ⑤人口問題、教育を含む人的資源開発
- ⑥女性の地位向上
- ⑦環境問題への取組み

特に90年以来、"good government"（良い政府）の考えを打ち出し、①市場経済原理の導入、②適切なレベルの軍事支出、③複数政党主義・民主主義、④人権尊重等の政策をとっている、またはそれらに向けて努力している政府への支援を打ち出している。

出典：『我が国の政府開発援助（上巻）』（1995）

効果的援助のために、次の3項目が主要な教訓として挙げられている。

- ①援助は民間と国内リソースを合わせても、開発のニーズに十分対応できない国と活動にのみ行われるべきである。
- ②開発援助、緊急援助とも成功するためには、長期的視野を必要とする。特に、持続性を重視するべきである。
- ③緊急以外の援助は、援助受け入れ国の政府が遂行する合理的政策の中で、あるいはそれを条件としてのみ行われるべきである。

出典：Fundamental Expenditure Review (1995.7)

### 3. 中期政策目標（今後5年～10年間）

未調査

### 4. 援助対象国について

#### a. 援助対象国の基準、その援助額の配分を定める基準

#### b. 国別の援助戦略等

#### c. 援助対象国上位10カ国と援助額

1993/94年の二国間援助はODA援助の52%、多国間援助は48%であり、近年、英国の援助に占めるマルチ援助の比率が高まってきた。援助対象国としては、二国間援助の67.7%が低所得国に分配されており、英連邦諸国に対する援助は65.6%と大きな比重を占める。

出典：『我が国の政府開発援助（上巻）』（1995）

国別プログラム戦略における最近の変化として、以下の点が挙げられる。

- ・ 国別プログラムの資金割合は、1989/90年から1993/94年の間に21%減少した。
- ・ 援助対象国数は、1989年の137から1993/94年には163と増加した。
- ・ 上記の変化により、小規模プロジェクトが増加した。
- ・ 援助活動はよりマネージメントの時間を重視する傾向にある。つまり、プロジェクトの迅速な実施、持続性、貧困軽減のより効果的方法の探求、良い統治/W I D /環境に関連する新たな目標設定、社会セクターにおける根源的問題に取り組む新たな援助運営の確立、コンディショナリティーを伴うセクター支援の協調が重要視される。
- ・ 学際的チームワークの強調、より幅広い専門知識（特に、社会開発、組織体制強化、財政管理）の活用
- ・ 英国の援助実施におけるNGOのさらなる活用
- ・ 海外の援助マネージメントユニットのネットワーク（Development Division—海外事務所、Aid Management Office、Field Management Offices）の拡大と、ODAのクライアントとの緊密性を強化するため、本部からフィールドへの権限移行

出典：Fundamental Expenditure Review (1995.7)

1994/95年の二国間援助実績は次表のようである。



## 二国間援助実績 (1994/95年)

(単位：千ポンド)

	Project Aid	Program Aid	Emergency Aid	ODA Debt Relief	Non-Project Technical Assistance	Total ODA Program	Other Program	Total Gross Public Expenditure
アフリカ	168,820	106,624	107,968	728	11,325	395,465	77,529	472,994
北アフリカ	6,394	-	171	61	178	6,803	1,289	8,092
サブサハラ アフリカ	160,001	106,624	107,705	667	11,116	386,114	76,140	462,254
区分不能	2,425	-	91	-	31	2,548	100	2,648
中南米	59,511	3,080	1,700	1,805	1,851	67,946	59,547	127,493
中米	6,508	-	555	-	74	7,137	17,122	24,258
カリブ海	33,378	1,000	300	1,767	1,524	37,964	28,438	66,407
南米	18,276	2,079	845	37	236	21,474	13,987	35,461
区分不能	1,349	-	-	-	17	1,367	-	1,367
中東/南・ 東南アジア	240,847	3,968	28,795	571	7,657	281,838	144,970	426,807
中東	13,177	-	8,332	571	915	22,996	3,781	26,776
南アジア	163,859	1,469	18,974	-	5,161	184,464	83,370	272,834
東南アジア	61,430	2,499	1,489	-	1,430	66,847	57,818	124,664
区分不能	2,387	-	-	-	151	2,532	1	2,533
中央アジア	1,722	-	1,765	-	1,045	4,531	205	4,736
欧州	76,466	2,000	52,582	-	8,619	139,669	2,024	141,693
太平洋	9,775	-	82	-	897	10,753	2,692	13,445
区分不能	111,493	-	15,994	-	59,553	32,900	27	187,066
合計	668,634	115,672	208,886	3104	90,947	1,120,141	286,993	1374,234

出典：1996 Departmental Report (1996.3)

英国の二国間援助の3分の2は、個々の国別プログラムに配分されている。援助配分の基準となる項目は以下のようである。

## ①貧困

英国の二国間援助の5分の4は、年間収入一人当たり700ドル以下の国へ配分されている。

## ②英連邦

特に英語圏で、英国の行政・司法・商業システムを受け継ぐ英連邦の国々への二国間援助は4分の3を占めている。

## ③援助の効率的な使用

援助を有効に活用する行政能力を持つ国

## ④健全な社会・経済政策

英国は、社会・経済の進歩の障害となる歪みを是正する改革プログラムへの連携協力

を行っており、貧困対策、市場経済の促進、汚職排除、軍事費の縮小などを含む社会・経済政策を重視している。

⑤人権の尊重と責任ある政府の指導者

出典：「JICA英国事務所報告」（1994）

旧ソ連、東欧支援においては各国の市場経済化を支援する技術支援が重要として、「ノウハウ・ファンド」（Know How Fund）を設置し、マーケティング、マネージメント、金融、中小企業支援等の面で技術協力（研修生の受け入れ、専門家、コンサルタントの派遣等）を実施している。

出典：『我が国の政府開発援助（上巻）』（1995）

貧困軽減は、英国のODAの基本目標であり、二国間援助は、サブサハラ・アフリカとアジアの最貧国に集中している。地域的観点から、二国間援助をセクター配分で見ると、サブサハラ・アフリカ、特に、低所得国では、教育・社会サービス（保健医療と人口を含む）・農業などのセクターへの支出割合は比較的少なく、1991年、社会サービスと農業セクターへの割合は6%以下であった。それに対して、輸入と国際収支支援に44.7%、交通運輸と通信に41.7%が向けられた。一方、中近東を除くアジアの低所得国では、社会サービスと農業セクターへの割合は40%であった。

出典：Development Co-operation Review Series（1994）

中南米に対する英国の活動は、再生可能な自然資源、英語トレーニング、選挙による民主的政府の確立に集中している。

出典：DONOR PROFILE（1994）

## 1993/94年度英国の二国間ODA上位10カ国

(単位：百万ポンド)

順位	国名	援助額	割合
1	インド	103	7.8
2	バングラデシュ	56	4.3
3	旧ユーゴスラヴィア	52	4.0
4	パキスタン	48	3.7
5	ザンビア	48	3.7
6	ジンバブエ	40	3.1
7	ウガンダ	39	3.0
8	インドネシア	35	2.7
9	モザンビーク	35	2.7
10	中国	34	3.6
10位の合計		490	38.6
二国間ODA合計		1,304	100.0

出典：British Aid Statistics 1989/90-1993/94 (1994)

英国の二国間援助の地域別配分の推移及び分野別割合は、「我が国の政府開発援助(上巻)」を参照のこと。

援助政策については、1970年初頭までは主要援助対象国45カ国についてむこう4年間にわたる国別援助政策書(Country Policy Paper)が作成されていたが、手間がかかるわりに有効性が低いということで廃止された。

現在は、18カ国程度の重要な援助対象国についてのみ、外務・英連邦省(The Foreign and Commonwealth Office: F C)と、海外開発庁(Overseas Development Administration: O D A)内部で、“Country Policy Review Papers”(C P R P)という国別政策書が作成されている。

ODAはこのC P R Pの中に示されている援助対象国のマクロ経済分析、開発援助政策及び英国との二国間関係等を総合的に判断し、援助実施のプライオリティーを決定している。また、C P R Pは援助資金を計画・管理する上でODAにとって欠かせない手段である“Aid Framework”(事業別援助予算計画書)による援助金額の用途についても、重点的に明確にしている。

## ①Country Policy Review Paper (C P R P)

C P R Pでは、特定のプロジェクトの達成目標や目的、及びそのプロジェクトが達成されるための手段、特に“Aid Framework”による援助金額の用途を重点的に明らかにし、Aid Frameworkによる援助金額を十分に使うことができるような説得力のある計画を述べる形を取っている。

## ②Aid Framework

F C O、大蔵省、貿易産業省、イングランド銀行による協議の後、ODAによってディスパースメント・ベースで作成されている事業別援助予算計画書であり、a.二国間

資金協力（これについてのみ国別表示）、b.技術協力、c.多国間協力への拠出、d.連邦開発公社（Commonwealth Development Corporation: CDC）への貸付等の主要項目により構成されている。ここでは個々の国ないし事業の開発需要や可能性が考慮されると共に、政治的、商業的見地からも検討が行われ、向こう3年間の予算額をカバーしている。

### ③Know How Fund

中東欧、旧ソ連複数政党民主主義と市場経済への移行支援を目的として、1989年度に新設された。主に、金融、民主化、小規模企業振興、経営指導、農業、エネルギー効率化、ヘルスケア部門で実施される。政府間の援助ではないので、政府機関以外の種々の組織及び個人が利用できる。1993/94年度予算には5,430万ポンドが計上されている。

#### 対象国

アルバニア、ブルガリア、旧チェコスロヴァキア、ハンガリー、ポーランド、ルーマニア、スロヴェニア、ロシア、バルト3国、カザフスタン、ウクライナ、その他の旧ソ連地域

#### スキーム

- ・対象地域への英国系企業の投資支援（投資前フィージビリティスタディの50%を持つものと現地経営者の訓練を行うものがある。）
- ・中間経営管理者の英国での研修プログラム
- ・環境ノウハウ・ファンド
- ・ボランティア組織支援を行うチャリティー・ノウハウ
- ・地方自治研修
- ・ビジネス、経営に関する書籍購入補助
- ・大蔵大臣金融セクタースキーム（BCによって実施）

1995年までに旧ソ連地域からの1,000名の若者が、英国の金融、保険関連企業で研修を3～10ヵ月間受ける計画である。英国企業に配置される前に1ヵ月のオリエンテーションを受け、その後企業に配属される。企業からは給与が支払われる。

出典：「先進国援助機関・国際機関における開発調査実施方法に関する調査報告書」  
(1989)

「主要援助国無償資金協力実施手続調査報告書」 (1988)

「JICA英国事務所報告」 (1994.9.7)

「JICA英国事務所報告」 (1993.9.3)

ノウハウ・ファンドはEU、及び欧州復興開発銀行を通じて行われ、1992/3年、旧ソ連諸国、ブルガリア、チェッコ共和国、ハンガリー、ポーランド、ルーマニア、スロヴァキアへ、およそ1億4,600万ポンドを援助した。

なお、開発途上国への援助と東ヨーロッパと旧ソ連邦への援助は、別個のプログラム

として実施されていたが、1994年からプログラムへ柔軟性を持たせるため、この二つの援助予算は統合されている。

出典：「JICA英国事務所報告」（1994）

*Development Co-operation Review Series* (1994)

国別援助戦略として、主要援助受入れ国に対しては、“Country Review Paper”、小規模国別プログラムに対しては“Country Objectives Paper”が用意されている。しかしながら、カントリーペーパーは内部のプログラミングの目的に利用され、一般公開されていないため、その影響を評価することは難しい。また、NGOが政府の国別戦略に沿ったプロジェクトプロポーザルを行う時、不合理を生じさせている。

出典：*Development Co-operation Review Series* (1994)

ODAでは各局が3～4年ごとにプロジェクト形成調査団、セクター別政策決定調査団を派遣し、各国、各セクターの援助方針と具体的プロジェクトを決定する。各々の調査団の報告に基づいて、「国別援助方針」（Country Review Paper）と「セクター別援助方針」（Country Sector Review Paper）が作成され、ODA各局の援助方針の重要なガイドラインになる。

出典：「社会開発についての調査研究報告書」（1995）

## B. 予算額と予算枠組み

### 1. 予算概要

#### a. 政府予算におけるODA予算の位置付け

#### b. 二国間援助と多国間援助の割合

## 英国政府開発援助

	ODA全体に対する割合 (%)			
	1986/87	1990	1991	1992
二国間	56.2	55.9	56.8	52.8
贈与	61.2	59.4	60.3	58.7
Development projects and programmes	27.3	21.7	21.4	19.8
Technical co-operation	24.0	26.9	26.1	25.0
Food Aid	0.8	0.8	1.2	1.7
Emergency aid (other than food aid)	1.4	1.4	3.6	1.8
Debt forgiveness	2.3	1.8	1.7	3.9
Support through NGOs	1.3	1.2	1.4	1.3
Administrative costs	3.2	3.7	3.2	3.4
Other grants	0.9	1.8	1.7	1.8
ローン	-5.0	-3.5	-3.4	-5.9
P.M. Associated financing	7.7	-0.1	6.2	4.1
国際機関	43.8	44.1	43.2	47.2
UN agencies	7.4	7.4	7.2	9.7
of which: WFP	0.4	0.3	0.8	0.8
UNDP	1.9	1.8	1.6	1.6
UNICEF	0.9	0.6	0.5	0.6
UNFPA	0.4	0.2	0.6	0.5
UNRWA	0.4	0.4	0.3	0.5
UNHCR	1.2	1.3	1.3	1.6
EC	19.1	22.2	22.4	21.2
世界銀行グループ (このうちIDA)	12.2 (11.5)	11.8 (11.8)	11.4 (11.4)	11.8 (11.2)
Regional Development Banks	3.1	1.6	0.6	2.5
other multilateral	2.0	1.1	1.6	1.9
合計	100.0	100.0	100.0	100.0
このうち食糧援助の占める割合	5.9	6.3	6.0	6.6

出典：Development Cooperation Review Series (1994)

## 2. 二国間援助実績(過去3年間)

- a. 構造、枠組み
- b. ODA予算のセクター別配分
- c. ODA予算の国別配分

## 英国二国間援助実績

(単位：百万ポンド)

	1991/92	1992/93	1993/94
<b>ODA PROGRAMME</b>			
Project Aid (exp. ATP)	594,061	601,485	606,355
of which:			
Financial Aid	140,089	121,257	117,770
Technical Cooperation	453,972	480,228	488,585
Aid & Trade Provision	101,183	93,019	84,687
of which:			
Technical Cooperation	6,969	5,340	4,265
Programme Aid	119,039	138,359	122,092
of which:			
Budgetary Aid	4,344	5,068	4,566
Emergency Aid	138,478	144,095	179,467
of which			
Food Aid	47,719	37,523	40,777
Disaster Relief	81,954	95,923	124,153
ODA Debt Relief	489	382	1,698
Other Technical Cooperation	61,514	74,588	87,099
Exchequer Advances to CDC	60,000	75,000	75,000
<b>Total ODA Programme Bilateral</b>	<b>1,074,763</b>	<b>1,126,929</b>	<b>1,156,398</b>
of which:			
Technical Cooperation (inc ATP)	522,455	560,157	579,948
<b>OTHER OFFICIAL PROGRAMMES</b>			
CDC Investment	124,210	223,301	178,330
Other*	38,745	80,269	44,786
<b>Total Other Bilateral Programme</b>	<b>162,955</b>	<b>303,570</b>	<b>223,116</b>
<b>TOTAL BILATERAL AID</b> (excluding flows from ODA to CDC)	<b>1,177,719</b>	<b>1,355,499</b>	<b>1,304,515</b>
of which:			
Aid to developing countries	1,125,923	1,308,207	1,243,465
Assistance to CEE/FSU	52,985	87,106	123,720

\* non-ODA debt-relief, drug related assistance

出典：British Aid Statistics 1989/90-1993/94 (1994)

## 3. 多国間援助予算 (過去3年間)

## a. 拠出先機関 金額及び割合

1992年、英国の国際機関への拠出額は15億1,800万ドルで、全体の47%、他のDAC加盟国の平均値は31%であった。英国は1980年代から国際機関への協力に力を入れており、この傾向は現在も継続されている。1992年、ECは、英国の最大拠出先機関であり、国際機関への全体支出額の45%を占める。2番目は全体の25%を占める世銀グループである。さらに、2つの地域開発銀行への支出はDACのシェアを超えているが、UNFPA以外の国連機関へはDACシェアを下回っている。

出典：Development Cooperation Review Series (1994)

## 英国多国間援助実績

(単位：百万ポンド)

	1991/92	1992/93	1993/94
<b>ODA PROGRAMME</b>			
European Community	413,423	464,444	510,021
World Bank Group	228,494	250,032	226,079
International Monetary Fund	1,500	10,000	20,000
Regional Development Bank	69,202	91,959	76,411
UN Agencies	89,890	101,193	105,561
Commonwealth	7,734	9,483	7,369
Research	8,817	8,809	9,121
<b>Total ODA Programmes Multilateral</b>	<b>819,060</b>	<b>935,920</b>	<b>954,562</b>
<b>OTHER OFFICIAL PROGRAMMES</b>			
European Community	45,947	13,047	14,100
UN Agencies	30,027	31,250	30,187
Commonwealth	738	801	894
Research	628	570	336
<b>Total Other Programmes Multilateral</b>	<b>77,340</b>	<b>45,668</b>	<b>45,517</b>
<b>TOTAL MULTILATERAL AID</b>	<b>896,400</b>	<b>981,588</b>	<b>1,000,079</b>
of which :			
Aid to development countries	832,706	884,214	878,063
Assistance to CEE/FSU	65,388	112,490	138,016

出典：British Aid Statistics 1989/90-1993/94 (1994)



C 国レベル実施体制

II 全体機構

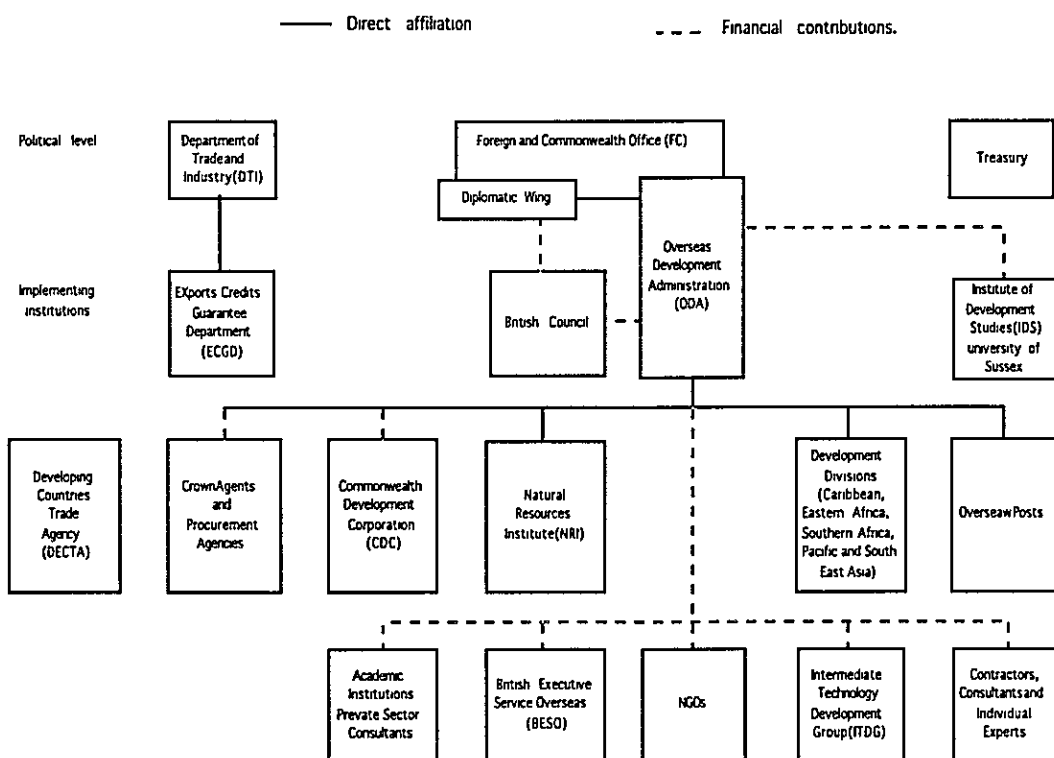
ia ODAに関する政府機関、省庁、実施機関の名称

英国では海外開発庁（Overseas Development Administration: ODA）が、援助政策の立案から実施までの全過程に責任を有している。ただし、実際の業務は人材育成分野での援助を実施するブリティッシュ・カウンシル（British Council: BC）、援助の資材・サービスの調達等を実施するクラウン・エージェント（Crown Agents: CA）、開発途上国の民間部門に対するローン、株式投資の形態による支援を担当する英連邦開発公社（Commonwealth Development Corporation: CDC）等の機関が実施しており、ODAはこれら機関を監督している。

出典：「我が国の政府開発援助（上巻）」（1995）

ib 各機関の関係を示すチャート

英国の主要援助機関関連図



出典：「主要先進国における援助要員の確保に関する調査」（1990）

## 2. 政策立案体制と各実施機関の関係

政策決定レベルではODA、外務・英連邦省（Foreign and Commonwealth Office: FC）、貿易産業省（Department of Trade and Industry: DTI）、大蔵省（Treasury）が共同援助政策委員会（Joint Aid Policy Committee）を構成し、国・地域別の具体的な主要援助政策を検討しており、援助政策立案に関してはODAが中心的役割を果たしている。

ODAは外務省（FC）の外局として位置付けられており、公式には外務・英連邦相が援助関係を含む外交全般に関して議会の責任を負っているものの、実際には援助行政のほとんどの権限はODAに委譲されている。ODAは行政スタッフであるジェネラリストと、援助プロジェクトの発掘・計画・事後評価に携わるスペシャリストの共同によって援助政策を企画・立案している。

出典：『主要先進国の無償援助』（1989）

『我が国の政府開発援助（上巻）』（1995）

ODAは英国の援助政策の形成と実施を担っており、国際援助機関、各国への協力プログラム、またCDC等の資金配分を行い、援助が実施合意のための政府間交渉、援助の形態、英国人専門家の指命と専門技術、国際機関との協調など、援助プログラムのための管理を担っている。

出典：「JICA英国事務所報告」（1994）

以下はODA以外の政府省庁の1993-94年の援助支出を示したものである。

## ODA以外の政府各省庁の援助支出（1993-94年）

（単位：百万ポンド）

Diplomatic Wing	
Commonwealth Foundation	0.4
South Pacific Commission	0.5
UN-Regular Budget	3.9
Other Aid Administration Cost	8.8
HM Treasury	
European Union Co-operation With Third Countries	14.1
Dept. of Trade and Industry	
UN-International Atomic Energy Agency	1.8
Dept. of Employment	
UN-International Labor Organization	0.9
Home Office	
UN Drugs Control Programme	3.1
Bilateral Contributions to Drug Projects	4.0
Dept. of Environment	
UN Environment Programme	4.5
Dept. of Health	
UN-World Health Organization	8.6
MAFF	
International Research-CAB	0.3
Meteorological Office	
UN-World Meteorological Organization	0.05
Co-operation Fund	0.8
Various Depts	
UN-other	0.8
Administration of Aid-related Work of CDC and Pensions	7.9

出典：Fundamental Expenditure Review (1995.7)

英国の援助関連機関との関係

## ①クラウン・エージェンツ（Crown Agents: CA）

CAとODAは単に商業ベースの委託契約で結ばれている部分が多いため、両者の間に権限委譲の問題はない。なお、CAは外国政府や国際機関からの専門家の派遣要請を受けて、医療、農業、エンジニアリング、漁業、教育分野などを中心に技術者や行政官を派遣している。

## ②ブリティッシュ・カウンシル（British Council: BC）

BCはODAの委託事業として途上国において教育・研修分野での技術協力を実施している非政府組織である。また、FCから直接政府補助金が出資されており、文化、教育、科学分野に関するODA委託の技術協力の実施機関であると同時に、ODAに助言を行っている。

③英連邦開発公社 (Commonwealth Development Corporation: CDC)

CDCは、投資を通じて途上国の経済開発を促進する目的で、1948年に"Act of Parliament" により創設された。投資活動の重点は途上国における天然資源の開発に置かれており、投資資金はODAや国民貸付基金 (National Loan Fund) からの貸付と民間企業からの出資により構成されている。CDCは、ODAに計上された援助予算から長期・低利の借入金によって賄われているため、予算執行面でODAの監督を受ける (少額案件についてはCDC独自の判断で投資ができる)。

④Developing Countries Trade Agency (DCTA)

開発途上国にとって重要な生産品に関する、詳細な輸入データシートを作成する。その主な予算は、援助プログラムから出資されている。

出典：「主要先進国における援助要員の確保に関する調査」 (1990)

*1993 Departmental Report* (1993)

*DONOR PROFILE* (1994)

## II. 各主要援助実施機関の概要

The Overseas Development Administration (ODA)、Crown Agents、The British Council (BC) の順に説明する。

### A. 1. The Overseas Development Administration (ODA) の概要

#### 1. 設立の沿革、設立年、目的、法的根拠、本部所在地

1964年10月労働党政権は英国の対外援助機構を一元化するため、それまでの技術協力省の技術協力部門と外務・連邦省の援助担当部門などを集約して、海外開発省 (Ministry of Overseas Development: ODM) を設立した。ODMは、その後1970年11月、保守党政権成立により海外開発庁 (Overseas Development Administration: ODA) として外務省の一外局に編入され、1974年3月労働党政権誕生時に再度海外開発省 (ODM) として独立した省になった後、1979年11月労働党から保守党への政権交代に伴い再び外務・英連邦省の外局に戻り現在に至っている。しかしながら、このような変遷はODAの実務上の運営にはあまり影響を与えていない。

出典：「主要先進国における援助要員の確保に関する調査」(1990)

#### ODA本部所在地

(ロンドン：二国間・多国間援助担当)

94 Victoria Street,  
London SW1E 5JL  
Telephone: + 44 - (0) 171 - 917 7000  
Facsimile: + 44 (0) 171 - 917 0019 or 917 0016  
Telex 263907 (a/b Ministrant London)

(グラスゴー：専門家リクルート・派遣担当)

Abercrombie House  
Eaglesham Road, East Kilbride,  
Glasgow G75 8EA  
Telephone: + 44 - (0) - 355 - 844000  
Facsimile: + 44 - (0) - 355 - 844097/8/9

#### 2. 事業の範囲と内容

ODAの業務内容としては、以下のものが挙げられる。

- ①各種援助計画 (二国間／多国間援助、資金援助、技術援助) の立案と調整
- ②上記援助計画の運営、管理
- ③多国間援助機関に対する出資・拠出

- ④援助分野で活動しているNGOとの連携（贈与を含む）
- ⑤債務救済
- ⑥保護領に対する財政援助
- ⑦食料援助
- ⑧災害救済援助

出典：「主要先進国における援助要員の確保に関する調査」（1990）

英国援助の主な長所は、二国間・多国間援助、政策形成から実施、またすべてのタイプの援助をODAという1つの組織が担当していることにある。これにより、他の援助国にみられる重複、組織間の対立、一貫性の欠如を避けることができると考えられる。

ただし、例外として中東欧／旧ソビエト連邦に対する援助は、Diplomatic Wing of the Foreign Office と共同で行われる。

出典：Fundamental Expenditure Review（1995.7）

資金協力の主な形態は以下の通りである。

- ①Project Aid  
開発プロジェクト及びプログラムのための援助
- ②Programme Aid  
単一特定プロジェクトやセクターではなく、援助対象国に対する全般的な援助
- ③Sector Aid  
主に援助対象国の特定セクターにおける目的、政策、規定、問題点を全般的にアセスメントするために形成されるプロジェクト・プログラム・技術援助のパッケージ協力
- ④Aid and Trade Provision（ATP）  
英国経済に益する商業・産業分野への開発援助のための独立した制度。ATP（英国からの製品・サービスの調達額の35%に海外開発庁が無償資金を供与、残り65%に輸出信用を供与するスキーム）は、93年6月に見直しが行われ、これまでのATP供与基準である一人当たりGNP3,000ドルを700ドルに引き下げ、低所得国を対象を絞る方針となった。
- ⑤Retrospective Terms Adjustment  
英国が援助を行っている最貧国対して、過去のローンを贈与に転換する。
- ⑥Food Aid  
英国はヨーロッパ連合の"Food Aid Convention"に参加しており、同食糧援助プログラムへの助成も行っている。
- ⑦Development and Budgetary Aid to Dependent Territories  
技術援助は、物資、個人への支払いを含めたサービスに対して、英国ODAが直接費用を使うものであり、技術援助の主な形態は以下に示す通りである。

## ①Manpower Aid

コンサルタント、技術援助担当要員、ボランティア等を含めた専門家

## ②トレーニング

ホスト国、英国、あるいは第三国で行われるトレーニング

## ③Visits

英国の援助プロジェクトで重要な立場にある政府役人の短期訪問

## ④Heads of Mission Gifts and Small Projects Schemes

"The Heads of Mission Gifts" は、開発途上国のミッション責任者、及び英連邦領諸国の知事等に、開発、福祉の目的となる贈与を実施する権限を与えるものであり、"the Heads of Mission Small Projects Scheme" は、特定国のミッションの責任者にODAの承認なしに、小規模開発プロジェクトのためのグラントを供与する権限を与えるものである。

## ⑤Programme Support Costs and Field Management

国別開発プログラムを効果的に実施するために必要な雑費、管理費

## ⑥機材

## ⑦Sectoral Technical Cooperation

以下に示すような国ごとに計画されていない二国間援助

- ・ Renewable Natural Resource、Education、Health and Population、Engineering、Economic、Social 分野における二国間セクタープログラム
- ・ 上記以外の分野でのリサーチ
- ・ ボランティア及びボランティア組織への支援
- ・ 評価を含む援助プログラムへのサービス

出典：「JICA英国事務所報告」（1994）

【我が国の政府開発援助（上巻）】（1995）

ODA Disaster Unit は英国政府の海外自然災害援助に対する責任を持っている。現地での援助活動を直接行うため、1991年に新しい災害援助イニシアティブ（Disaster Relief Initiative: D R I）が出された。D R Iは、アセスメント・調整・援助の配備の3つの部分からなっている。Disaster Unite は、ODA、他の省庁からの専門知識を活用し、国連、国際NGOとの連携を図っている。また、自然災害発生の可能性が高い国に対しては、現地の大使館が、災害援助活動の計画、調整を助け、Disaster Unite が支援する活動に加え、地震観測、洪水防止、サイクロンシェルターなどの災害対策手段を管理運営している。

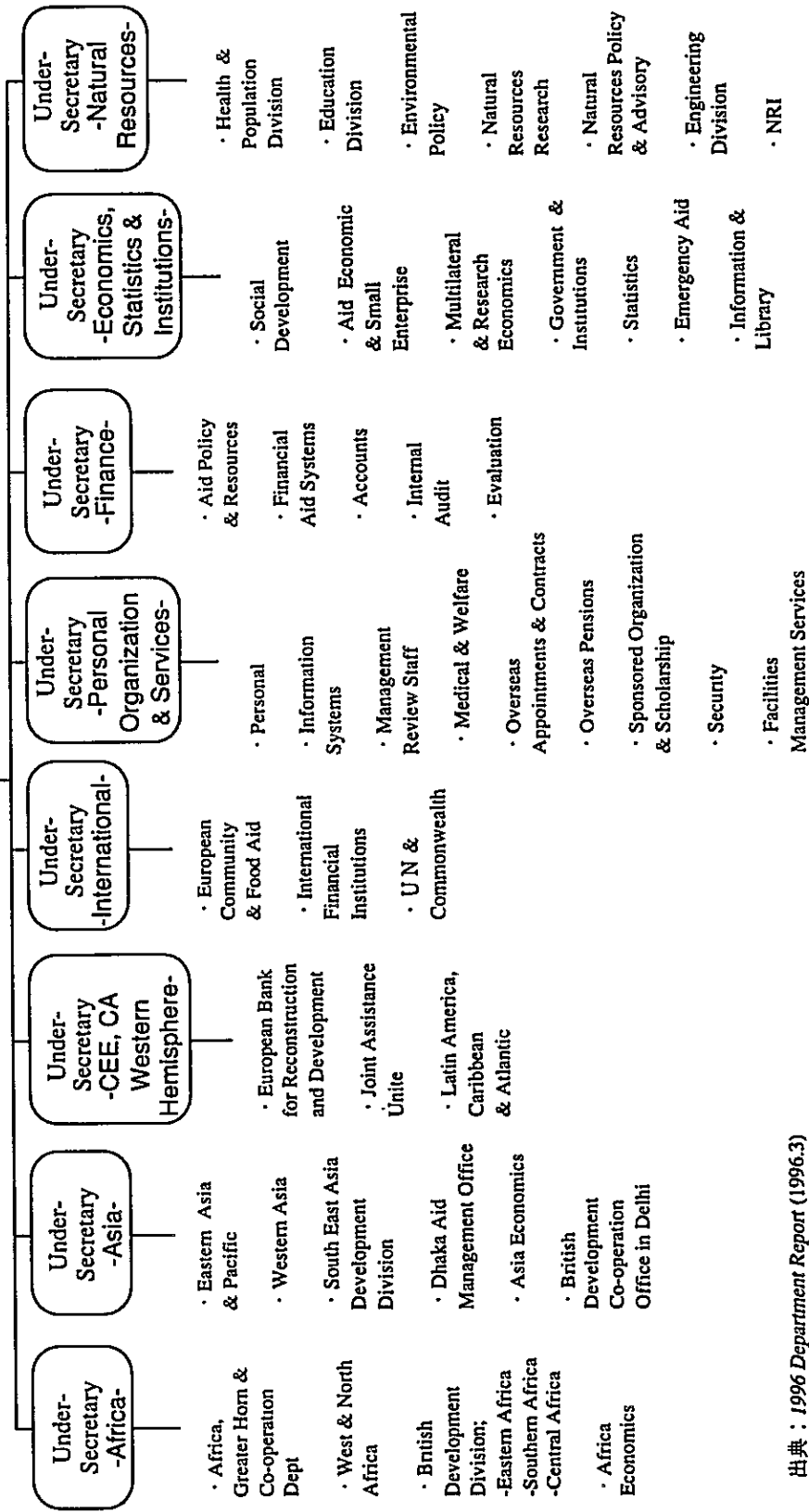
出典：DONOR PROFILES（1994）

# Ministry for Overseas Development

Minister for Overseas Development

Permanent Secretary

Deputy Secretary



出典：1996 Department Report (1996.3)

附圖



## b. 本部の機能と役割、権限、人員数

ODAの組織構成は次のようになっている。

本部は2カ所に分かれており、ロンドンは二国間・多国間援助を、グラスゴーは専門家のリクルート・派遣業務を行っている。ODA本部は、地域局（アフリカ、アジア及び大洋州、東ヨーロッパ、ラテンアメリカ・カリブ海・大西洋）、国際局、専門職部門（資源・環境、教育、エンジニア、保健人口、経済等）及び管理部門で構成される。

出典：「主要先進国における援助要員の確保に関する調査」（1990）

地域局は予算を有し、開発プロジェクトの形成・計画・実施等を行うのはそれぞれアフリカ局、アジア・太平洋地域局、東欧・中南米局、そして多国間援助局（国際機関、欧州共同体）である。この部の職員は事務官であり、国家公務員である。地域局の中には、事務所を完全に現地に移して運営しているところがあり、その他は英国本部に常駐している。

専門部は各分野の専門家からなるアドバイザー部門である。この部の職員はアドバイザーと呼ばれ、常任者もいれば2～3年の契約の者もいる。各部は、それぞれ技術部、経済・統計部、政治・制度部、社会開発部、自然資源・環境部、保健・医療部、教育部に分かれている。アドバイザーは各部と各局に配置され、各局のアドバイザーが具体的なプロジェクトを手がける。各部のアドバイザーは、ODAにおける各部の政策決定と各局に配置されているアドバイザーの指導・助言に当たる。なお、各局に配置されているアドバイザーの給与、諸経費は各局のプロジェクト財源から支払われ、各部の費用ではない。

社会開発調査部には部長（主任社会アドバイザー）の下にシニアアドバイザー2名が配置されており、各々アフリカ、アジア／中南米を担当している。現時点でアシスタントも含めた社会開発アドバイザーは計20名いることになる。

出典：「社会開発についての調査研究報告書」（1995）

地域局（Geographical Department）の主要な役割は、次のとおりである。

- ・ 援助政策、カントリープログラムに関して、他の本部部署との調整
- ・ カントリーポリシー・レビューペーパーの最終調整とシニア・マネージャーへの提出
- ・ プロジェクト申請をプロジェクト・評価委員会に提出。Development Divisionが提出するものに関しては、追加説明を作成する。
- ・ カントリープログラムのマネジメントと全体予算の調整を行う。また、予算、プログラム進行をモニタリングし、プログラムの目的に合わせた調整を行う。
- ・ 本部、Natural Resources Institute、外部機関からの経済、技術アドバイスの調整
- ・ クラウンエージェンツとの予算、機材調達、またプリティシュカウンシルとの研修プログラムの調整

- ・他の国際開発機関及び二国間ドナーとのカントリープログラム、協同出資プロジェクトの調整
- ・Technical Cooperation Officers (TCO) とコンサルタントのリクルート支援

出典：「JICA英国事務所報告」(1994)

ODAの職員は外務・英連邦省などからの一部の出向者を除けば、大半は国家公務員(Home Civil Service)試験を経て採用されたスタッフである。タイピストなど事務補助職員を除き、本部職員は管理スタッフである「ジェネラリスト」と、キャリアと専門性をもつ「スペシャリスト」から構成されている。

出典：「JICA英国事務所報告」(1994)

*DONOR PROFILES* (1994)

ODAは、その人員戦略と手続きを再考中である。これは、the Personal Policy Statement 報告書とプロフェッショナルグループのスタッフ戦略に反映されている。この報告書で強調されている点は、目標の設定(Objective-Setting)と遂行能力評価(Performance Measurement)である。これはODAのシニアレベルからすべてのスタッフに対する業務遂行能力の評価を実施するものである。昇給は、現在すべて業務遂行に基づいている。他の人員管理に関する全般的目的は、ODAのスタッフの技術を向上させることである。これに関し、研修戦略の基本的改正が進行中である。

またODAは、"the Fundamental Expenditure Review" のため、開発パートナーシップ(人事管理コンサルタントグループ)と契約をしており、主要イシューに対して新たな専門家の視点を取り込もうとしている。

特に重要なイシューは次のようである。

- －人的資源計画
- －契約のプロフェッショナルスタッフの人事管理
- －アドミニストレーターのキャリア安定の促進
- －人事担当部署である、E & O D (Establishment and Organization Department) と O A C S (Overseas Appointments and Contracts System) の組織改造

ODAの管理する人的資源情報システムが提供するサポートは以下の分野である。

- －ODAの全般的ニーズの枠組みの中で、個人のキャリア開発、ポスト等の決定を助ける技術、経験(ECの知識、言語、特別な能力等)に関する情報を提供する。
- －契約専門スタッフの場合、システムはチーフアドバイザーがスタッフの活用をはかれるように技術、経験に関するデータベースを提供する。さらにODAでの勤務経験、再契約の候補者のデータを含む。
- －終身雇用専門スタッフの場合、技術と活動機会の最大活用を確実にするため、特に技術と年齢に関するデータを提供する。

なお、専門分野での終身雇用専門スタッフと契約スタッフの区分は、不確実になってきている。多くの契約スタッフはODAと長期的関係を持つ傾向にあり、現在の契約スタッフの49%は少なくとも2度目の継続契約者である。

出典：Fundamental Expenditure Review (1995.7)

ODAスタッフ数

	1992-93	1993-94	1994-95	1995-96 (推計数)	1996-97 (計画数)	1997-98 (計画数)	1998-99 (計画数)
Full Time	1,674	1,623	1,481	1,403	1,000	925	950
Overtime	15	24	20	20	20	20	20
Casual	67	81	89	75	55	55	50
Total	1,756	1,728	1,590	1,498	1,075	1,000	1,020

数値はN R Iを含む

出典：1996 Department Report (1996.3)

#### 海外事務所の機能と役割、権限、人員数、所在地リスト

海外事務所の機能には、国別援助政策・プログラム内容への助言、優先援助分野での要請促進、英国政府各省庁との援助に関するコンサルティング、カントリー・プログラムの運営や財政管理、技術協力のためのトレーニング、本部からの経済・技術援助の調整、C AやB C及び国際開発機関等との協調、他のドナー国及び援助受入れ国との援助活動の調整、技術協力員やコンサルタントのリクルート支援と評価、英国企業の海外投資の促進等が挙げられる。各海外事務所には管理スタッフ、援助専門家（スペシャリスト）及び現地の地域に関連した問題を扱うアドバイザー・グループが配置されている。

出典：「JICA英国事務所報告」（1994）

「主要先進国における援助要員の確保に関する調査」（1990）

「先進国技術協力実施状況調査報告書（英国）」（1988）

各海外事務所の主な業務内容とその役割を例に挙げると以下のようになる。（ただし、全ての海外事務所が以下の全ての機能を果たす訳ではない。）

- ・援助政策の策定やC R Pの起草
- ・援助の優先度を決定し、それらの関連分野の要請を支援
- ・援助プロジェクト及びプログラムの発掘、審査、設計
- ・援助の合意等に関する交渉
- ・ODA内外からの経済面、技術面の助言の調整
- ・要員のレビュー
- ・"Key Fact Sheets" と技術協力トレーニングに関する準備と合意
- ・プロポーザルを提出する予定の派遣専門家や英国企業に対する委託条件の準備

- ・案件の提出準備（P E C用のものも含む）及び援助プロジェクトの進捗状況のモニタリング
- ・国際援助機関のスタッフと情報の交換
- ・海外のドナーや援助対象国との援助活動の調整など

出典：「J I C A英国事務所報告」（1994）

英国の援助案件は、英国大使館やODA海外事務所の日常業務を通して発掘され、それに従い、海外事務所はODA本部の担当官との検討を行い、実施予定案件を選定する。意思決定のレベルは案件の規模により異なり、500万ポンド以上は案件評価委員会、2,000万ポンド以上は担当地域の次官補によって承認される。

出典：「J I C A英国事務所報告」（1994）

*DONOR PROFILES* (1994)

Development Divisionと呼ばれる5つの地域事務所が、ケニア（東アフリカ担当）、ジンバブエ、（マラウイ、モザンビーク、ザンビアも担当）、タイ（東南アジア担当）、バルバドス（カリブ海担当）、南アフリカに設置されている。さらに、バングラデシュと太平洋諸島に、ODAの職員、アドバイザーが配置されているAid Management Officesがある。

南アフリカのDevelopment Divisionは、ボツワナ、レソト、ナミビア、南アフリカ、スワジランド、及び"the Southern Africa Development Community"（SADC）の援助プログラムへの支援を管理している。Aid Management OfficeとDevelopment Divisionに加え、開発途上国の英国大使館と高等弁務事務所がプログラムの管理をしている。

出典：Development Cooperation Review Series (1994)

ODA海外事務所（1995年4月）

British Development Division  
in the Caribbean  
Collymore Rock  
St Michael (PO Box 167)  
Bridgetown  
Barbados  
Tel : Barbados 4369873  
Fax : Barbados 4262194

British Development Division  
in the Central Africa  
PO Box 1030  
Comer House  
Corner of Samora Machel Avenue and  
Leopold Takawira Street  
Harare  
ZIMBABWE  
Tel : Harare 738880/9  
Fax : Harare 738761

British Development Division  
in Eastern Africa Overseas  
Development Administration  
c/o British High Commission  
PO Box 30465  
Bruce House  
Standard Street  
Nairobi  
KENYA  
Tel : Nairobi 335944  
Fax : Nairobi 340260

South East Asia Development  
Division Overseas Development  
Administration  
SEADD  
c/o British Embassy  
1031 Wireless Road  
Bangkok 10330  
THAILAND  
Tel : Bangkok 253-0191  
Fax : Bangkok 253-7124

Aid Management Office  
British High Commission  
United Nations Road  
Baridhara  
Dhaka  
BANGLADESH  
Tel : 880-2-882705  
Fax : 880-2-883474

British Development Division  
in Southern Africa (Pretoria)  
Overseas Development  
Administration  
Suite 303  
Infotech Building  
1090 Arcadia Street  
Hatfield 0083  
Pretoria  
SOUTH AFRICA  
Tel : 010-27-12-3423360  
Fax : 010-27-12-3423429

Aid Management Office  
British High Commission  
PO Box 1355  
Suave  
FIJI  
Tel : 305-030  
Fax : 305-936

Aid Management Office  
British High Commission  
PO Box 567  
Port Vila  
VANUATU  
Tel : 25550  
Fax : 25280

Aid Management Office  
British High Commission  
PO Box 676  
Honiara  
SOLOMON ISLANDS  
Tel : 20497  
Fax : 20496

Aid Management Office  
British High Commission  
PO Box 61  
Biriki  
Tarawa  
KIRIBATI  
Tel : 21327  
Fax : 21488

British Development Cooperation  
Office  
50-M Shantipath  
(Gate No.4 Niti Marg)  
Chanakyapuri  
New Delhi 110021  
INDIA  
Tel : New Delhi 687-1647  
Fax : New Delhi 687 1655

## 4. 過去3年間の実績

## a. 国別援助額

## 二国間援助上位10カ国

(単位：百万ポンド)

順位	1990/91		1991/92		1992/93	
	国名	援助額	国名	援助額	国名	援助額
1	India	88	India	129	India	94
2	Bangladesh	49	Bangladesh	54	Bangladesh	58
3	Zambia	44	Zimbabwe	37	Zambia	43
4	Kenya	43	Ghana	32	Zimbabwe	39
5	Nigeria	35	Kenya	29	China	35
6	Tanzania	32	Zambia	28	Uganda	32
7	Malawi	31	Uganda	26	Kenya	32
8	Zimbabwe	29	Tanzania	25	Mozambique	31
9	Uganda	28	Indonesia	21	Ghana	29
10	Pakistan	26	China	21	Tanzania	24

\* Amounts recorded as flows to these countries are humanitarian relief or educational assistance provided through UN Agencies and NGOs.

出典：British Aid Statistics 1988/89 - 1992/93 (1994)

## b. セクター別援助額

## セクター別ODAプログラム

(単位：百万ポンド)

セクター	年	資金援助 (exc ATP)	技術援助総額 (exc ATP)	Aid and Trade Provision (ATP)	合計
Renewable Natural Resources	1909/91	19,436	83,360	5	102,800
	1991/92	11,713	87,166	3,577	102,456
	1992/93	5,246	93,250	6,213	104,708
Mining	1990/91	33,269	5,498	7,077	45,844
	1991/92	18,619	7,398	9,898	35,915
	1992/93	16,810	11,103	6,488	34,401
Manufacturing	1990/91	2,727	5,751	3,579	12,057
	1991/92	1,128	6,244	4,217	11,587
	1992/93	2,289	6,000	12,914	21,203
Energy	1990/91	29,065	19,425	35,382	83,872
	1991/92	29,952	16,812	19,586	66,350
	1992/93	29,307	17,137	31,596	78,040
Construction	1990/91	1,871	1,798	3,407	7,076
	1991/92	1,419	1,628	3,369	6,416
	1992/93	483	1,488	7,286	9,257
Trade, Hotels and Tourism	1990/91	4,968	2,188	-	7,155
	1991/92	1,234	3,152	-	4,386
	1992/93	920	2,268	-	3,188
Transport and Communication	1990/91	45,698	20,625	38,725	105,049
	1991/92	41,849	19,698	42,507	104,054
	1992/93	28,751	18,068	22,911	69,730
Financial and Business Services	1990/91	165	4,828	-	4,994
	1991/92	485	6,958	-	7,443
	1992/93	2,804	7,724	-	10,528
Public and Communication Services	1990/91	26,730	192,993	5944	225,664
	1991/92	34,254	186,619	12567	233,440
	1992/93	30,057	202,435	5223	237,716
Total Aid Allocable by Sector	1990/91	163,929	336,465	94,119	594,512
	1991/92	140,654	335,674	95,721	572,049
	1992/93	116,667	359,473	92,632	568,771
Unallocable	1990/91	9,876	150,641	-328	160,190
	1991/92	-834	155,721	5,462	160,349
	1992/93	4,250	156,442	861	161,554
Total	1990/91	173,805	487,106	93,791	754,702
	1991/92	139,820	491,395	101,183	732,398
	1992/93	120,917	515,915	93,493	730,325

注：ODAの管轄する予算のみを出典から抜粋した。セクターの細分類については出典を参照。

CDCによる投資分は含んでいない。

出典：British Aid Statistics 1988/89 - 1992/93 (1994)

## 1992/93年度のODA技術協力の実績

(単位：百万ポンド)

	援助額
専門家派遣	151,908
研修員受入	127,351
物資	30,111
年金	9,051
技術開発／調査	58,184
各種調査	3,845
ボランティア組織	54,452
国際ボランティア組織	13,928
その他無償	32,469
評価	807
その他	39,148
合 計	521,254

出典：「JICA英国事務所報告」(1994)

## B. 外部機関との協調

## 1. 国際機関

## a. 指針

英国政府は、持続可能な開発と貧困緩和促進のために国際機関への協力を認めており、二国間援助とのバランスを考慮した拠出を実施している。国際機関への拠出と、政策・提議の取り決めに関してODAは財務省、大蔵省の承認を得る必要がある。

援助プログラムによって協力を受ける国際機関は以下の4グループである。

- ①国際金融機関
- ②専門機関と他の国連機関：
  - 世銀、IMF、国際農業開発基金、国連食糧計画を含まない技術協力を行う専門機関への助成
- ③コモンウェルスプログラム
  - 英連邦諸国への、また英連邦の利益となる助成
- ④ヨーロッパ連合援助

ODA内には、以下の国際機関援助担当の3部署がある。

- ・ European Community and Food Aid Department (ECFAD)



- ・ International Financial Institutions Department ( I F I D )
- ・ United Nations and Commonwealth Department ( U N C D )

出典：「 J I C A 英国事務所報告」 (1994)

主要国際機関に対する目標は、 O D A の該当部署により設定される。

- ・ 世界銀行

現在、英国政府の目標はワシントンの英国代表、 O D A の国際金融機関局、財務省のあいだで決定される。

- ・ 国連

各国連機関に対する目標は、 O D A の国連、コモンウェルス部により提示される。

- ・ E C

E C への目標は、部レベルからセクションレベルのより詳細なワークプランまでをカバーする。各部署はそれぞれのプランに基づいた目標を設定する。

これらの目標設定に関しては、国際援助機関、あるいはその活動に関連する他の政府機関からも合意を得なければならない。

出典： *Fundamental Expenditure Review* (1995.7)

#### **○ODAとの定期協議の有無**

O D A は国際機関との連携については、それぞれの国において共通のアプローチを必要とする場合にのみ行っている。国際機関との連携の為の特別な政策は有しておらず、共同プロジェクトの実施に際しても、通常の二国間援助のスキームで実施している。

C A については、国際機関との関係が強いが、その関係はコマーシャル・ベースによる機材調達が発端である。

なお、 O D A の多国間協力関連の支出については、 "British Aid Statistics" を参照のこと。

出典：「先進国技術協力実施状況調査報告書（英国）」 (1988)

E U 援助に関して、公式には the Diplomatic Wing が全体的な調整役を担っている。 O D A の持つ E C への予算援助の実際の調整力は、 The Diplomatic Wing と財務省が密接に介入しているため、限定されている。また財務省は O D A の見解を考慮に入れるが、一般に決議は財務省が主導権を持ち、 O D A は発言権をもたない E C O F I N (Council of Economic and Financial Ministers)、 the Monetary Committee 等でなされる。そのため、すべての E C 援助関連事項について、 O D A の政策と財務責任性を明確にする基本原則を打ち出すことが望まれる。

出典： *Fundamental Expenditure Review* (1995.7)

多国間プログラムは、以下の部署が管理する。

- ・ International Division が、EU、世銀、各地域銀行（EBRDを除く）、国連の大部分の機関、コモンウェルス機関との関係に責任を有す。
- ・ EBRDとの関係は、the Eastern Europe Geographical Division 内の独立部署が担当する。
- ・ 各分野担当部が、国連機関の一部、コモンウェルス機関の1つ、GEFを担当し、また Geographical Division の一つが、国連組織の1つを担当する。

出典：Fundamental Expenditure Review (1995.7)

ODAは世界銀行に2名、ECに1名のアドバイザーを出向させている。それぞれが、各機関の担当部署に詰め、デスクを持って各機関の業務を行うが、給与はODAが支払い、必要に応じてODAの代弁者として各機関の政策等に影響を与えている。

出典：「社会開発についての調査研究報告書」（1995）

次表は、多国間援助に関わるスタッフの数である。

	ロンドン本部	海外	合計
専門家	28	5	33
運営管理	63	9	72

出典：Fundamental Expenditure Review (1995.7)

## 2. 他の二国間援助ドナー

- a. 指針
- b. ODAとの定期協議の有無  
未調査

## 3. NGOとの協調

- a. 指針
  - ・ 規定
  - ・ 援助戦略におけるNGOの位置付け
  - ・ NGO資金援助の割り当て目標

ODAはNGOを開発活動におけるパートナーとして評価している。NGOに対するODAの政策は、民間の慈善活動の努力を支援、促進すること、政府援助の方法では実現できない貧困層に届く援助形態を支援すること、小規模NGOが効率性を向上できる

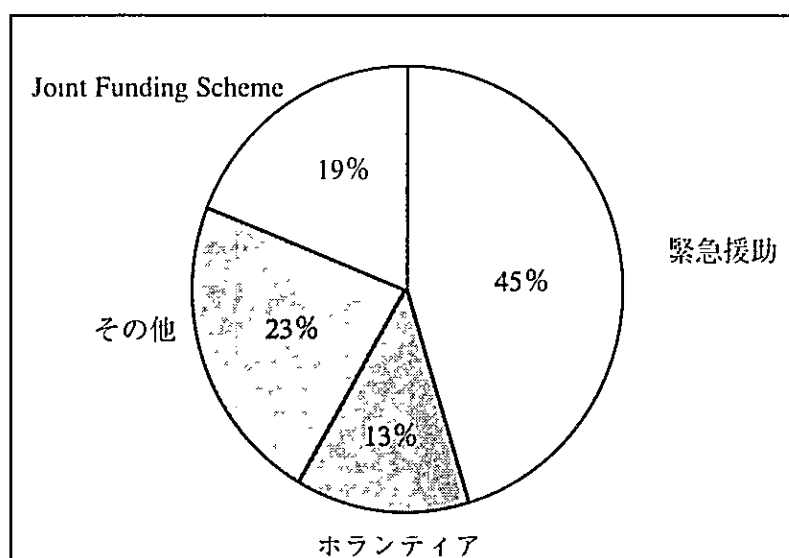
ように支援することである。

出典：Fundamental Expenditure Review (1995.7)

1994/95年の二国間援助の内、NGOを通じた活動への支出は1億4千万ポンドである。この中で、最大のものは難民支援・食糧支援を含む緊急援助であり、長期的開発活動に関して見れば、“Joint Funding Scheme”が最大のシェアとなっている。

出典：1996 Department Report (1996 3)

NGOへのODA支出割合（1994/95年）



出典：1996 Department Report (1996.3)

## b. 協力NGOの分類

### ・分野、活動内容

チャリティーと呼ばれる英国のNGOには、古い歴史を持ちかつ堅固な組織基盤をもった世界的に有名な団体が存在し、それぞれ活発に活動している。政府はこのような活動に対し、ボランティア派遣経費、案件実施経費の一部を負担しているほか、NGOの実施する開発教育活動に対して支援を行っており、1993/94年度には約1億5,800万ポンド（災害援助、緊急人道援助を含む）を拠出した。すなわち二国間援助の12.7%がNGOを通して実施されたことになる。主たるNGOは、政府より補助金を受けているほか、EUとの共同案件については、EUからも援助を得ている。現在英国には約130以上のNGOがあり、約2,000人が海外でのボランティア活動に従事している。

出典：『我が国の政府開発援助（上巻）』（1995）

英国で活動するNGOの資金調達は、ボランティア、あるいは民間からの援助によるものが多い。それにより、NGOはODAから独立して、政策、優先分野を決定することができる。

出典：DONOR PROFILES (1994)

それらを活動内容から分類すると以下の通りになる。

①純粋に資金援助を行う団体

- ・ O X F A M (The Oxford Committee for Famine Relief)
- ・ Christian Aid
- ・ C A F O S (Catholic Fund for Overseas Development)

②各途上国内で「独自」のプロジェクトを実施する団体

- ・ S C F (Save the Children Fund)
- ・ War on Want

③開発教育や援助関係でロビー活動を行うNGO

- ・ S E A D (World Development Movement Scottish Education and Action for Development)
- ・ 3 W 1 (Third World First)

④海外にボランティアを派遣する団体

- ・ V S O (Voluntary Services Overseas)
- ・ B E S O (British Executive Service Overseas)

出典：「主要先進国における援助要員の確保に関する調査」(1990)

c. 登録制度について

資格基準等、窓口となるNGOの有無

ODAはNGOとの連携を強化、情報交換を図るため、British Overseas NGOs for Development (BOND)を設置している。これは、NGOとODAとの最初の総体的連携メカニズムであり、両者の協力関係を推進する政策対話の場を設けることを目指している。1992年2月、Hodgesレポートと呼ばれる"Report of the Working Group on Overseas Development Administration/NGO Collaboration"を出している。

出典：Development Co-operation Review Series (1994)

d. 主要10 NGOのリスト(名称、協力内容、援助額等)

3-b. を参照

e. 協力学キーム

また、稀ではあるが、ODAが専門家を短期間ながらNGOが実施しているプロジェクトに派遣し、協力する場合がある。こうした政府とNGOとの協力関係にも関わらず、NGO側には独立の組織として政府とは一線を画す姿勢がみられる。例えば、多くのNGOは海外在住の英国人専門家を雇用せずに、むしろ現地のNGOがプロジェクトを実施できる能力をつけさせることに重点を置いており、通常これらのNGOは、途上国にある「姉妹機関」を通じてプロジェクトを実施している。

出典：「主要先進国における援助要員の人材養成、確保に関する調査」（1989）

ODAは次の3つのスキームにより、NGOへの支援協力を行っている。

#### ①JOINT FUNDING SCHEME (JFS)

これは英国のNGOによる、海外開発プロジェクトを支援するものである。プロジェクトは、原則としてODAとNGO各々50%ずつの出資となっているが、人口分野プロジェクトは100%の助成が可能である。ODAの出資は最高50万ポンドを限度としている。このスキームは、過去10年間に10倍以上となっており、英国の開発プログラムで最も顕著な伸びを示している。現在、133の英国NGOに対し、1,800のプロジェクトを助成している。

#### Joint Funding Scheme 実績

(単位：百万ポンド)

年	1987/88	1988/89	1989/90	1990/91	1991/92	1992/93	1993/94	1994/95
	8.4	11.6	1632	20	23	28	29	33

出典：JOINT FUNDING SCHEME

JFSは、次の2つのメカニズムによって実施される。

#### a) Block Grant Agencies

以下5つの大規模NGO (Block Grant Agencies) への支援

- ・ OXFAM
- ・ The Save the Children (SCF)
- ・ Christian Aid
- ・ The Catholic Funds for Overseas Development (CAFOD)
- ・ The World Wide Fund for Nature (WWF)

このグラントは、JFSの基準に見合う協同出資海外開発プロジェクトが対象となっている。各NGOは、ODAから事前に提示された次会計年度の助成額に対し、対象プロジェクトの詳細、プログレスレポート、会計検査報告書等提出する必要がある。

#### b) その他のNGO

基本的基準は上記のシステムと同様であるが、助成金交付の保証はされていない。JFSからの助成が受けられない場合、地域局の二国間プログラムからJFSへの予算流

用により、資金援助が受けられる場合もある。

## ② ボランティアのリクルートを行う NGO への助成 (Volunteer Programme)

### (THE FUNDING OF VOLUNTEER RECRUITING AGENCIES)

開発途上国からの要請により、海外へボランティアを派遣する目的で、ODA が支援を行うのは次の4組織である。

- ・ Voluntary Service Overseas (V S O)
- ・ The Catholic Institute for International Relations (C I I R)
- ・ Skillshare Africa
- ・ The United Nations Association International Service (U N A I S)

これらの NGO は、任務に適したボランティアのリクルート、派遣に必要な語学トレーニング、国別オリエンテーション、ボランティアの活動のモニタリングを実施する。V S O は、東欧州及び中央アジアにおける「東欧州パートナーシップ計画 (the European Partnership Scheme)」も担当している。

ODA からの助成は一般に、予算額の80～90%に当り、各組織は少なくとも10%の収入をあげることが求められている。これら NGO は独立組織ではあるが、ODA と文書合意を結んでおり、助成金請求のためには翌会計年度のボランティアプログラム、及び予算額に関して、ODA からの承認を得ることが求められている。近年、このスキームへの支出は大幅に増加している。1994/95年には、80カ国を越える2,000人以上の技術ボランティアを支援するために2,200万ポンドが支出された。

## ③ 災害・緊急援助 (Disasters and Emergency Relief)

英国において、NGO は ODA 内の Disaster and Refugee Units と連携協力している。この部署は、緊急援助活動への資金協力、あるいは輸送機・車両、テント、毛布、医薬品等の物資援助の緊急輸送を行い、The Disasters Emergency Committee (D E C) に対する監視機能をもっている。このコミティーは7つの主要 NGO (O X F A M、Christina Aid、the British Red Cross Society、the Catholic Fund for Overseas Development、the Save the Children Fund、Action Aid、Help the Aged) と、大災害の発生に対し公共からの援助基金を募るなどの連携活動を行っている。1994/95年、72カ国に二国間緊急援助として2億9百万ポンドが拠出された。

出典：「J I C A 英国事務所報告」(1994)

*Development Co-operation Review Series* (1994)

*1996 Department Report* (1996.3)

## 4 地方自治体との関係について

### a 地方自治体の国際協力事業

### b 地方自治体と実施機関との連携の有無と事例

英国では、地方自治体が財政的に大きく中央に依存しているため、地方自治体が自ら

自分の費用で研修員を受け入れることはない。しかし研修員受入れの要請があれば、要請元が費用負担する条件で受け入れている。研修は全国の大学、研究所で直接受け入れていることが多いため、地方自治体の参加は少ない。地方自治体による活動は姉妹都市程度であるが、これも小規模のものである。

出典：「先進国技術協力実施状況調査報告書（英国）」（1988）

## A-2. クラウン・エージェンツ (Crown Agents: C.A.) の概要

### I. 設立の沿革、設立年、目的、法的根拠、本部所在地

クラウン・エージェンツは、1833年植民地に対する物資調達、船積、海上保険などのエージェンツ業務を提供するために、従来の代理機関を統合して設立された。1954年に現在の名称に改められ、植民地以外の独立国のエージェンツ業務も実施可能になった。1980年1月1日より「クラウン・エージェンツ法1979」(Crown Agents Act 1979)の公布施行に基づきODA傘下の国営企業 (statutory corporation) として再編され、従来のエージェンツ業務に加えて海外開発庁 (ODA) の代行機関としても活動することになった。

出典：「基金調査季報」(1985)

1993年8月、ODA長官は、クラウン・エージェンツを財団 (Foundation) へ移行するように議会の合意を求めた。1995年1月、長官はエージェンツの財団への移行を実施する立法手続きを開始した。この組織編成により、1979年の "Crown Agents Act" で制限されていた市場に対して柔軟的に、商業的に対応する独立性を獲得することになる。

出典：Annual Report and Accounts 1994 (1995)

#### 所在地

Crown Agents for Overseas Government and Administration (C.A.)

St. Nicholas House  
St. Nicholas Road  
Sutton, Surrey SM 1, 1EL  
UK  
tel: 0181-643 3311  
fax: 0181-643 8232

#### 東京事務所

新宿区神楽坂1-2  
研究社ビル 3F  
tel: 03-3235-2571

## 2 事業の範囲と内容

CAは1989年に改革を行っており、政府はCAを独立組織として民営化することを取り決めている。CAは活動の幅を広げており、例として、アフリカへの日本の援助物資輸送、世界銀行出資の活動への協力（ボリヴィア等）などがあげられる。

出典：Development Co-operation Review Series (1994)

CAは、途上国政府や国際機関などの代行機関（Agent）として援助関連の財・サービスの購入・調達を行っている。事業内容は広範にわたっており、ODAなど援助機関による有償・無償資金協力の執行の代行、物資の輸送・保険サービス、援助プロジェクトの入札手続きの代行、金融・財政政策へのアドバイス、マンパワー養成、開発プロジェクトの施行監理などがある。なお、CAは外国政府や国際機関からの専門家の派遣要請を受けて、医療、農業、エンジニアリング、漁業、教育分野などを中心に、技術者や行政官を派遣している。

出典：「主要先進国における援助要員の確保に関する調査」（1990）

1993 Departmental Report (1993)

クラウン・エージェンツは、英国政府、政府機関のほか100を越える外国の中央政府、地方政府、及び300を越える公共機関（大学、中央銀行等）や世銀等の国際機関を顧客として、物資調達、船積、保険業務から技術供与、コンサルタント業務、金融・証券業務、さらには切手やコインの販売業務に至る広範な代理業務を行っている。これらの様々な業務の中に海外援助関連業務の占める割合は約50%であり、具体的な業務内容は次のように、大きく2つに分類される。

### ①海外開発庁（ODA）の代行機関としての業務

有償・無償資金協力業務（入札評価、契約承認、支払実行の認定・管理、承諾及び貸付前の資金枠のチェック）、F/S、仕様作成、工事監理、運営などのコンサルティング・サービス、技術的な検査及び評価等

### ②援助対象国の代行機関としての業務

借款・贈与に関する書類の受領・チェック、契約者、英国内の銀行等への支払い及び関連書類の事前作成と提出、受入国に代わる資金の受入、借款・贈与協定で定められた資金の管理等

出典：「基金調査季報」（1985）

CAの機能の中でもっとも評価を受けているものは、災害、緊急救済の実施、特にその緊急を要する物資の調達、梱包、輸送、現地への送り付けである。



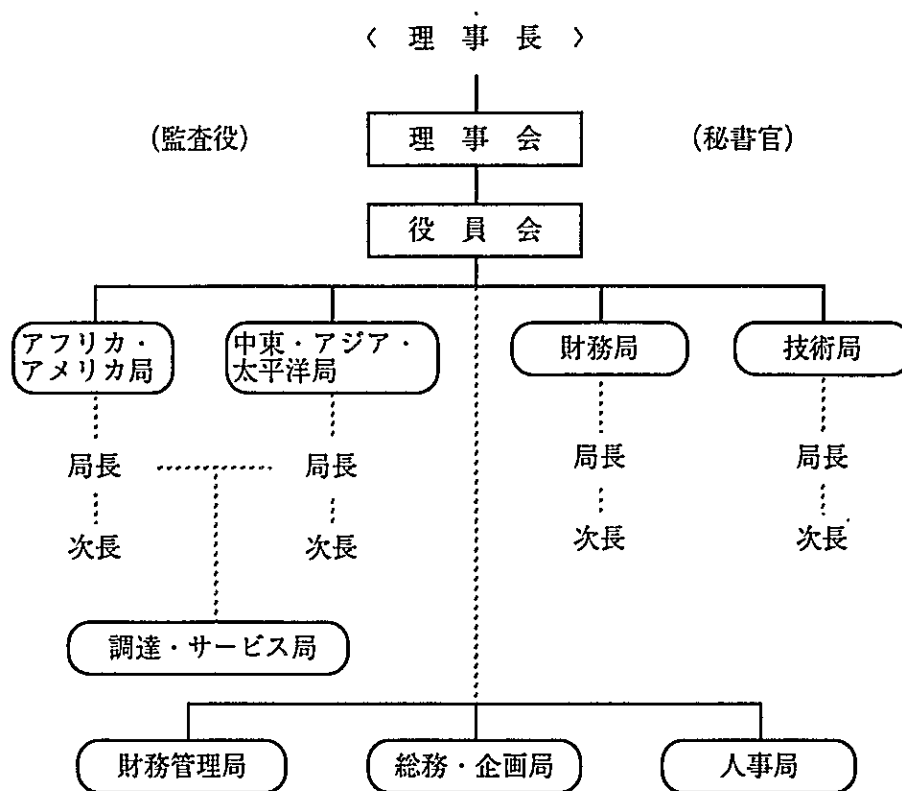
出典：The Economist (1993.3.30)

3. 機構

a. 組織図

クラウン・エージェンツの組織は、理事会の下に役員会があり、さらにアフリカ・アメリカ局、中東・アジア・太平洋局、財務局、技術局、財務管理局、総務・企画局、人事局等の各部署に分かれる。

クラウン・エージェンツ組織図



出典：『基金調査季報』（1985）

b. 本部の機能と役割、権限、人員数